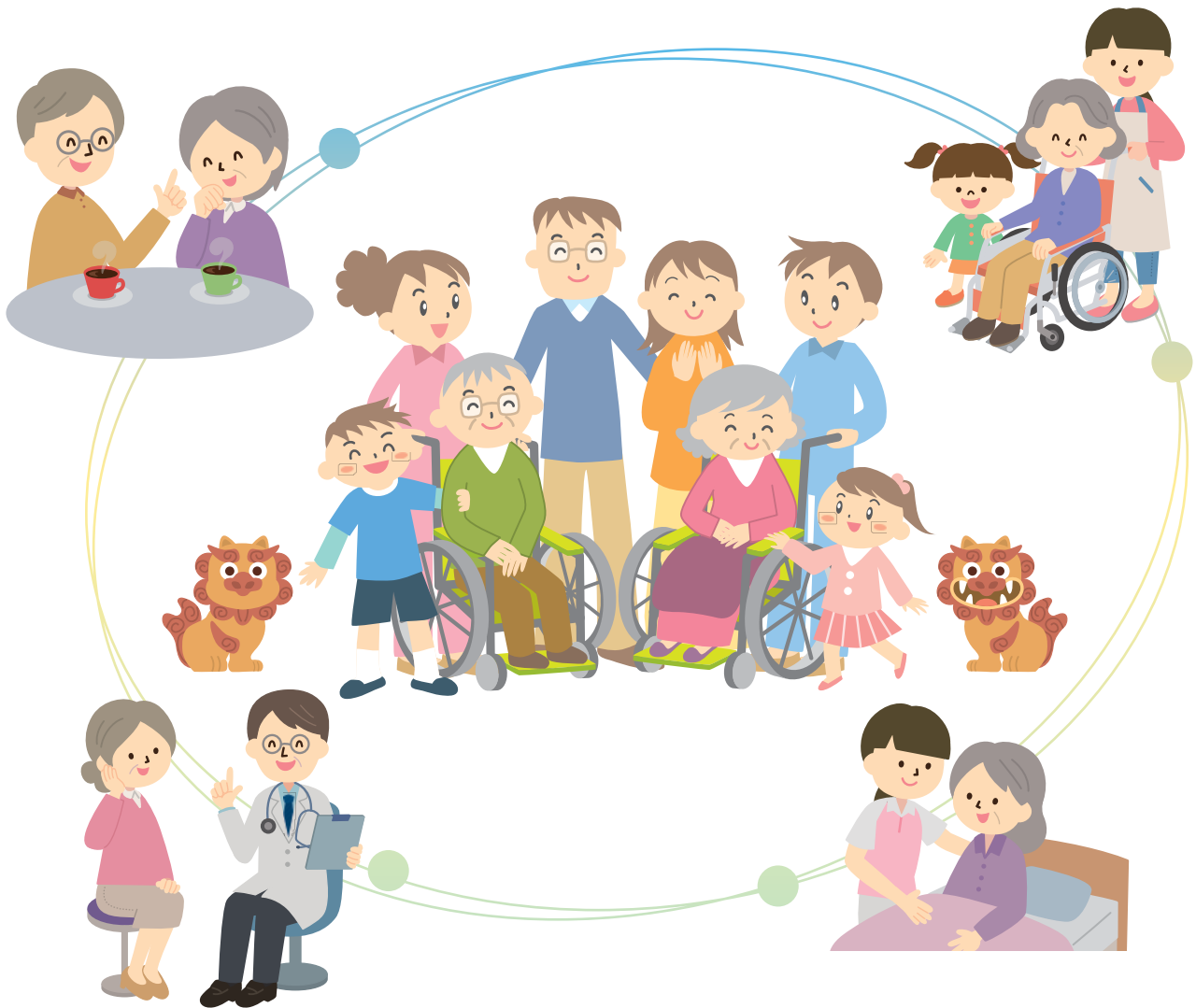


宜野湾市

高齢者保健福祉計画  
・介護保険事業計画

チュイシージーの心で支えあう

高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん



令和3年3月

沖縄県 宜野湾市



## はじめに



現在、わが国は、超高齢社会を迎え、比較的若い年齢層が多い本市においても今後、急速な高齢者人口の増加が見込まれています。少子高齢化の進行とともに地域社会の機能や世帯構造が大きく変化するなか、高齢者福祉のあり方が改めて課題となっております。

本計画は、高齢者の実態やニーズ、社会資源等の状況をふまえ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に引き続き取り組んでまいります。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らす社会を実現するため、宜野湾市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関・団体とも協力してまいります。今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にご尽力いただきました宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員の皆様、また、介護予防・日常生活圏域高齢者ニーズ調査及び在宅介護実態調査へのご協力と貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に深くお礼を申し上げます。

令和3年3月

宜野湾市長 松川 正則



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

---

1. 計画策定の趣旨 .....1
2. 計画の位置づけ及び計画期間 .....2
3. 計画策定体制及び進行管理 .....4

## 第2章 宜野湾市の高齢者を取り巻く現状

---

1. 総人口と高齢者人口の推移 .....7
2. 要支援・要介護認定者の状況 .....10
3. 高齢者のいる世帯の状況 .....13
4. 高齢者の就業状況 .....15
5. 日常生活圏域別の状況 .....16
6. 介護保険事業の給付実績 .....19

## 第3章 アンケート調査結果からみた現状

---

1. 調査の設計と実施概要 .....21
2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 .....23
3. 在宅介護実態調査結果 .....30
4. 介護保険サービス事業所調査結果 .....35

## 第4章 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の評価

---

1. 個別施策事業評価より .....39
2. アンケート調査結果より .....42
3. 給付実績等より .....42

## 第5章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念 .....45
2. 基本目標 .....47
3. 施策体系 .....48

## 第6章 高齢者保健福祉・介護保険事業の展開

---

基本目標 1 高齢者が健康に暮らせるまち	53
基本目標 2 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち	68
基本目標 3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち	73
基本目標 4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち	83
基本目標 5 高齢者が充実した介護を受けられるまち	95

## 第7章 介護保険事業量・事業費の見込みと介護保険料の算出

---

1. 介護保険事業量の見込み	102
2. 介護保険事業費の見込み	126
3. 介護保険料の算出	129

## 第8章 計画の推進に向けて

---

1. 計画の周知	133
2. 計画の推進体制	133
3. 計画の進行管理	133
4. 計画の推進に関する留意点	133

## 資料編

---

1. 用語集	135
2. 介護保険事業計画の実施状況	142
3. 介護サービス給付費等の推計値	146
4. 保険料推計	149
5. 策定委員会規則・委員名簿・審議経過	154

## 第 1 章 計画の策定にあたって

---





## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

わが国の総人口に占める高齢者人口の割合の推移をみると、1950年（昭和25年）の4.9%以降一貫して上昇が続いており、1985年に10%、2005年に20%を超え、2019年は28.4%となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）には30.0%となり、第2次ベビーブーム期（1971年～1974年）に生まれた世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、35.3%になると見込まれています。

本市においても高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率は2019年（令和元年）時点の19.1%から2025年（令和7年）には21.1%、2040年（令和22年）には26.9%になると見込まれています。

介護保険制度においてはこのような将来を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくための取組が進められてきました。

しかし、2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する一方で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる中、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要となります。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要です。

本計画は、こうした2025年及び2040年の状況を見据えた上で、第8期（令和3年度～令和5年度）計画期間内における市町村介護保険事業計画として、本市における高齢者がいつまでも地域の中で健康に暮らし続けていくことができるための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業を計画的に実施することを目的として、高齢者の保健福祉施策に関する高齢者保健福祉計画と一体的に策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ及び計画期間

### (1) 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画であるとともに、介護保険法第117条の規定に基づく、介護保険の給付等対象のサービスの種類や各サービス量の見込み等、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定める介護保険事業計画を、高齢者施策に関する一体的な計画として策定するものです。

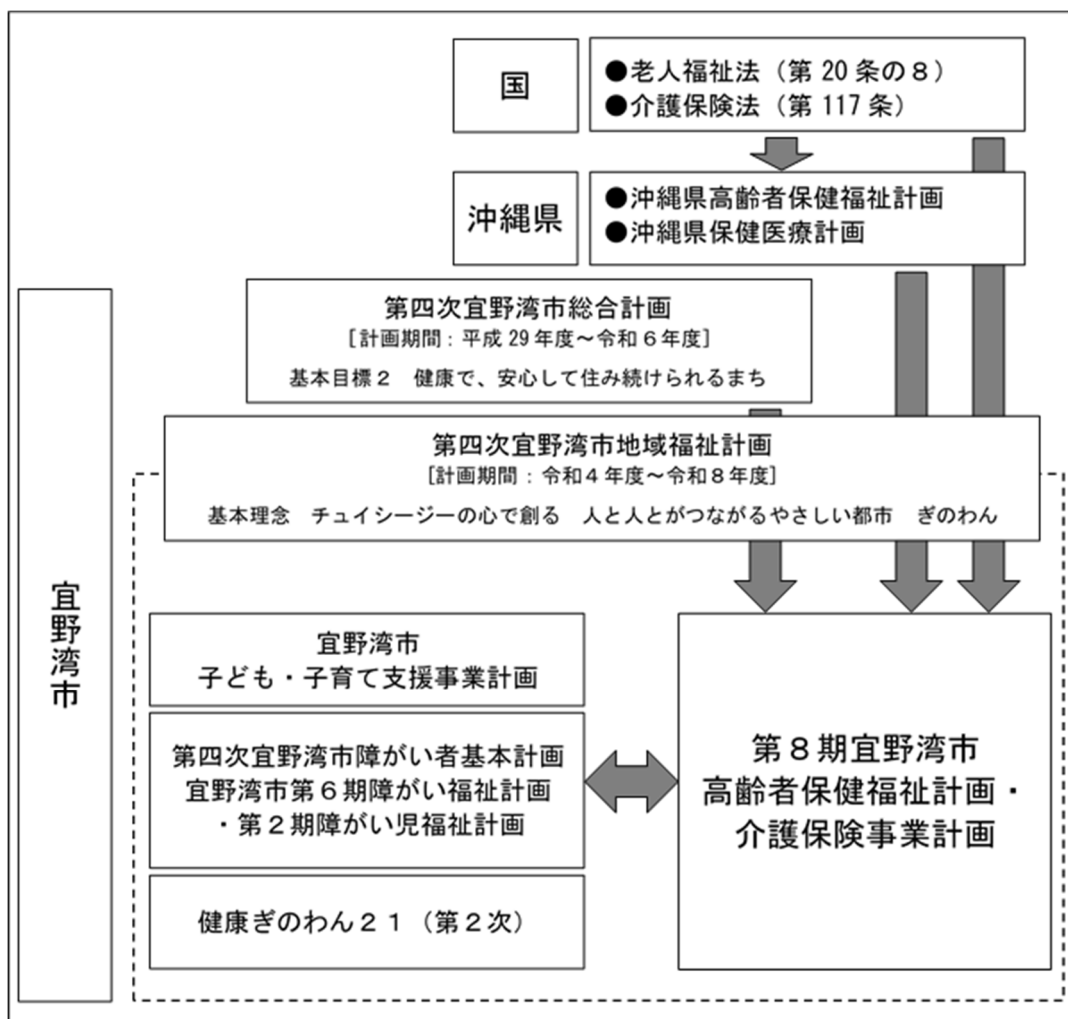
### (2) 第8期計画の位置づけ

今期計画は、2025年及び2040年の状況を見据えた上で、第8期（令和3年度～令和5年度）計画期間内における市町村介護保険事業計画として、本市における高齢者がいつまでも地域の中で健康に暮らし続けていくことができるための基本的事項を定めるものです。

### (3) 上位計画・関連計画

本計画は、国や県の上位計画及び本市のまちづくりの羅針盤である「第四次宜野湾市総合計画」や福祉計画の指針となる「第四次宜野湾市地域福祉計画」と整合性を図るとともに、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ち策定します。

■図表 1 - 1



(4)計画期間

本計画は、3年を1期として見直しを行うこととし、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を第8期計画として、令和2年度に策定します。

■図表1-2 他計画との関係図

項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
宜野湾市総合計画	第四次総合計画 [平成29年度～令和6年度]					
宜野湾市地域福祉計画		第四次地域福祉計画 [令和4年度～令和8年度]				
宜野湾市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期高齢者保健 福祉計画・介護保険 事業計画		第9期高齢者保健 福祉計画・介護保険 事業計画			
沖縄県高齢者保健福祉計画	第8期沖縄県高齢者 保健福祉計画		第9期沖縄県高齢者 保健福祉計画			
沖縄県保健医療計画	第七次沖縄県保健医療計画 [平成30年度～令和5年度]		第八次沖縄県保健医療計画 [令和6年度～令和11年度]			

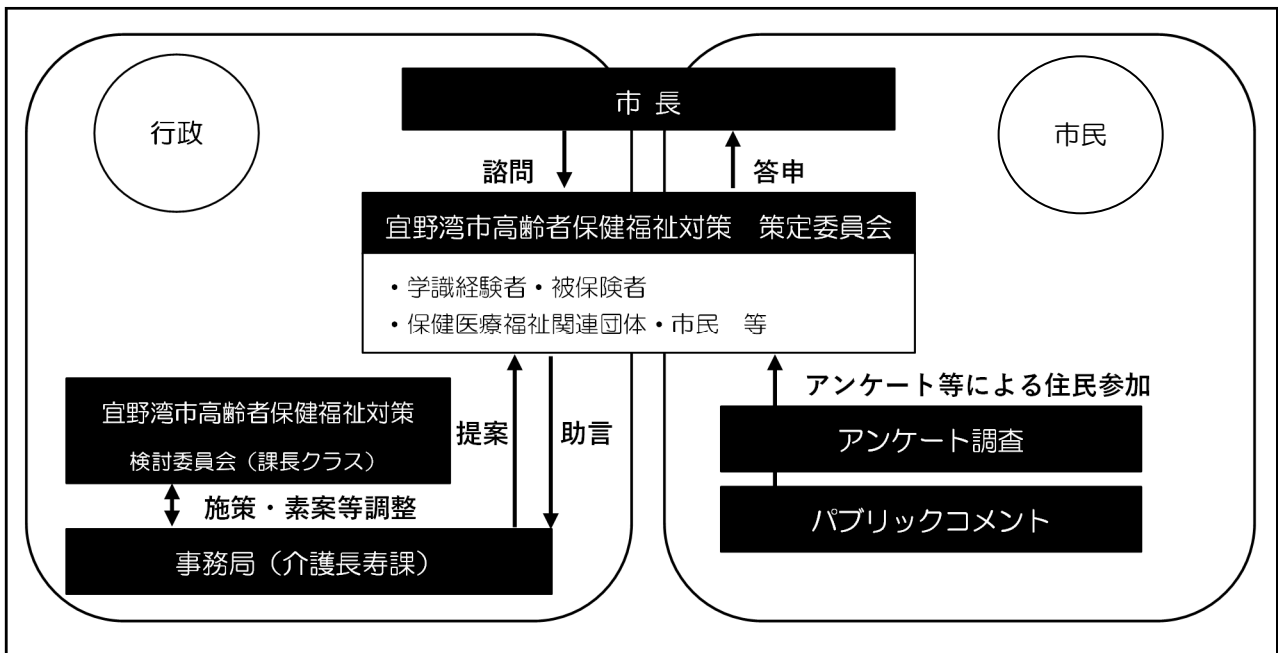
### 3. 計画策定体制及び進行管理

#### (1) 策定体制

計画の策定に当たっては、庁内課長クラスで構成される「宜野湾市高齢者保健福祉対策検討委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

また、学識経験者・被保険者・保健医療福祉関連団体・市民など幅広い関係者で構成される「宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員会」を設置し、多角的視点から多くの意見を頂きました。

■図表 1-3 策定体制



## (2)住民意見の反映

### ①高齢者等実態調査の実施

本計画の策定にあたり、宜野湾市内の65歳以上の高齢者（要介護1～5の認定を受けている方以外）から日常生活圏域（4圏域）ごとに均等に標本数を割り当て、約3,000人を無作為に抽出し、国の示した調査票に本市独自項目を加えて介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、宜野湾市内在住の要支援・要介護認定を受けて在宅で生活している方で、調査期間内に市の介護認定調査員の訪問を受けた方に在宅介護実態調査を実施し、本市の高齢者の実態把握に努めました。

このほか介護保険事業所およびその利用者に対し在宅生活改善調査、居所変更実態調査を行い、在宅生活の継続に関する課題や、施設の利用状況の把握を行いました。

### ②パブリックコメントの実施

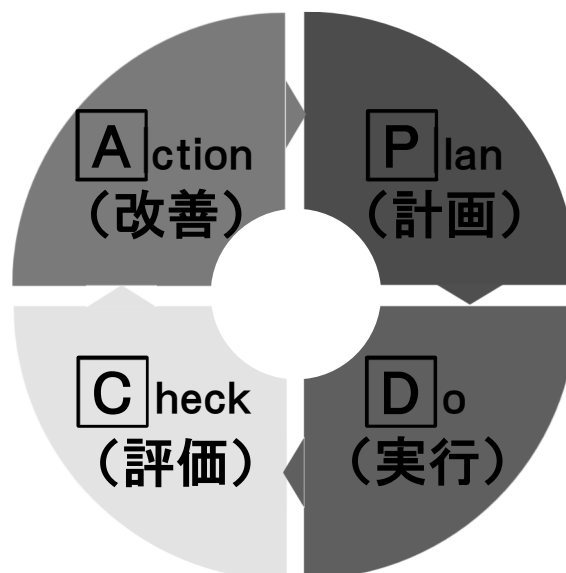
本計画の素案について、市民の方々から幅広く意見を募集するため、令和2年12月16日から令和2年12月25日まで、市内主要施設（宜野湾市役所 正面ロビー・介護長寿課、宜野湾市民図書館、宜野湾市老人福祉センター（赤道・伊利原）、宜野湾市社会福祉協議会）においてパブリックコメントを実施しました。

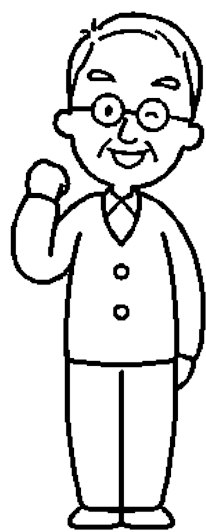
## (3)計画の進捗管理

本計画の進行状況を管理するために、高齢者保健福祉事業・介護保険事業の各事業について、「宜野湾市高齢者保健福祉対策検討委員会」や「宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員会」において、毎年の進捗状況を把握・整理し、PDCAサイクルを活用し、計画の点検・評価に努めます。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や優先順位などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

■図表1-4 PDCAサイクル





## 第2章 宜野湾市の高齢者を取り巻く現状

---





## 第2章 宜野湾市の高齢者を取り巻く現状

### 1. 総人口と高齢者人口の推移

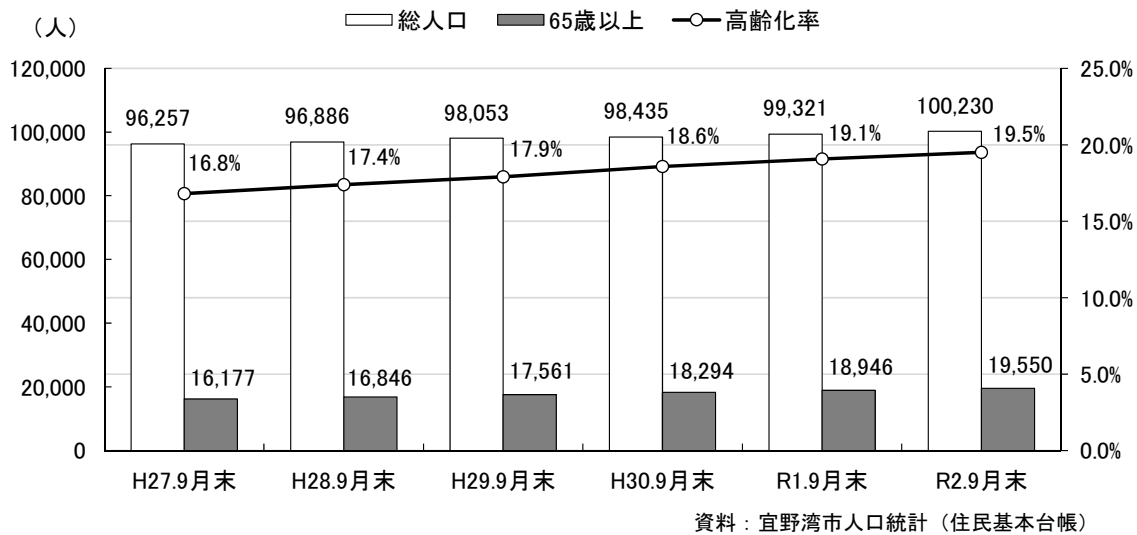
#### (1) 総人口・高齢者人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成27年の96,257人から年々増加傾向で推移しており、令和2年には100,230人となっています。

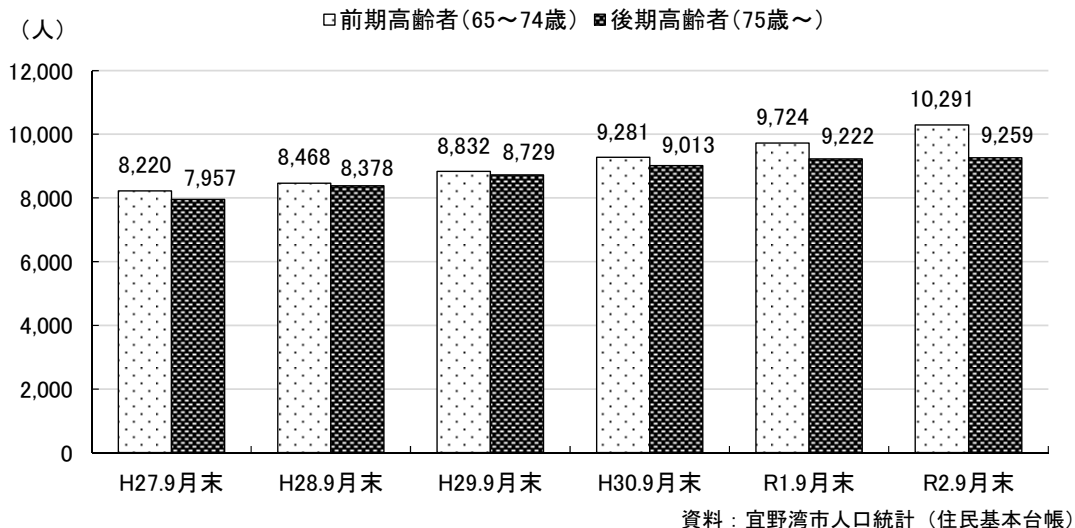
総人口の増加に伴い高齢者人口も増加しており、平成27年の高齢者人口16,177人から、令和2年には3,373人多い19,550人となっており、高齢化率は平成27年の16.8%から令和2年には19.5%と増加傾向にあります。

高齢者人口を前期高齢者、後期高齢者別にみると、平成27年の前期高齢者数8,220人、後期高齢者数7,957人、その差263人に対し、令和2年の前期高齢者数10,291人、後期高齢者数9,259人、その差1,032人となっています。

■図表2-1 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移



■図表2-2 前期・後期別高齢者数

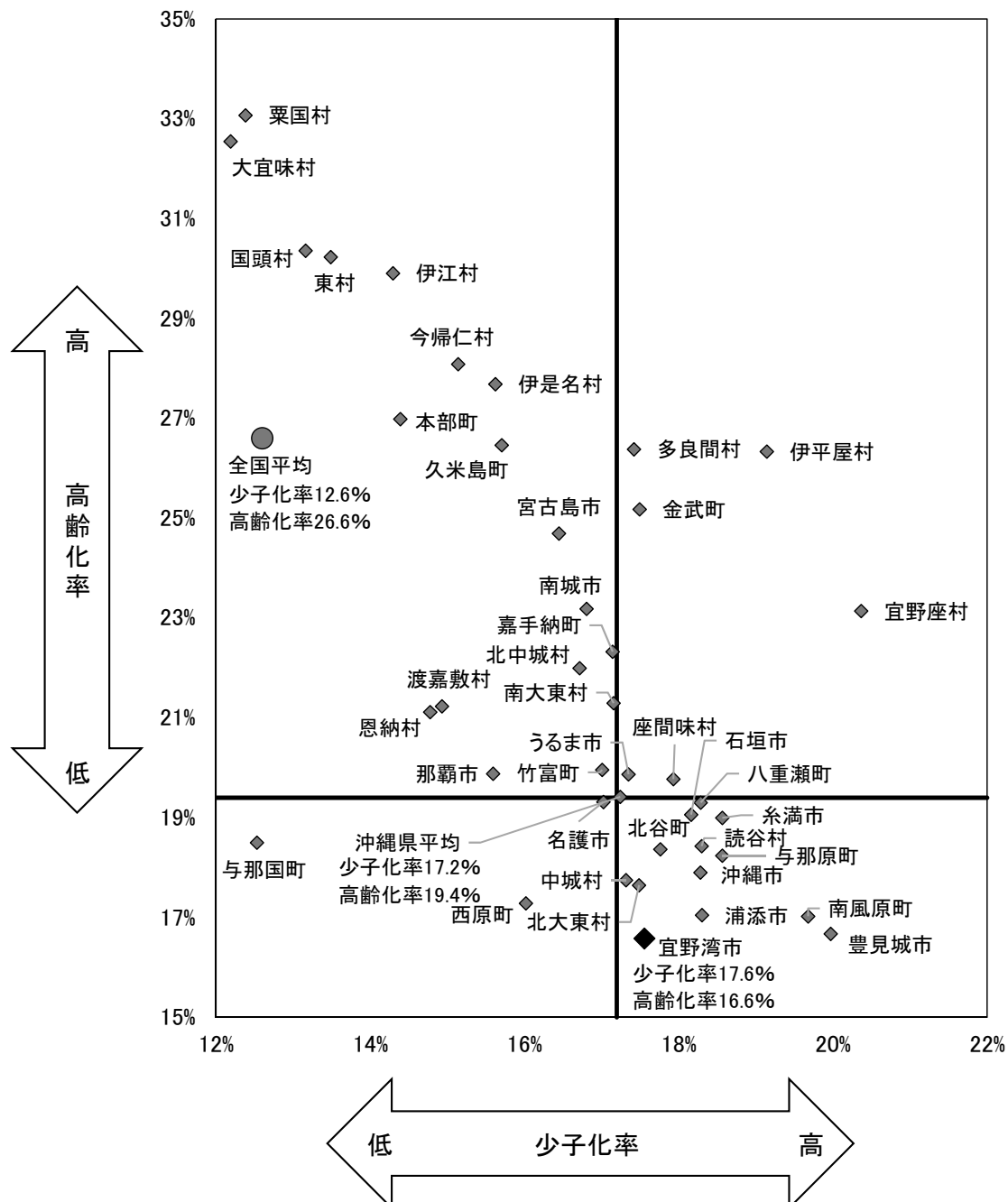


## 第2章 宜野湾市の高齢者を取り巻く現状

平成27年の国勢調査によると、本市の高齢化率は16.6%、少子化率は17.6%となっています。

本市の高齢化率を県内及び全国と比較すると、高齢化率は県内で最も低く、県平均・全国平均を大きく下回っています。

■図表2-3 高齢化率・少子化率



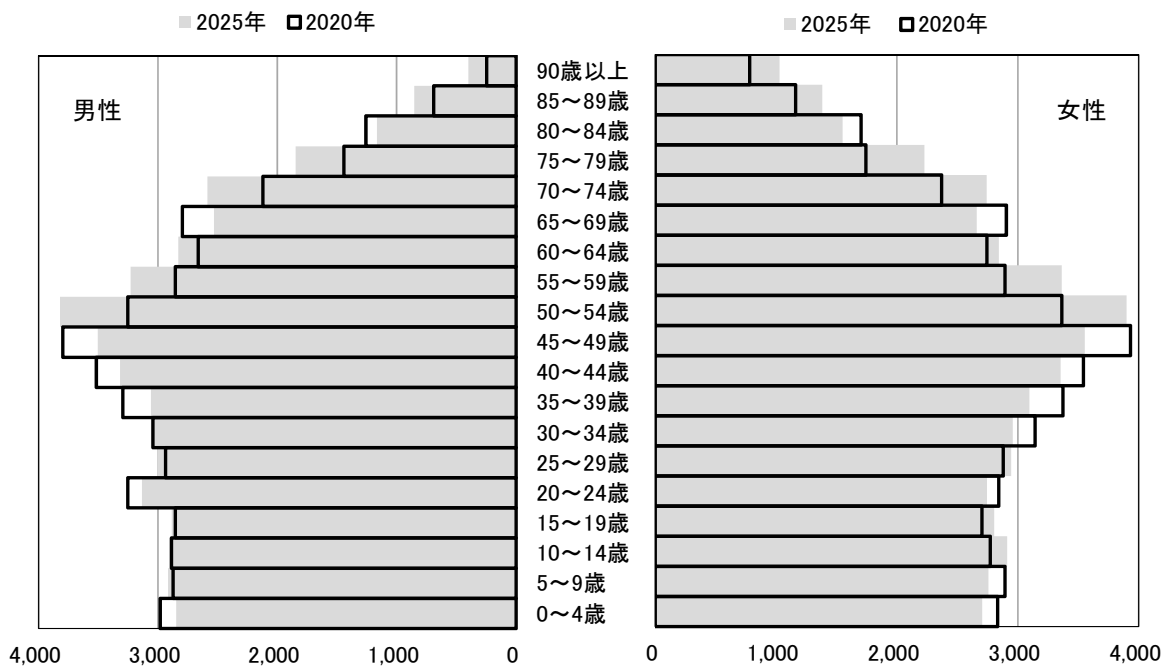
資料：平成27年度国勢調査

## (2)年齢階級別人口構成

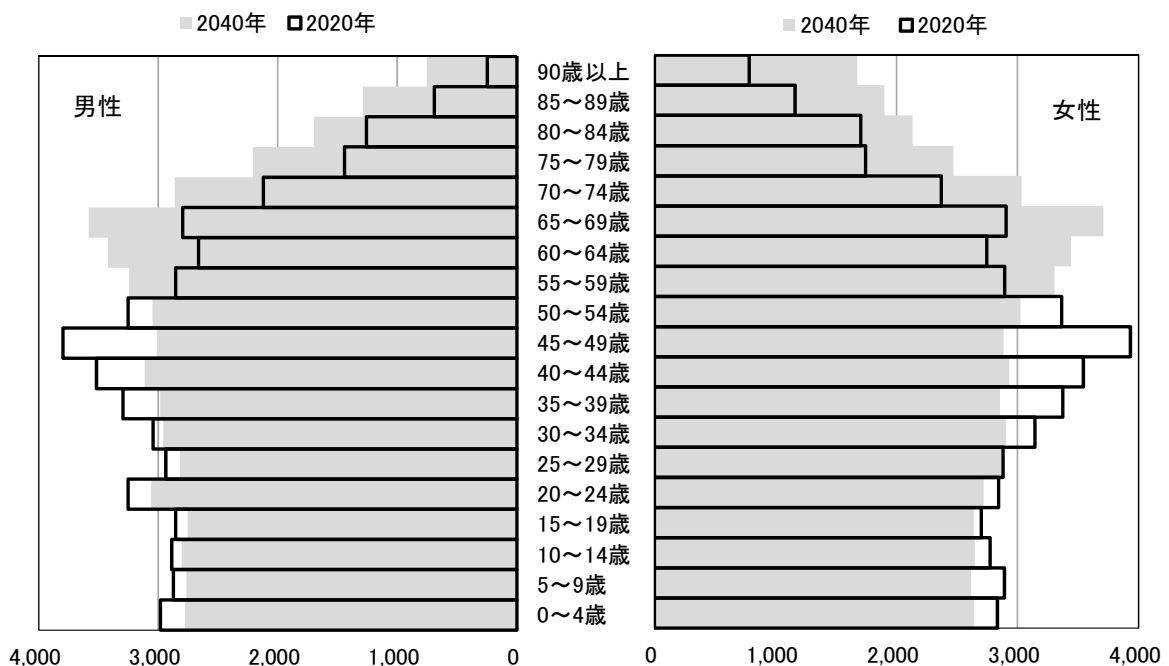
本市の5歳階級別人口の65歳以上の割合を令和2年（2020年）と令和7年（2025年）[団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、我が国が超高齢化社会になる]を比較すると、50歳以上の階級の多くで増加が見込まれています。

令和22年（2040年）[団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が高齢者となり、65歳以上がピークとなる]との比較では、50歳代後半の各階級で大きく増加が見込まれており、高齢者人口は今後も増加傾向で推移すると予測されます。

■図表2-4 5歳階級別人口の推移（2025年と比較）



■図表2-5 5歳階級別人口の推移（2040年と比較）



## 2. 要支援・要介護認定者の状況

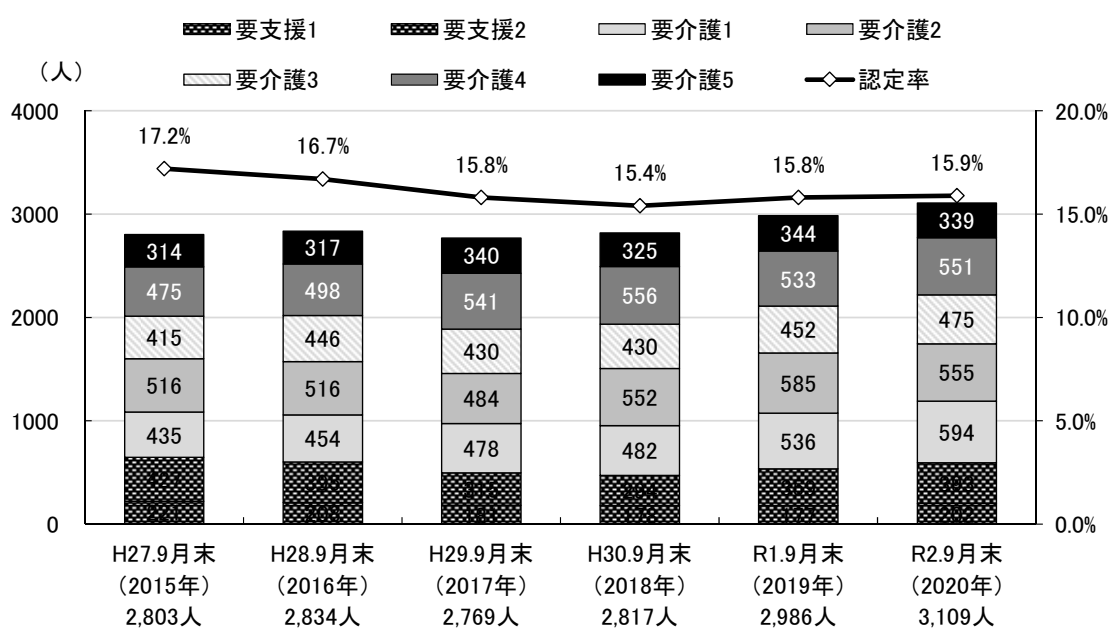
### (1) 要介護(要支援)認定者数・認定率の推移

本市の第1号被保険者(65歳以上)の要介護(要支援)認定者数は平成27年の2,803人から、年々増加傾向にあり、令和2年は3,109人となっています。

要介護(要支援)認定者数は増加しているものの、認定率をみると、平成28年から微減傾向にあります。

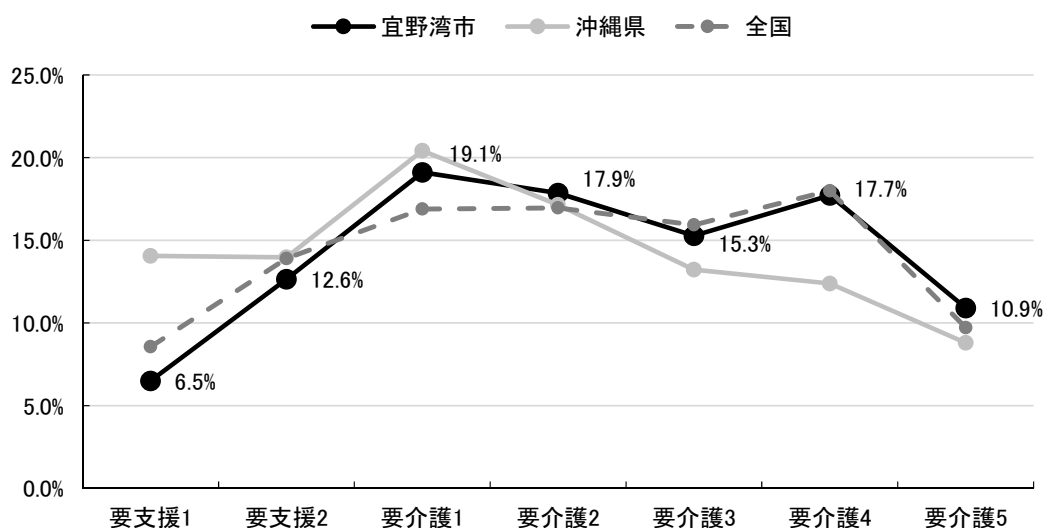
要介護(要支援)認定者数割合を沖縄県及び全国と比較すると、要介護2及び要介護5で、沖縄県、全国に比べ割合が高くなっています。

■ 図表2-6 要介護(要支援)度別認定者数の推移(第1号被保険者)



資料：介護保険事業状況報告(厚生労働省)

■ 図表2-7 要介護(要支援)度別認定者数割合(第1号被保険者)



資料：介護保険事業状況報告 令和2年9月末時点(厚生労働省)

(2)年齢別認定者の出現率の推移

要介護（要支援）認定者を5歳階級別でみると、認定者の出現率（各年齢区分の人口に占める認定者の割合）は、年齢に比例して上昇し、75歳以上の後期高齢者になるとその傾向が顕著に現れ、後期高齢者の約3割が認定者となっています。

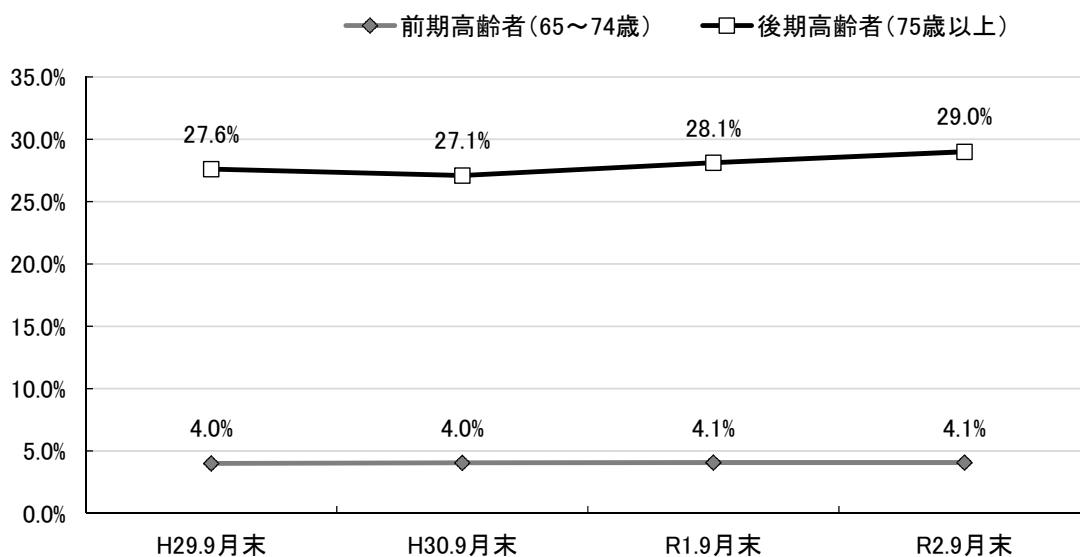
■図表2-8 要介護（要支援）認定者出現率の推移

年齢区分		第2号被保険者	第1号被保険者						
			前期高齢者			後期高齢者			
			40～64歳	65～69歳	70～74歳	合計	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成29年9月	認定者数	94	169	188	357	398	649	1,365	2,412
	構成割合	3.3%	5.9%	6.6%	12.5%	13.9%	22.7%	47.7%	84.2%
	※出現率	0.3%	3.0%	5.8%	4.0%	11.2%	23.7%	56.0%	27.6%
平成30年9月	認定者数	103	181	194	375	384	649	1,409	2,442
	構成割合	3.5%	6.2%	6.6%	12.8%	13.2%	22.2%	48.3%	83.6%
	※出現率	0.3%	3.2%	5.4%	4.0%	11.0%	22.2%	54.3%	27.1%
令和元年9月	認定者数	98	182	212	394	391	679	1,522	2,592
	構成割合	3.2%	5.9%	6.9%	12.8%	12.7%	22.0%	49.4%	84.0%
	※出現率	0.3%	3.1%	5.4%	4.1%	11.5%	22.4%	54.5%	28.1%
令和2年9月	認定者数	112	185	238	423	363	691	1,632	2,686
	構成割合	3.5%	5.7%	7.4%	13.1%	11.3%	21.5%	50.7%	83.4%
	※出現率	0.3%	3.2%	5.3%	4.1%	11.4%	23.0%	53.0%	29.0%

※出現率：当該年齢区分の人口に占める要介護（要支援）認定者

資料：介護保険事業状況報告、宜野湾市人口統計（住民基本台帳）

■図表2-9 第1号被保険者 要介護（要支援）認定者出現率の割合



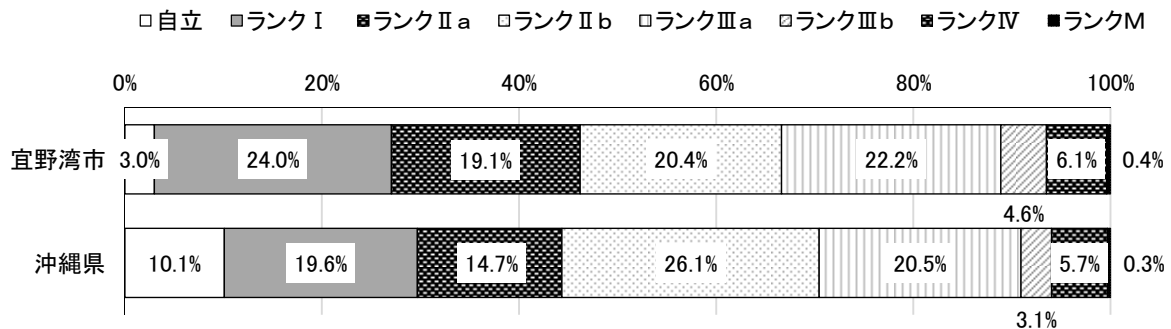
資料：介護保険事業状況報告、宜野湾市人口統計（住民基本台帳）

(3) 認知症高齢者の日常生活自立度

県が実施している「認知症高齢者の日常生活自立度調査」(令和2年3月31日現在)により、本市の要支援・要介護認定者の日常生活の自立度をみた場合、最も割合が高いのが「ランクⅠ」で24.0%を占め、次いで「ランクⅢa」の22.2%となっています。

本市と沖縄県を比較した場合、「ランクⅡ」以上の何らかの症状や行動の見られる状態の割合が県を上回っており、認定者に対する日常生活の見守りが重要となっています。

■図表2-10 要介護・要支援認定者の日常生活自立度(令和2年度)



資料：認知症高齢者の日常生活自立度調査(令和2年3月31日現在)

■図表2-11 認知症高齢者の日常生活自立度の各ランクの定義

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	Ⅱ a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱ b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等	
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	Ⅲ a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲ b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ	
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

### 3. 高齢者のいる世帯の状況

高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者（65歳以上）のいる世帯の一般世帯に占める割合は増加を続けており、平成27年には全体の27.4%となっています。

平成7年から20年間で、高齢者のいる世帯割合はおよそ1.6倍に増加しています。

■図表2-12 宜野湾市の世帯の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯総数	28,098 100.0%	31,294 100.0%	34,705 100.0%	36,332 100.0%	39,291 100.0%
うち高齢者のいる世帯	4,647 16.5%	6,353 20.3%	7,956 22.9%	9,110 25.1%	10,777 27.4%
一人暮らし世帯	837 3.0%	1,430 4.6%	1,939 5.6%	2,276 6.3%	2,972 7.6%
夫婦のみ世帯	694 2.5%	1,231 3.9%	1,682 4.8%	1,987 5.5%	2,514 6.4%
その他の世帯	3,116 11.1%	3,692 11.8%	4,335 12.5%	4,847 13.3%	5,291 13.5%

【世帯総数】：一般世帯数

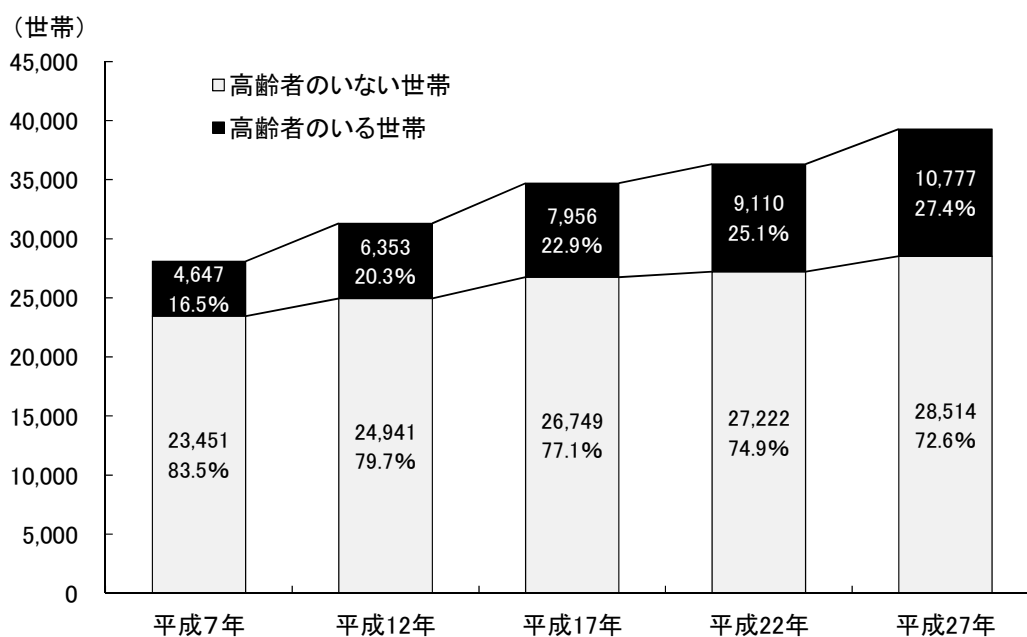
【高齢者のいる世帯】：65歳以上の親族のいる世帯

【一人暮らし世帯】：65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）

【夫婦のみ世帯】：夫65歳以上、妻60歳以上あるいは妻65歳以上、夫60歳以上の夫婦（他の世帯員がいないもの）

資料：国勢調査

■図表2-13 宜野湾市世帯数（高齢者有無）の推移



資料：国勢調査

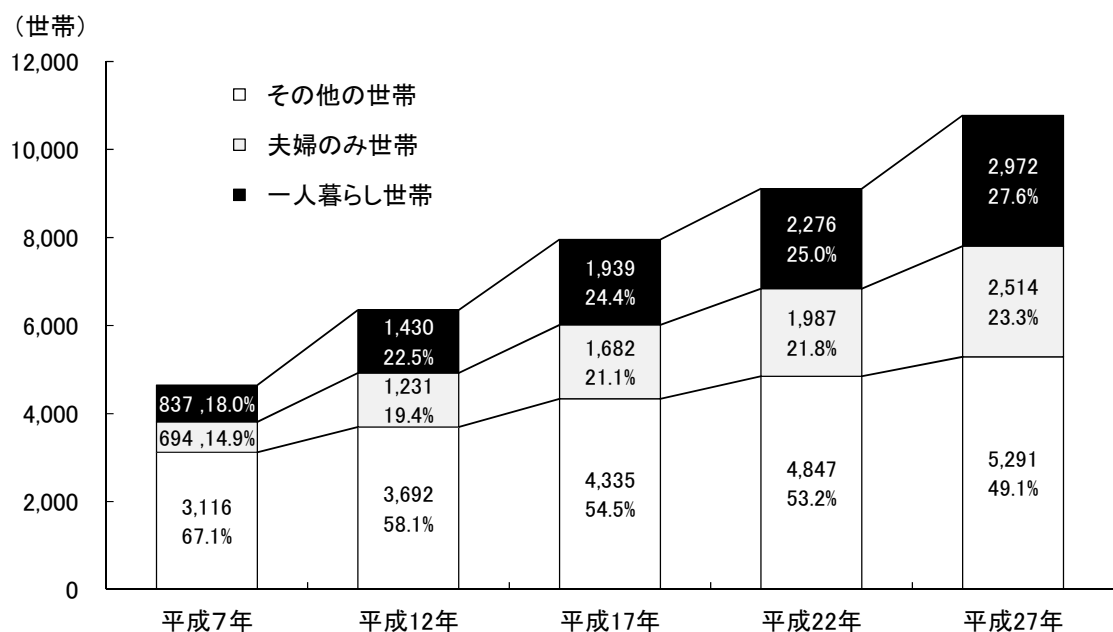
## 第2章 宜野湾市の高齢者を取り巻く現状

「高齢者のいる世帯の内訳」をみると、「一人暮らし世帯」の割合は、平成7年から平成27年までの20年間で約1.5倍、「夫婦のみ世帯」も約1.6倍に増加しています。

全体でみると、平成7年では、「一人暮らし世帯」は高齢者のいる世帯全体の18.0%でしたが、平成27年では27.6%とおよそ10ポイントの増加となっています。同様に「夫婦のみ世帯」も平成7年では、14.9%でしたが、平成27年では23.3%とおよそ8ポイントの増加となっており、高齢者のいる世帯の半数は、「一人暮らし世帯」あるいは「夫婦のみ世帯」であることがわかります。

今後も「一人暮らし世帯」や「夫婦のみ世帯」の高齢者の日中独居などが増加していくことが予測されます。

■図表2-14 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査



## 4. 高齢者の就業状況

本市の65歳以上の「就業者数」及び「就業者総数に占める割合」は、高齢化の進展に伴い増加しています。平成7年は就業者総数に占める割合はわずか2.4%でしたが、平成27年までの20年間で6.7%とおよそ2.8倍となっています。これは、高齢者の人口に占める割合が増加したためと考えられます。

さらに「65歳以上就業率」は、平成7年から平成22年までは12～13%程度でしたが、平成27年には15.9%と上昇しています。

■図表2－15 高齢者の就業状況の推移

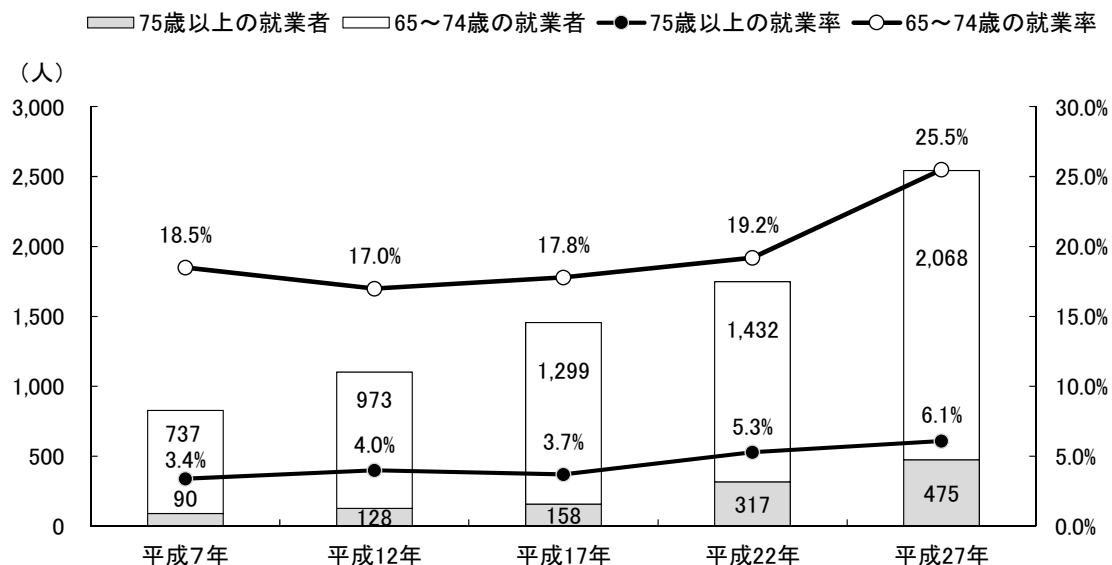
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者総数(宜野湾市)	34,244	35,726	35,645	37,349	37,853
男	20,618	20,882	20,189	20,612	20,493
女	13,626	14,844	15,456	16,737	17,360
65歳以上就業者	827	1,101	1,457	1,749	2,543
就業者総数に占める割合	2.4%	3.1%	4.1%	4.7%	6.7%
男	582	732	964	1,116	1,528
女	245	369	493	633	1,015
65～74歳	737	973	1,299	1,432	2,068
男	520	662	852	918	1,227
女	217	311	447	514	841
75歳以上	90	128	158	317	475
男	62	70	112	198	301
女	28	58	46	119	174

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65歳以上就業率	12.5%	12.3%	12.6%	13.0%	15.9%
65～74歳	18.5%	17.0%	17.8%	19.2%	25.5%
75歳以上	3.4%	4.0%	3.7%	5.3%	6.1%

資料：国勢調査

■図表2－16 高齢者の就業状況の推移（前期・後期年齢区分）



資料：国勢調査

## 5. 日常生活圏域別の状況

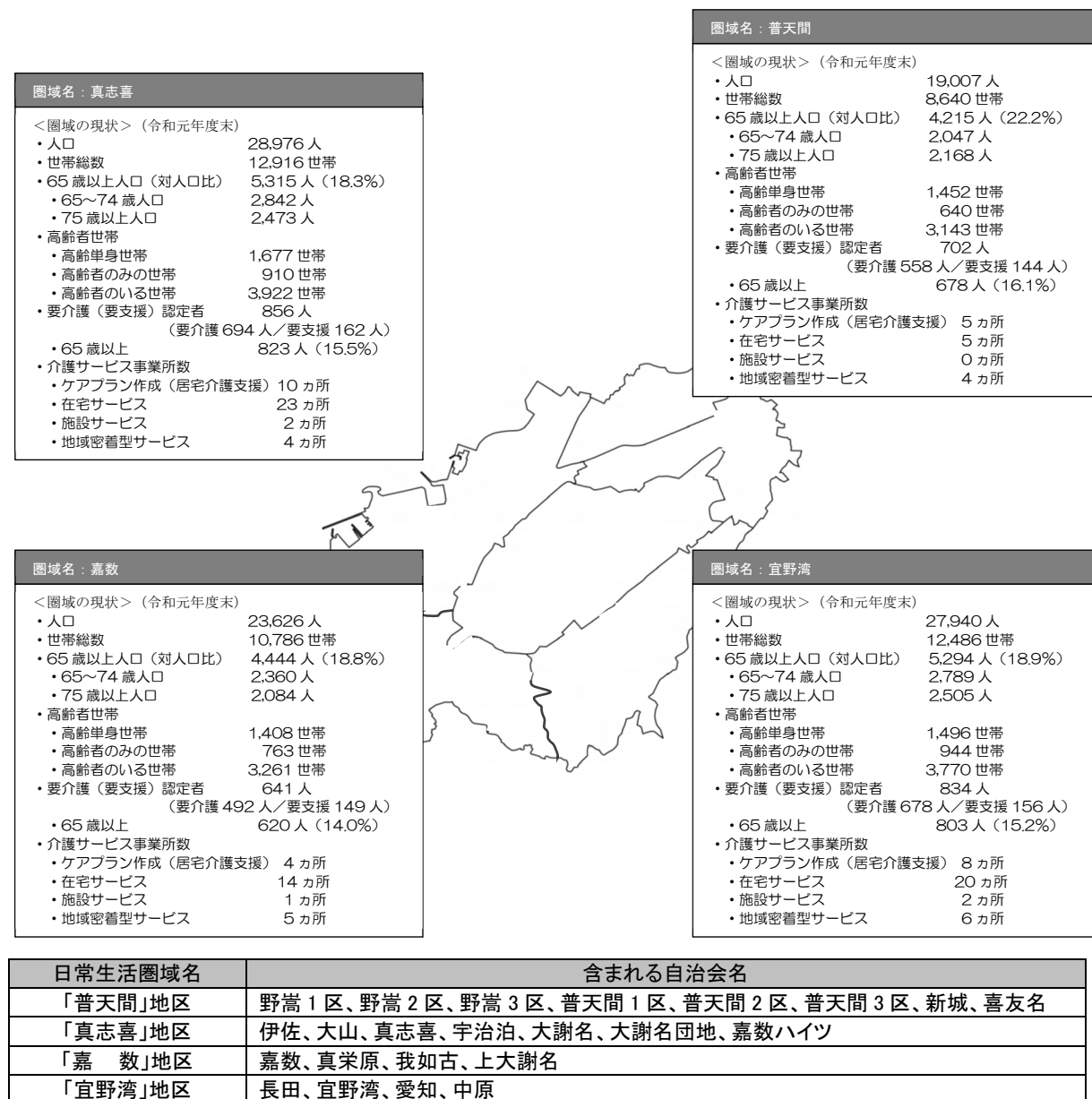
### (1)本市の「日常生活圏域」の状況

本市においては、高齢者の保健・福祉・介護のサービス提供に関する日常生活圏域として、「普天間」地区、「真志喜」地区、「嘉数」地区、「宜野湾」地区の4地区を設定しています。この区割りは、自治会区の区割りに準じています。

高齢者については、「真志喜」地区の5,315人が最も多く、次いで「宜野湾」地区が5,294人、「嘉数」地区の4,444人、「普天間」地区の4,215人となっています。

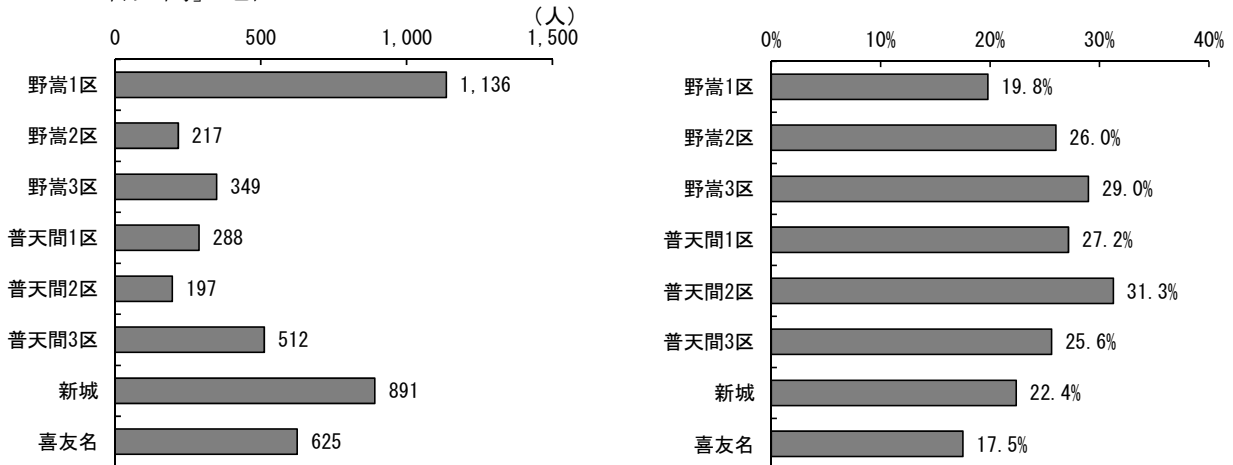
高齢化率をみると、「普天間」地区が22.2%と最も高く、次いで「宜野湾」地区の18.9%、「嘉数」地区の18.8%、「真志喜」地区の18.3%となっており、高齢者数・高齢化率ともに、第7期計画策定時よりも全ての地区で高くなっています。

■図表2-17 日常生活圏域の区分と基本情報

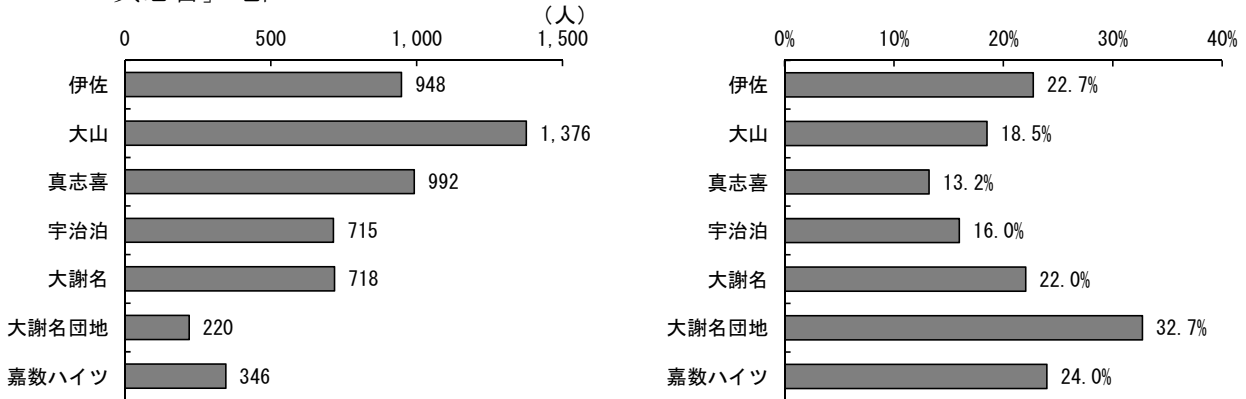


■図表2-18 自治会別高齢者数（左）・高齢化率（右）

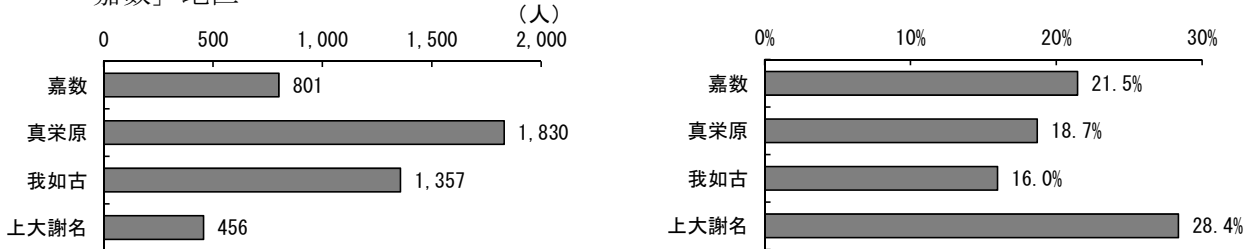
「普天間」地区



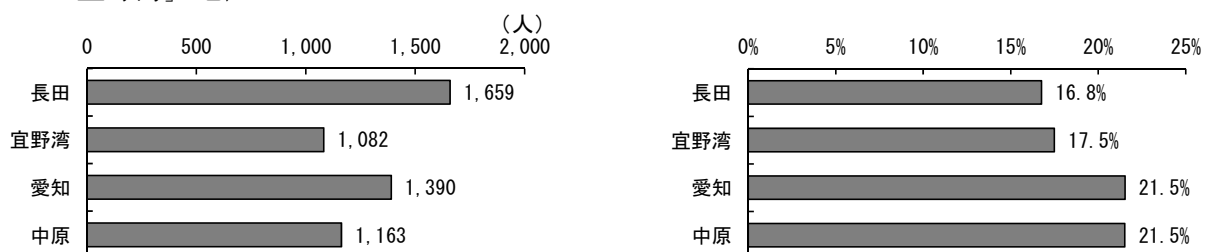
「真志喜」地区



「嘉数」地区



「宜野湾」地区



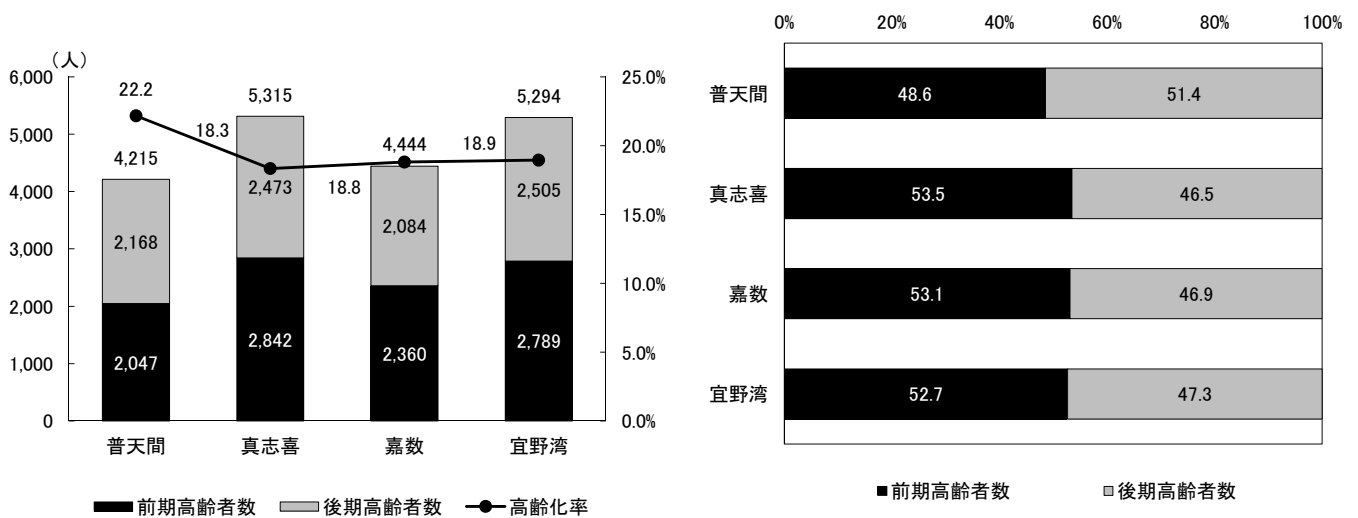
(2)「日常生活圏域」ごとの高齢化の状況

日常生活圏域ごとの高齢化の状況を前期・後期高齢者数でみると、前期高齢者数は真志喜地区が2,842人と最も多く、次いで宜野湾地区の2,789人、後期高齢者数は、宜野湾地区の2,505人が最も多く、次いで真志喜地区の2,473人となっています。また、普天間地区では、前期高齢者よりも後期高齢者が多くなっています。

現状では、人口及び高齢者数の多い地区ほど介護サービス事業所が多く立地している状況ですが、後期高齢者の比率が高い普天間地区では、他地区と比べ介護予防・居宅介護サービスの需要が高くなることが考えられます。

また、全ての地区で高齢者数の増加と高齢化率の上昇がみられることから、介護予防強化による要介護状態の重度化防止とともに、地域ぐるみで高齢者を支える体制の構築が重要となります。

■図表 2-19 生活圏域別 前期・後期別高齢者数（左）・割合（右）



## 6. 介護保険事業の給付実績

## (1) 介護給付

■図表 2-20

サービス名	平成 30 年		令和元年	
	件数	総給付費	件数	総給付費
居宅サービス 計	38,059	2,529,543,126	41,174	2,719,056,525
訪問介護	3,393	170,620,536	3,519	182,235,200
訪問入浴介護	104	8,562,090	115	9,739,584
訪問看護	1,388	56,162,962	1,555	55,059,148
訪問リハビリテーション	755	26,398,768	852	29,768,095
居宅療養管理指導	2,416	12,637,430	2,740	14,274,157
通所介護	13,037	1,723,559,347	13,981	1,860,023,982
通所リハビリテーション	3,117	248,795,713	3,332	275,579,260
短期入所生活介護	534	34,742,358	580	36,909,437
短期入所療養介護(老健)	281	16,966,487	302	21,939,507
短期入所療養介護(療養型)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	5	367,524	0	0
福祉用具貸与	12,505	132,863,911	13,708	143,790,461
特定施設入居者生活介護	524	97,866,000	490	89,737,694
地域密着型サービス 計	3,672	535,219,686	3,684	548,434,853
認知症対応型通所介護	406	53,124,023	424	52,751,510
小規模多機能型居宅介護	763	138,272,484	777	151,749,540
認知症対応型共同生活介護	730	175,743,853	742	188,216,917
地域密着型通所介護	1,773	168,079,326	1,741	155,716,886
施設サービス 計	5,561	1,447,051,020	5,705	1,533,744,001
介護老人福祉施設	2,823	696,614,863	2,910	740,779,483
介護老人保健施設	2,503	677,555,305	2,430	662,881,574
介護療養型医療施設	85	23,644,178	15	5,383,638
介護医療院	150	49,236,674	350	124,699,306
福祉用具購入費	148	3,136,430	138	3,425,534
住宅改修費	102	10,148,272	74	7,393,097
居宅介護支援	18,176	271,073,224	19,572	287,054,316
介護給付 計	65,718	4,796,171,758	70,347	5,099,108,326

資料：令和2年度版 宜野湾市福祉保健の概要

(2)介護予防給付

■図表2-21

サービス名	平成30年		令和元年	
	件数	総給付費	件数	総給付費
居宅サービス 計	3,990	66,709,343	4,334	67,700,010
訪問入浴介護	0	0	0	0
訪問看護	113	2,783,397	133	3,086,035
訪問リハビリテーション	259	8,029,830	240	7,855,584
居宅療養管理指導	68	282,004	85	467,124
通所リハビリテーション	1,116	36,656,332	1,023	36,107,346
短期入所生活介護	3	61,073	4	58,322
短期入所療養介護(老健)	3	129,105	2	78,768
短期入所療養介護(療養型)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	2,371	14,248,409	2,801	16,868,261
特定施設入居者生活介護	57	4,519,193	46	3,178,570
地域密着型サービス 計	83	4,213,062	50	2,716,047
認知症対応型通所介護	12	237,753	7	229,626
小規模多機能型居宅介護	71	3,975,309	43	2,486,421
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
福祉用具購入費	57	1,116,486	76	1,479,651
住宅改修費	49	5,381,420	61	6,619,899
介護予防支援	3,187	14,336,400	3,464	15,282,180
介護予防給付 計	7,366	91,756,711	7,985	93,797,787

資料：令和2年度版 宜野湾市福祉保健の概要

### 第3章 アンケート調査結果からみた現状

---





## 第3章 アンケート調査結果からみた現状

### 1. 調査の設計と実施概要

#### (1) 調査の目的

本市における高齢者を取り巻く課題等を抽出し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)策定の基礎資料とすることを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護保険サービス事業所調査(在宅生活改善、居所変更実態調査)」を実施しました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の設問項目については、国が示した必須項目にオプション項目の一部と宜野湾市独自設問を加えて作成しました。

調査項目は、「介護保険事業計画における施策反映のための手引き(令和元年7月)」(以下、「国手引き」という。)において、国が示した調査項目に準拠しています。

#### (2) 調査の種類

調査名		調査対象	主な目的	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		市内の65歳以上の高齢者(要介護1～5の認定を受けている方以外)から、日常生活圏域(4圏域)ごと均等に標本数を割り当て無作為抽出	介護予防の推進に向け、市内の65歳以上高齢者におけるリスク要因の発生状況や、地域の助け合い活動への参加意向を把握する	郵送配布・郵送回収 (礼状兼督促状1回発送)
在宅介護実態調査		市内在住の要支援・要介護認定を受けて在宅で生活している方で、調査期間内に市の介護認定調査員の訪問を受けた方	在宅介護の状況及び主な介護者の就労状況と介護離職に関する実態を把握	郵送及び認定調査員による配布回収
介護保険サービス事業所調査	在宅生活改善調査	・居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・上記に所属するケアマネジャー	「(自宅等にお住まいの方)現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等の検討に活用	郵送配布・郵送回収 ●事業所票 ●利用者票 (ケアマネジャーが回答)
	居所変更実態調査	・施設・居住系サービス事業所(住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む)	過去1年間の入退去の流れや退去理由などを把握することで、高齢者が住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等の検討に活用	郵送配布・郵送回収

### 第3章 アンケート調査結果からみた現状

#### ◆調査期間

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：令和2年1月10日（金）～2月28日（金）
- 在宅介護実態調査：令和2年1月10日（金）～2月28日（金）
- 介護保険サービス事業所調査：令和2年1月10日（金）～2月28日（金）

#### (3)回収結果

調査名			標本数	回収数	回収率 (無効票含む)
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査			3,000	1,440	48.0%
在宅介護実態調査			1,200	563	46.9%
事業所調査 介護保険サービス	在宅生活改善調査	事業所票	34	20	58.8%
		利用者票	利用者票 20 票(利用者 150 人分)		
	居所変更実態調査		37	18	48.6%

## 2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

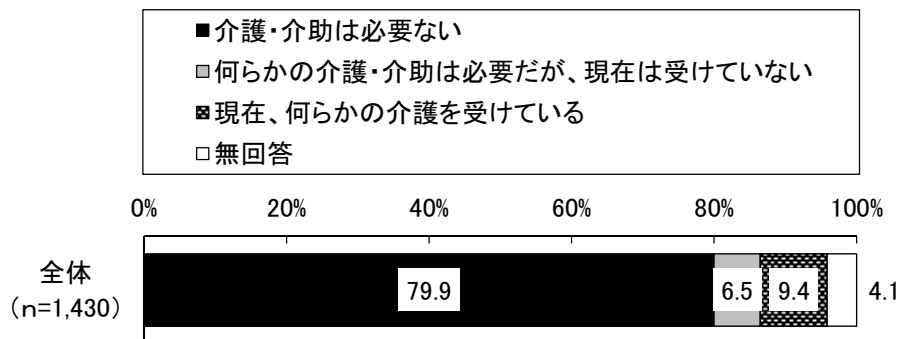
### (1) 基本情報

#### ① ご家族や生活状況

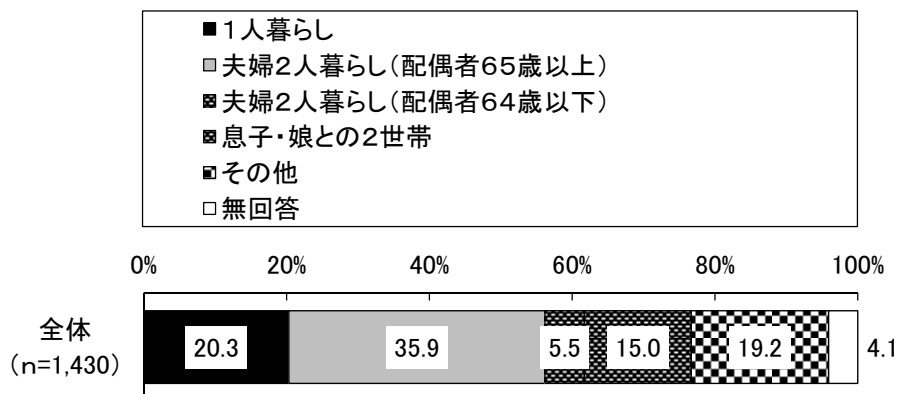
家族構成について、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が35.9%と最も多く、次いで「1人暮らし」が20.3%となっています。高齢者のみの世帯(「1人暮らし」+「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」)は、全体の56.2%となっています。

介護・介助の必要性について、「介護・介助は必要ない」が79.9%であり、介護・介助が必要な方(「介護・介助は必要だが、現在は受けていない」+「現在、何らかの介護を受けている」)は15.9%となっています。

■ 図表3-1 介護・介助の必要性



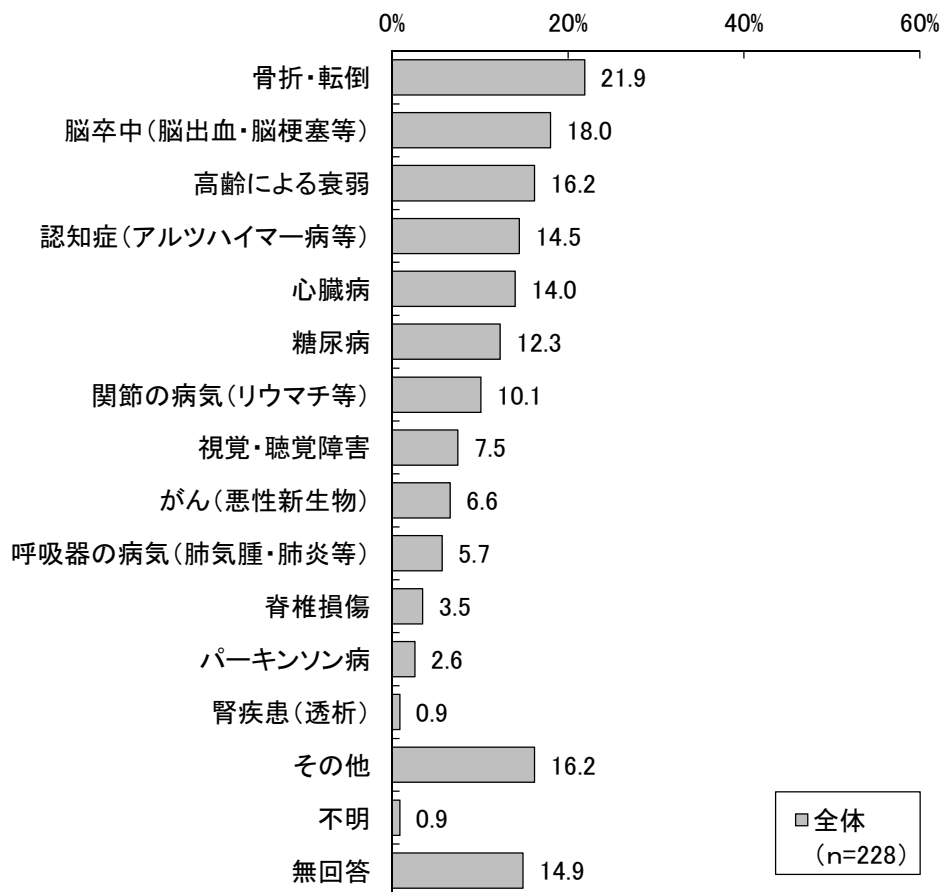
■ 図表3-2 家族構成



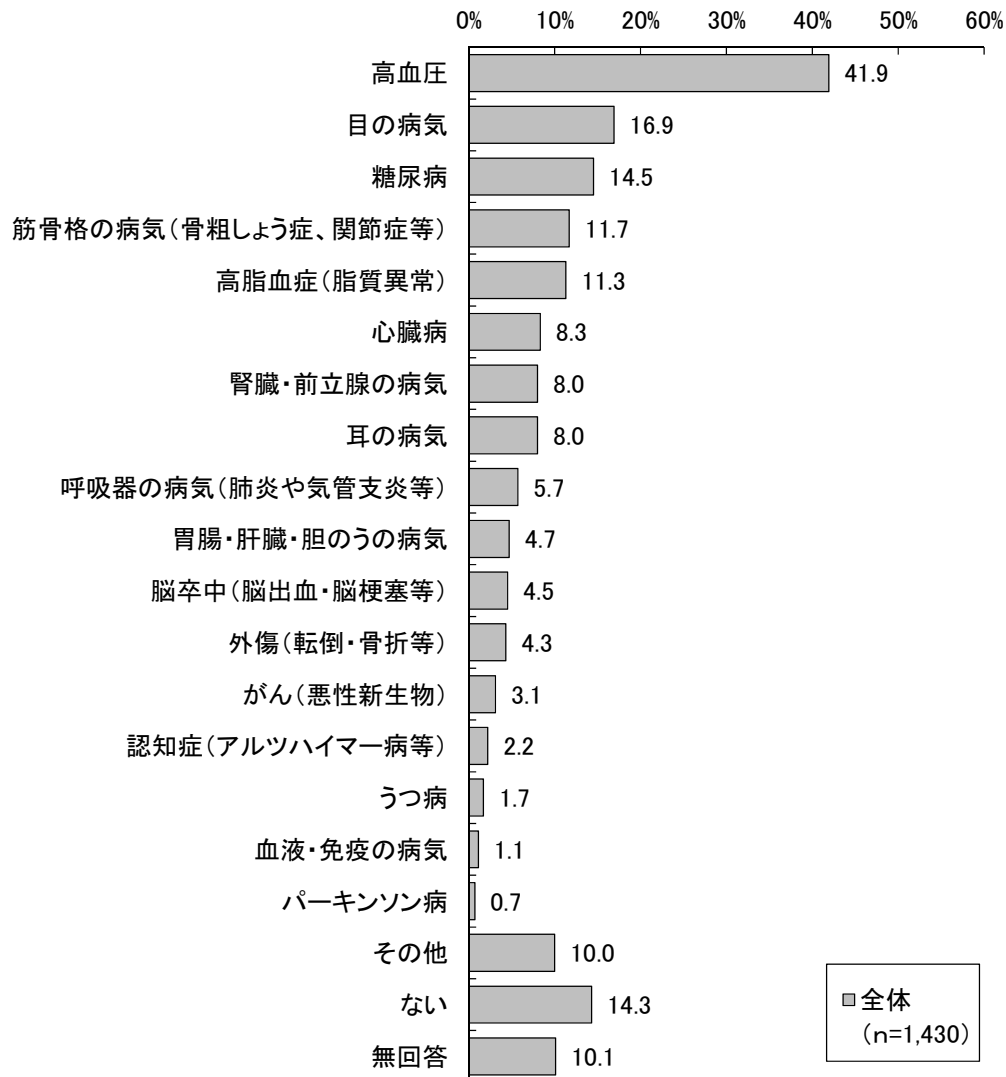
②介護・介助の原因・既往歴等

介護・介助の主な原因上位3位は「骨折・転倒」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「高齢による衰弱」となっています。また、既往歴の上位3位は「高血圧」、「目の病気」、「糖尿病」となっています。

■図表3-3 介護・介助が必要になった主な原因【複数回答】



■図表3-4 本人が抱えている傷病【複数回答】



(2)機能評価

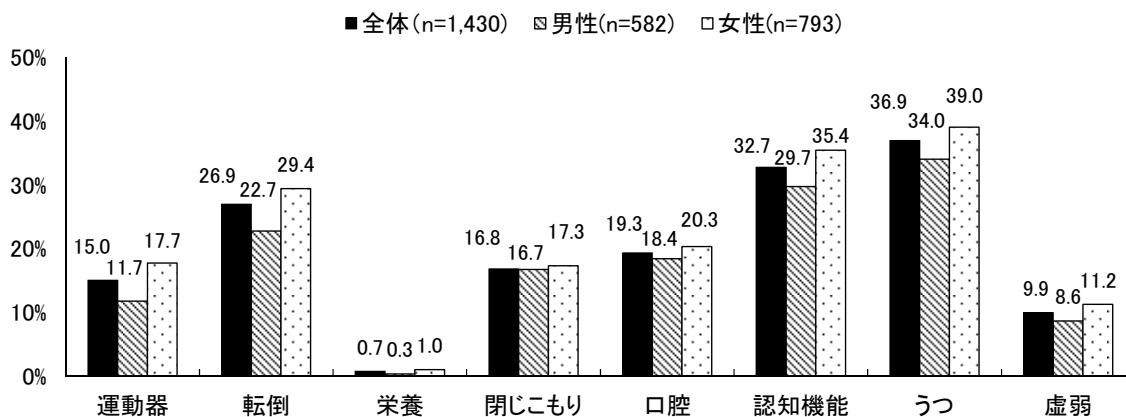
生活機能の評価項目ごとの該当者（リスクあり）の割合を表したのが以下の図となります。

全体では、「うつ」リスクが36.9%で最も高く、次いで「認知機能」リスク32.7%、「転倒」リスク26.9%となっています。

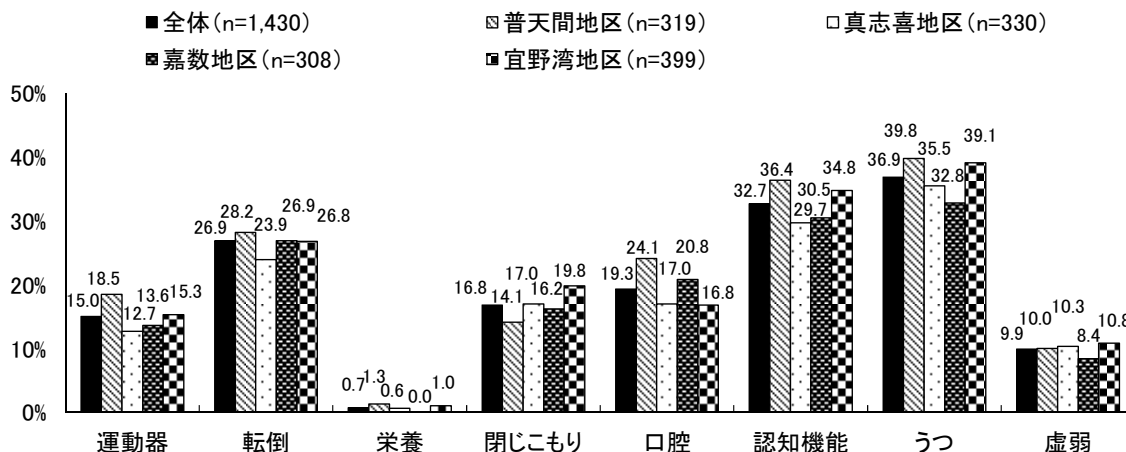
性別にみると、「運動器」リスク、「転倒」リスクは女性の方が男性よりも6ポイント程度高くなっています。

地区別にみると、普天間地区は「運動器」18.5%、「転倒」28.2%、「栄養」1.3%、「口腔」24.1%、「認知機能」36.4%、「うつ」39.8%など多くの項目で他の地区よりも高くなっています。

■図表3-5 生活機能評価<性別>



■図表3-6 生活機能評価<地区別>



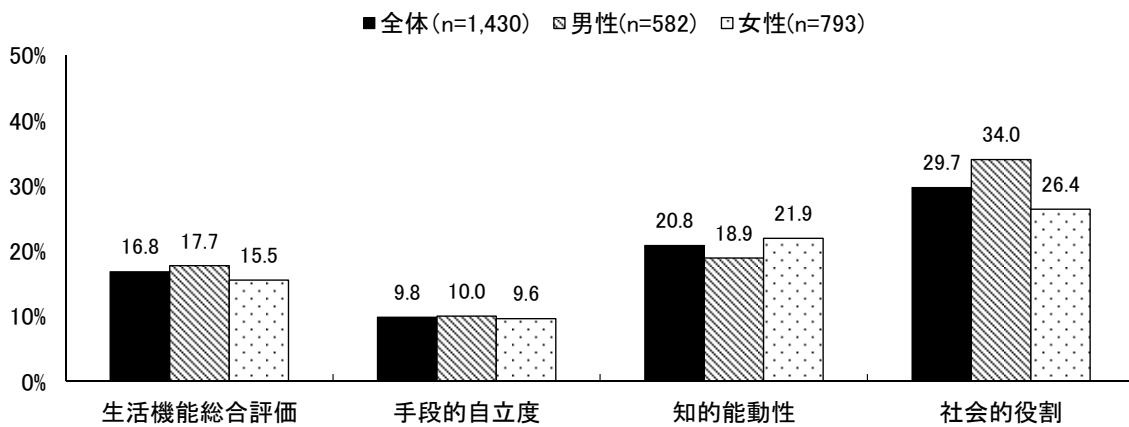
### (3)老研式活動能力指標

日常生活動作(ADL)ではとらえられない高次の生活能力を評価するため、手段的自立度(IADL)に、知的能動性(独自算出)、社会的役割(独自算出)を加えた老研式活動能力指標(13項目)を基にした生活機能評価結果を表したのが以下の図となります。

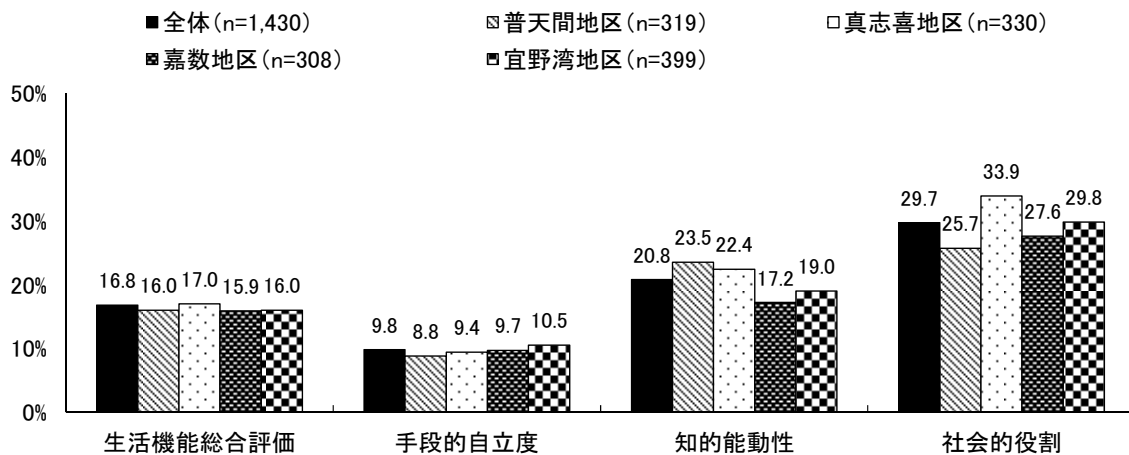
性別にみると、社会的役割では男性より女性の割合が低くなっています。また、生活機能総合評価は男性17.7%、女性15.5%となっています。

地区別にみると、社会的役割では真志喜地区が33.9%と他の地区に比べて高くなっています。

■図表3-7 老研指標評価<性別>



■図表3-8 老研指標評価<地区別>



### 第3章 アンケート調査結果からみた現状

■図表 3-9 生活機能総合評価に関連する対象設問

評価項目	設問		該当する選択肢の得点	
手段的 自立度 (IADL)	問 4	(4)バスやタクシーを使って1人で外出していますか	1. できるし、 している	⇒1点
		(5)自分で食品・日用品の買物をしていますか		
		(6)自分で食事の用意をしていますか	2. できるけど していない	
		(7)自分で請求書の支払いをしていますか		
		(8)自分で預貯金の出し入れをしていますか	3. できない	⇒0点
知的 能動性	問 4	(9)年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか	1. はい	⇒1点
		(10)新聞を読んでいますか		
		(11)本や雑誌を読んでいますか	2. いいえ	⇒0点
		(12)健康についての記事や番組に関心がありますか		
社会的 役割	問 4	(13)友人の家を訪ねていますか	1. はい	⇒1点
		(14)家族や友人の相談にのっていますか		
		(15)病人を見舞うことができますか	2. いいえ	⇒0点
		(16)若い人に自分から話しかけることがありますか		

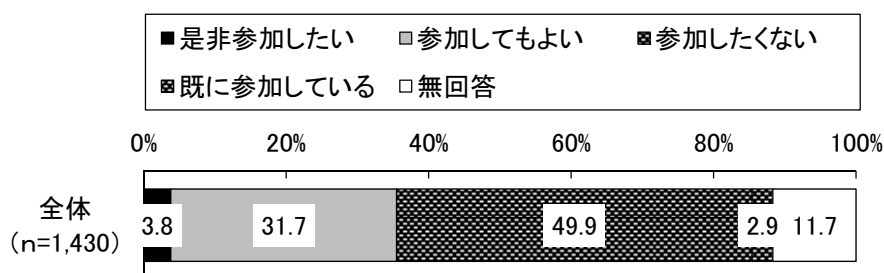
※13項目のうち得点8点以下に該当する場合、「リスク者」と判定します



### (4)地域づくりに対する企画・運営(お世話役)としての参加意思

地域づくりへの企画・運営(お世話役)としての参加について、「参加したくない」が49.9%と最も多く、次いで「参加してもよい」の31.7%、「是非参加したい」の3.8%となっています。

■図表3-10 地域づくり活動への企画・運営役としての参加意向



■図表3-11 基本属性別 地域づくり活動への企画・運営役としての参加意向

		調査数(人)	是非参加したい (%)	参加してもよい (%)	参加したくない (%)	既に参加している (%)	無回答 (%)
全体		1430	3.8	31.7	49.9	2.9	11.7
性別	男性	582	2.9	36.8	48.1	3.3	8.9
	女性	793	4.3	28.2	51.6	2.5	13.4
年齢別	65歳～69歳	406	4.4	36.7	51.0	1.5	6.4
	70歳～74歳	314	3.2	34.1	53.2	3.5	6.1
	75歳～79歳	284	2.5	33.1	45.8	3.5	15.1
	80歳～84歳	213	5.6	25.4	44.1	3.3	21.6
	85歳～89歳	97	3.1	22.7	55.7	4.1	14.4
	90歳以上	40	0.0	10.0	75.0	2.5	12.5
居住地別	普天間地区	319	5.0	31.3	50.5	2.5	10.7
	真志喜地区	330	3.9	35.5	47.0	2.7	10.9
	嘉数地区	308	3.2	30.2	51.0	3.9	11.7
	宜野湾地区	399	2.3	30.6	52.6	2.5	12.0
認定別	一般高齢者	1214	3.7	34.3	49.3	3.0	9.7
	要支援認定者	68	5.9	14.7	63.2	1.5	14.7

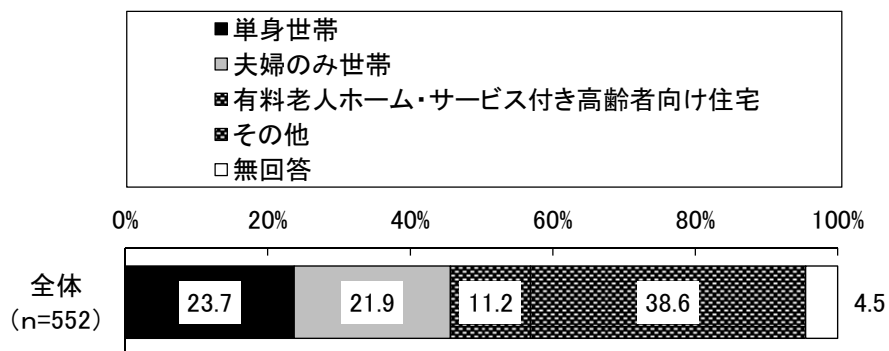
### 3. 在宅介護実態調査結果

#### (1) 要介護(要支援)者ご本人

##### ① 世帯類型

世帯の類型について、「その他」が38.6%と最も高く、次いで「単身世帯」の23.7%、「夫婦のみ世帯」の21.9%、「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅」の11.2%となっています。

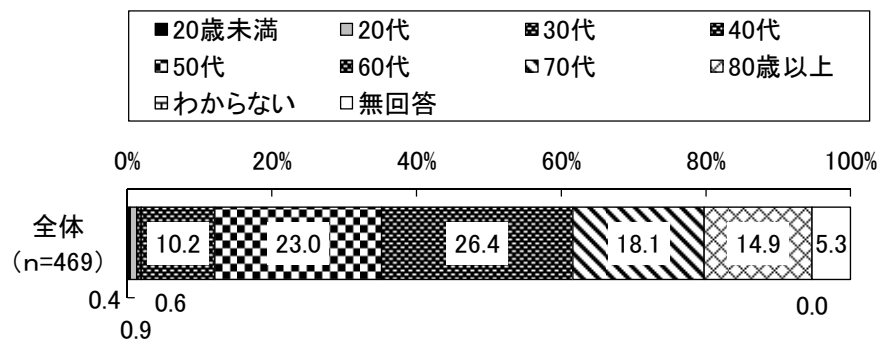
■ 図表 3-12 世帯類型



##### ② 主な介護者の方の年齢

主な介護者の方の年齢について、「60代」が26.4%と最も高く、次いで「50代」の23.0%、「70代」の18.1%となっています。20歳未満は0.4%です。

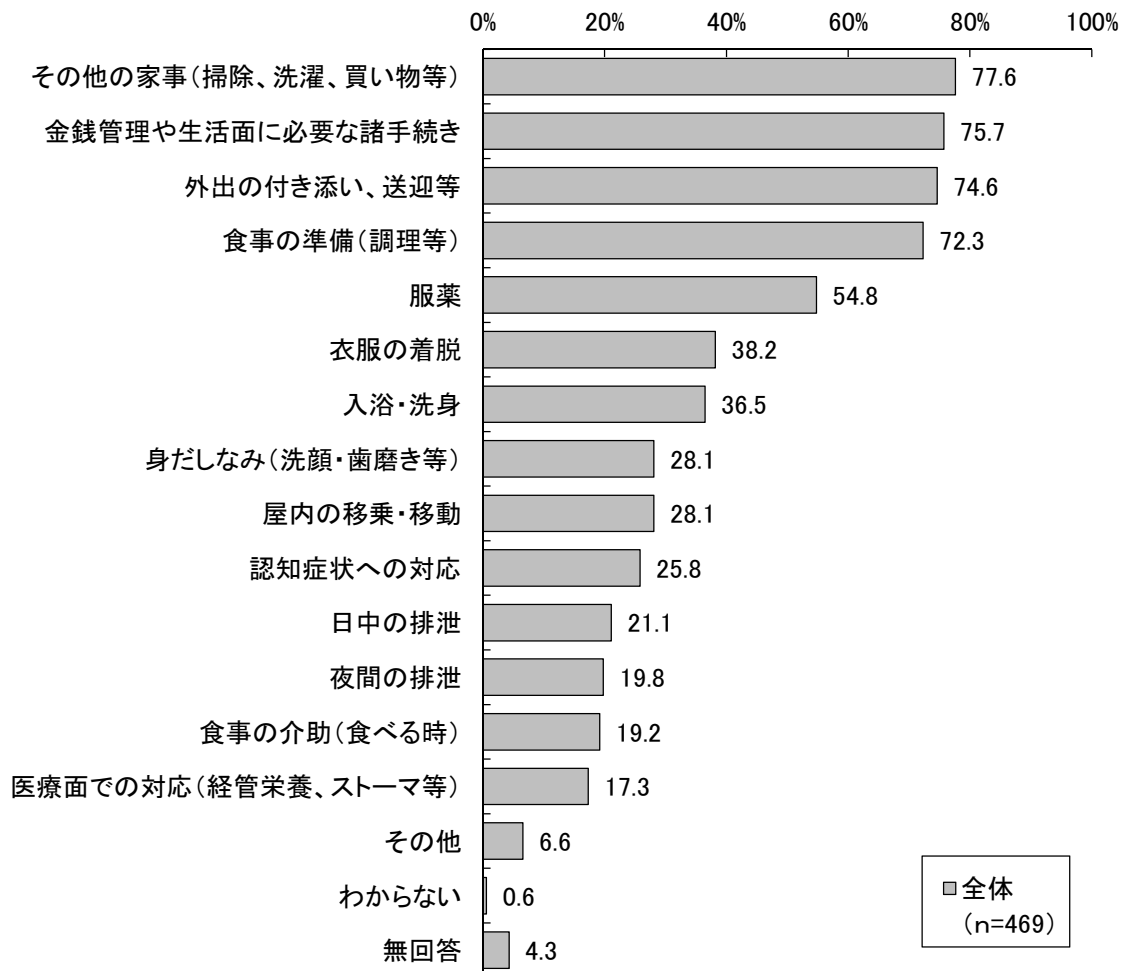
■ 図表 3-13 主な介護者の年齢



③主な介護者の方が行っている介護等について

主な介護者の方が行っている介護等について、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が77.6%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の75.7%、「外出の付き添い、送迎等」の74.6%となっています。

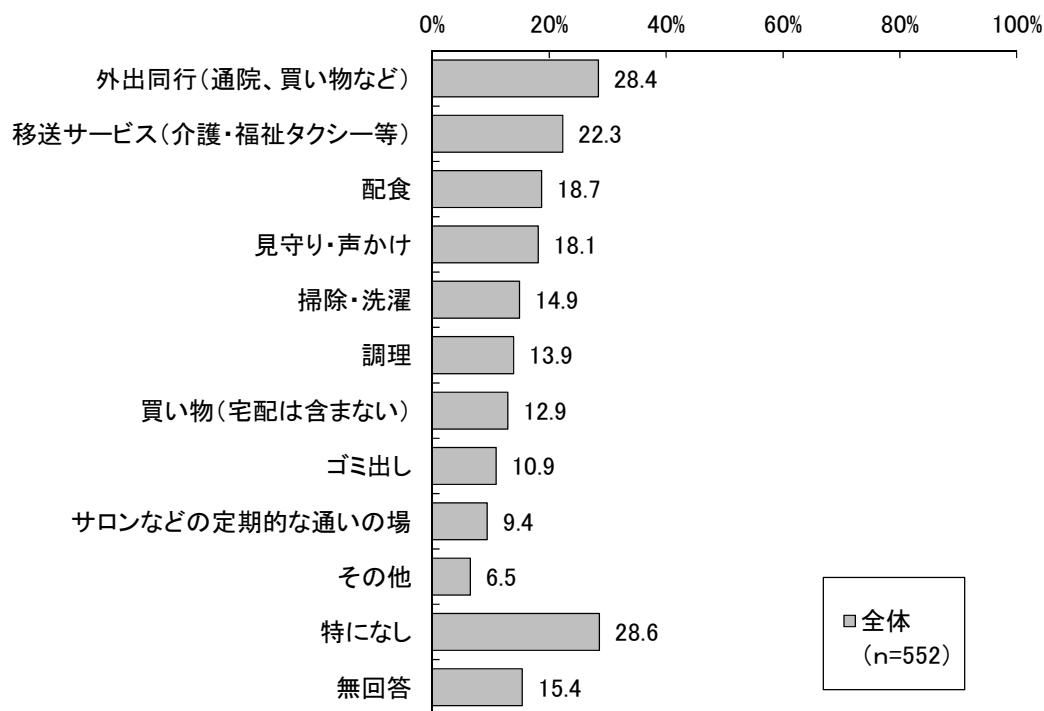
■図表3-14 主な介護者が行っている介護【複数回答】



④今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス

今後、在宅生活の継続のために必要と感じる支援・サービスについては、「外出同行（通院、買い物など）」が28.4%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の22.3%、「配食」の18.7%となっています。「特になし」と回答した割合は28.6%となっています。

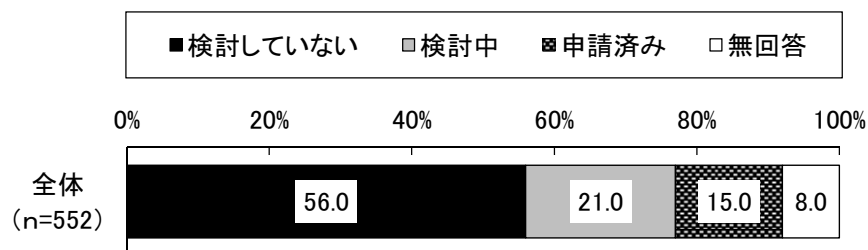
■図表3-15 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス【複数回答】



⑤施設等への入所・入居の検討状況

現時点での施設等への入所・入居の検討状況について、「検討していない」が56.0%と最も高く、次いで「検討中」が21.0%、「申請済み」が15.0%となっています。

■図表3-16 施設等検討の状況

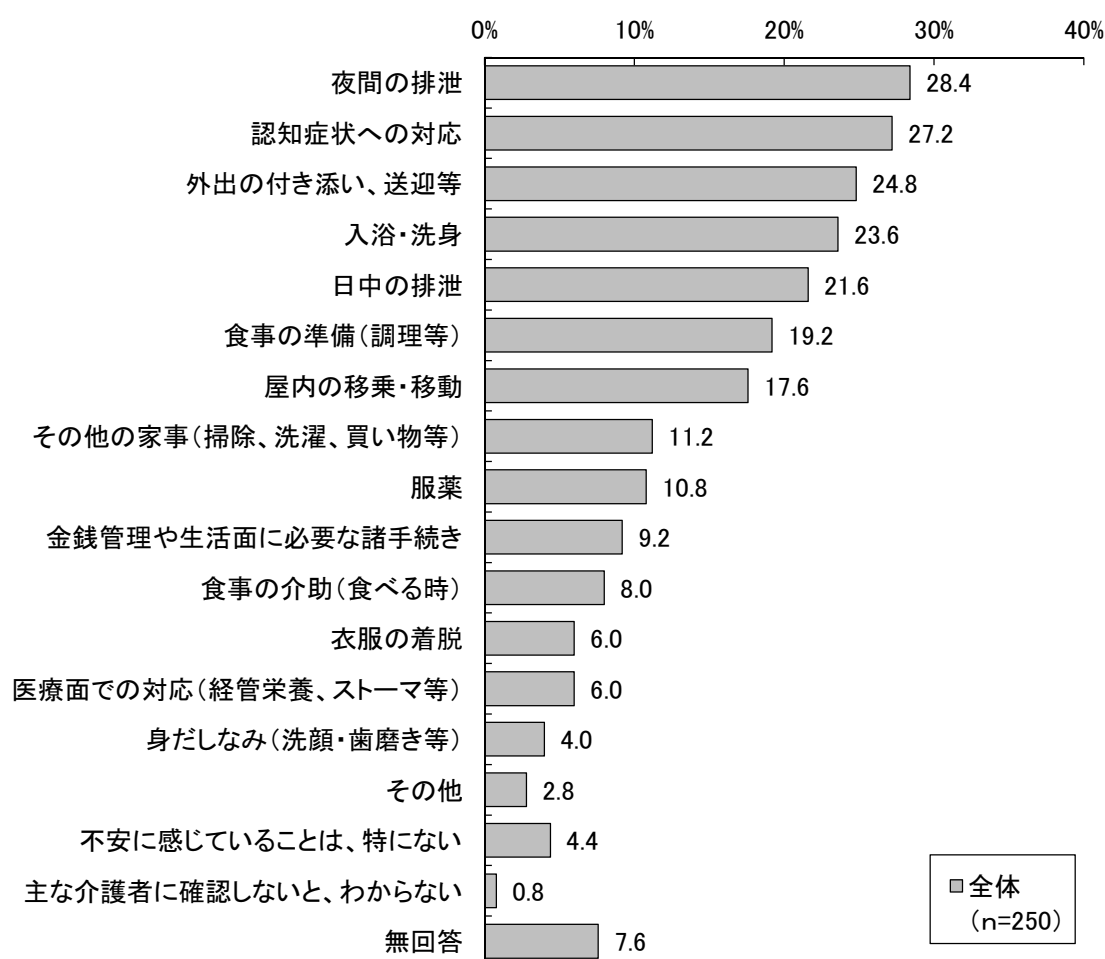


## (2)要介護(要支援)認定者を介護している方

### ①現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護

現在の生活を継続していくにあたり主な介護者が不安に感じる介護等について、「夜間の排泄」が28.4%と最も高く、次いで「認知症状への対応」の27.2%、「外出の付き添い、送迎等」の24.8%となっています。

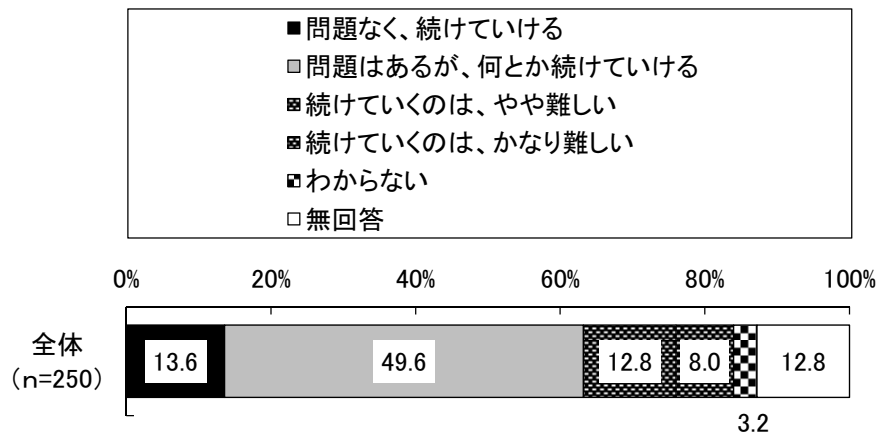
■図表3-17 主な介護者が不安に感じる介護【3つまで】



②働きながらの介護継続の可能性

今後も働きながら介護を続けられるかについて、「問題はあるが、何とか続けていける」が49.6%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」の13.6%、「続けていくのは、やや難しい」の12.8%となっています。

■図表3-18 主な介護者の就労継続の可否に係る意識



## 4. 介護保険サービス事業所調査結果

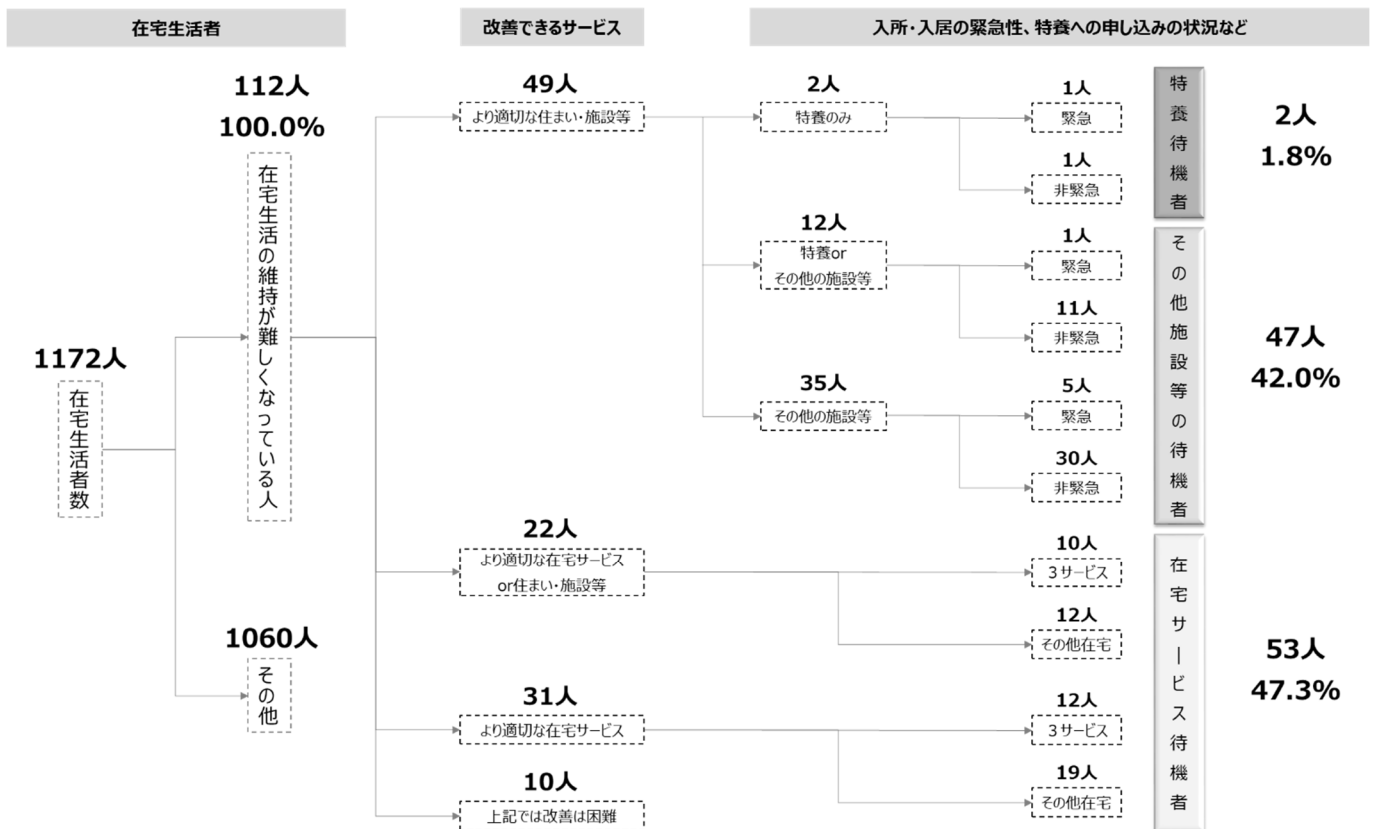
### (1) 在宅生活改善調査

#### ① 在宅生活の維持が難しくなっている人に必要な支援・サービス

以下の図は、ケアマネジャーの視点から、担当する利用者（自宅等で生活している要介護・要支援者）のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」について、生活の改善に必要なサービスを回答いただき、必要な在宅サービス、もしくは施設・住まい等や、入所・入居の緊急性等から分類したものです。

在宅サービスの改善で生活の維持が可能な「在宅サービス待機者」が47.3%を占めています。次いで、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設などの「その他施設等の待機者」が42.0%、「特養待機者」は1.8%です。

■図表3-19 在宅生活の維持が難しくなっている人の生活改善に必要なサービス



※「より適切な在宅サービス or 住まい・施設等」については、選択された在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できるサービスとして、「在宅サービス待機者」に分類しています。

※ここでは、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている人」の合計150人のうち、上記の分類が可能な全ての設問に回答があった112人について分類しています（分類不可能な場合は「その他」に算入しています）。割合（%）は、112人を分母として算出しています。

※「非緊急」には、緊急度について「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」「その他」と答えた回答者と無回答を含めています。

②「その他施設等の待機者」「在宅サービス待機者」の生活改善に必要なサービス

以下の図は、図表3-19で分類した、「その他施設等の待機者」（特養＋その他施設等の重複も含む）と「在宅サービス待機者」の生活改善に必要なサービスを整理したものです。

「その他施設等の待機者」（特養＋その他施設等の重複も含む）では、「住宅型有料老人ホーム」の53.2%（25人）が最も高くなっています。「在宅サービス待機者」では、「住宅型有料老人ホーム」の28.3%（15人）や「通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護」の47.2%（25人）などが生活改善に必要なサービスとして多く挙げられています。

■図表3-20 「その他施設等の待機者」「在宅サービス待機者」の生活改善に必要なサービス

生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(47人)		在宅サービス待機者(53人)	
住まい・施設等	住宅型有料	25人 53.2%	住宅型有料	15人 28.3%
	サ高住	8人 17.0%	サ高住	2人 3.8%
	軽費老人ホーム	0人 0.0%	軽費老人ホーム	0人 0.0%
	グループホーム	13人 27.7%	グループホーム	4人 7.5%
	特定施設	2人 4.3%	特定施設	1人 1.9%
	介護老人保健施設	9人 19.1%	介護老人保健施設	2人 3.8%
	療養型・介護医療院	5人 10.6%	療養型・介護医療院	0人 0.0%
	特別養護老人ホーム	12人 25.5%	特別養護老人ホーム	3人 5.7%
在宅サービス	-		ショートステイ	18人 34.0%
			訪問介護、訪問入浴	11人 20.8%
			夜間対応型訪問介護	4人 7.5%
			訪問看護	7人 13.2%
			訪問リハ	7人 13.2%
			通所介護、通所リハ、 認知症対応型通所	25人 47.2%
			定期巡回サービス	5人 9.4%
			小規模多機能	16人 30.2%
		看護小規模多機能	3人 5.7%	

生活の改善に向けて、代替が可能

※割合 (%) は、それぞれ、その他施設等の待機者 (47 人)、在宅サービス待機者 (53 人) を分母として算出しています。  
 ※在宅サービス待機者について、生活改善に必要なサービスとして「住まい・施設等」もしくは「在宅サービス」と両方を回答している場合は、代替が可能と捉えます。



## (2) 居所変更実態調査

### ① 施設等の入退所(居)の流れ

以下の図は、過去1年間の施設等の入退所(居)の流れをあらわしています。

住宅型有料老人ホームは退所者のうち「死亡」が65.2%(30人)と高くなっています。「グループホーム」と「特別養護老人ホーム」の退所者も約60%が「死亡」、約40%が「居所変更」となっているものの、居所変更先には差異があり、グループホームは退所後、「その他の医療機関」66.7%が最も高く、特別養護老人ホームは退所後、「療養型・介護医療院」「その他の医療機関」へ入所するケースが38.9%と最も高くなっています。

■ 図表 3-2-1 過去1年間の入退所(居)者の流れ

新規入所(居)			住宅型有料	退所(居)						
自宅	24人	46.2% ⇒	7施設 217室	46人	⇒ 居所変更	16人	34.8% ⇒	住宅型有料	2人	12.5%
住宅型有料	3人	5.8% ⇒			⇒ 死亡	30人	65.2%	老健	2人	12.5%
軽費老人ホーム	1人	1.9% ⇒						療養型・介護医療院	1人	6.3%
サ高住	2人	3.8% ⇒						その他の医療機関	6人	37.5%
グループホーム	1人	1.9% ⇒						その他	4人	25.0%
老健	9人	17.3% ⇒						把握していない	1人	6.3%
療養型・介護医療院	5人	9.6% ⇒								
その他	7人	13.5% ⇒								
52人										

新規入所(居)			サ高住	退所(居)						
自宅	2人	66.7% ⇒	1施設 15戸	4人	⇒ 居所変更	3人	75.0% ⇒	自宅	1人	33.3%
住宅型有料	1人	33.3% ⇒			⇒ 死亡	1人	25.0%	把握していない	2人	66.7%
3人										

新規入所(居)			グループホーム	退所(居)						
自宅	3人	60.0% ⇒	7施設 定員63人	7人	⇒ 居所変更	3人	42.9% ⇒	療養型・介護医療院	1人	33.3%
老健	1人	20.0% ⇒			⇒ 死亡	4人	57.1%	その他の医療機関	2人	66.7%
その他	1人	20.0% ⇒								
5人										

新規入所(居)			特別養護老人ホーム	退所(居)						
自宅	12人	27.3% ⇒	3施設 定員240人	45人	⇒ 居所変更	18人	40.0% ⇒	自宅	1人	5.6%
住宅型有料	12人	27.3% ⇒			⇒ 死亡	27人	60.0%	住宅型有料	2人	11.1%
老健	6人	13.6% ⇒						療養型・介護医療院	7人	38.9%
療養型・介護医療院	1人	2.3% ⇒						その他の医療機関	7人	38.9%
その他	13人	29.5% ⇒						特養	1人	5.6%
44人										



## 第4章 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 評価

---



## 第4章 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の評価

### 1. 個別施策事業評価より

#### 基本目標 1 高齢者が生き生きとすごせるまち

施策内容	具体的事業	方向
(1) 生きがいつくりの充実	①生きがい対応型デイサービス事業の充実 ②シルバーパスポートの普及・充実 ③生涯学習・文化活動の推進 ④老人福祉センターの充実 ⑤老人クラブ活動の育成 ⑥サークル活動の推進	継続 継続 継続 継続 継続 継続
(2) 就労支援の充実	①シルバー人材センターの充実・促進 ②公共職業安定所との連携	継続 継続
(3) 地域づくり・支え合い活動の充実	①ボランティアの育成・確保 ②住民主体の通いの場の充実に向けた取り組み ③「地域支え合い活動委員会」等の充実 ④各種社会資源のネットワーク化	継続 継続 継続 継続
(4) 健康づくり及び疾病予防	①健康ぎのわん21（第2次）・食育推進計画の推進 ②健康づくりに関する意識啓発と地域人材の育成 ③特定健診・保健指導等の充実強化 ④各種健（検）診の充実強化 ⑤健康管理の推進	継続 継続 拡充 継続 拡充
(5) 介護予防事業の充実	①介護予防把握事業の推進 ②介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業の推進 ③一般介護予防事業評価事業の実施 ④地域リハビリテーション事業 ⑤「食」の自立支援事業の実施	継続 拡充 拡充 継続 拡充

#### 【課題】

- ・「生きがい対応型デイサービス事業」：ボランティアの高齢化、人材確保、送迎の問題、感染症対策。
- ・「シルバーパスポートの普及・充実」：令和2年度よりクーポン券事業は一時休止。パスポートカードは継続して実施しているが、利用できる店舗が少なく、且つ地域が偏っている。
- ・就労支援の充実：さらなる周知を進めることが必要。
- ・「住民主体の通いの場の充実に向けた取り組み」：はつらつ元気サポーター養成講座受講後、具体的な活動に結び付けていく必要がある。
- ・「各種社会資源のネットワーク化」：情報弱者ともなりうる高齢者に対する、わかりやすい情報発信方法。
- ・「特定健診・保健指導等の充実強化」：受診率の向上、予防・健康づくりへの意識向上。

基本目標2 高齢者が安心して暮らせるまち

施策内容	具体的事業	方向
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	①介護予防・生活支援サービス事業の推進 ②一般介護予防事業の推進 ③訪問型介護予防事業の推進	継続 継続 見直し
(2) 包括的支援事業	①介護支援専門員に対する支援・指導の充実 ②関係機関との連携による包括的・継続的なケアマネジメントの充実 ③総合相談支援事業	拡充 継続 拡充
(3) 生活支援体制整備	①生活支援体制の充実・強化	継続
(4) 在宅医療・介護連携	①在宅医療と介護の連携促進	継続
(5) 地域ケア会議の強化	①地域ケア会議の充実	拡充
(6) 住宅・住環境の充実	①福祉のまちづくりの推進 ②利用者の視点に立った環境整備の推進 ③シルバーパスポート事業による移動支援の充実 ④高齢者に配慮した市営住宅等の確保・充実 ⑤住宅改修の利用支援の推進 ⑥無届有料老人ホーム等の情報収集・登録促進 ⑦民間賃貸住宅の活用による住宅確保 ⑧一人暮らし高齢者等の住みよい環境づくり	継続 継続 見直し 継続 継続 継続 継続 継続
(7) 災害時対応等の充実	①地域防災計画などの推進 ②災害時要援護者避難支援計画の推進及び周知 ③災害情報提供体制の充実	拡充 継続 継続

【課題】

- ・「介護予防・生活支援サービス事業の推進」：従前相当サービス以外の多様なサービスを創出できていない。
- ・自立支援型地域ケア会議と連動したサービス体系の見直し、協議体と連携したサービスの創出。
- ・「一般介護予防事業の推進」：通いの場として、公民館以外の場所を開拓することが必要。また、一般介護予防教室を増やすことが必要。介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防のいずれにおいても、既存の事業以外のサービス創出が課題。
- ・「介護支援専門員に対する支援・指導の充実」：自立支援型地域ケア会議の周知。
- ・「関係機関との連携による包括的・継続的なケアマネジメントの充実」：介護支援専門員の資質向上。
- ・「生活支援体制の充実・強化」：4つの生活圏域での第2層協議体の立ち上げ。第2層協議体の定期的な開催を通じた、課題の共有と協議体の活性化。
- ・「民間賃貸住宅の活用による住宅確保」：住宅の確保に関する取り組み。

基本目標3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち

施策内容	具体的事業	方向
(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ②認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイトの育成	継続 継続
(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の充実	①認知症予防への取り組みの充実 ②認知症初期集中支援チームの設置、活動の推進 ③認知症地域支援推進員の設置、活動の推進 ④認知症ケアパスの積極的活用	継続 継続 継続 継続
(3) 認知症の人の介護者への支援対策の充実	①認知症カフェ等の設置、活動の推進	継続
(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	①認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実 ②権利擁護の取り組み強化	拡充 継続

【課題】

- ・「認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイトの育成」：小中高生へのサポーター養成講座の開催。
- ・「認知症初期集中支援チームの設置、活動の推進」：かかりつけ医との連携。
- ・「認知症地域支援推進員の設置、活動の推進」：地域住民への認知度を高める。
- ・「認知症カフェ等の設置、活動の推進」：地域包括支援センターにより、開催数と参加人数の差がみられる。
- ・「権利擁護の取り組み強化」：市長申し立てによる成年後見申し立てについて、資料準備に相当な時間と手間がかかるため、年間件数が限られてしまっている。

基本目標4 高齢者が充実した介護を受けられるまち

施策内容	具体的事業	方向
(1) 事業所の指定及び指導監督	①事業所の指定及び指導監督	継続
(2) 介護給付費等適正化推進事業	①介護給付費等適正化推進事業の促進	継続
(3) 家族介護支援事業等の充実	①家族介護用品支給事業 ②家族介護慰労金支給事業の継続実施 ③各種敬老祝金の支給 ④認知症高齢者家族の支援対策の充実	継続 廃止 継続 継続
(4) 介護サービス事業者連絡協議会	①介護サービス事業者連絡協議会の開催	継続

【課題】

- ・「家族介護用品支給事業」：激変緩和措置終了後の対応について検討が必要。

## 2. アンケート調査結果より

### 【課題】

- ・アンケートでは把握できていないが、重度になるほど経済的負担が増えるような状況があれば、計画の中で対応について記載する必要があるのではないか。
- ・アンケート等は、コロナ対策が実施される以前の状況を反映していると思うが、対策実施後、地域での集まりもなくなり、デイケアもストップして、フレイルが出てきたとか、状態が悪くなったというケースが出ている。こうした変化への対応について検討されているか。
- ・自立支援型の地域ケア会議が結構開かれていると思うが、地域等を巻き込んだ地域ケア会議が頻度として少ないように思う。いろんなケースを、地域を巻き込んで検討していくことで、調査だけでは見えない地域課題も出てくると思うので、そうした会議を通じた結果を計画に活かしてもらいたい。
- ・老老介護の世帯、認認介護の世帯、また日中独居の世帯について把握する必要がある。

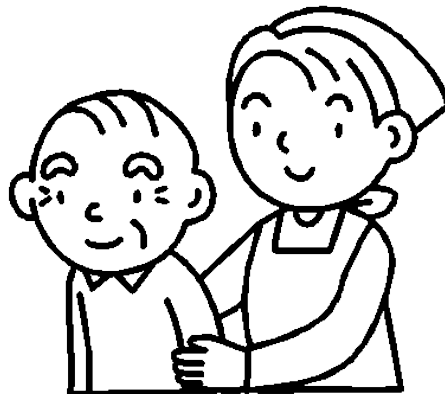
## 3. 給付実績等より

### 【課題】

- ・高齢化率については今後も増加していくことが予想され、2025年に20.7%、2045年には27.9%の見込みである。
- ・沖縄県全体の高齢化率と比べると、本市の高齢化率は少し低く推移する見込みである。
- ・高齢者のみ世帯の割合をみると、人口規模の近い浦添市や中核市の那覇市、沖縄県全体、全国に比べ低くなっている。
- ・本市では重度の認定率が高くなっている。健診の受診率も低い傾向にあるが、関連があるか。
- ・本市の認定者数は全体に増加傾向にあり、令和2年1月末時点で3,058人である。
- ・本市の認定率は、15%~17%前後で推移しており、沖縄県全体や全国と比較すると低い値で推移している。
- ・調整済み認定率の分布をみると、本市は浦添市や那覇市、沖縄県全体に比べて、重度認定率（要介護3~要介護5）がやや低くなっているが、全国と比較した場合大きく上回っている。
- ・本市の第1号被保険者1人あたりの保険給付月額額は2.2万円前後で推移しており、那覇市や沖縄県全体と比較すると低い金額で推移している。
- ・第1号被保険者数に占めるサービス受給者数の割合は、平成27年の15.1%から令和元年には13.4%と減少する傾向にある。また、認定者数に占める受給者の割合は、平成29年の88.8%から令和元年の84.9%まで減少傾向にある。



- ・在宅サービスの受給率と施設・居住系サービスの受給率のバランスを比較すると、在宅サービス、施設・居住系サービスともに那覇市や沖縄県全体より低くなっている。
- ・本市の受給者1人あたりの給付月額（在宅および居住系サービス）は、浦添市に比べて低くなっているが、沖縄県全体や那覇市と近い水準であり、全国よりも高くなっている。
- ・本市の受給者1人あたりの利用回数・日数をみると、「訪問介護」「訪問看護」「短期入所生活介護」は、他に比べ利用回数・日数が少なくなっている。一方、「訪問入浴介護」では、他に比べ利用回数が増えている。
- ・要支援・要介護者1人あたりの定員をみると、「介護老人福祉施設」「通所介護」「認知症対応型通所介護」では、浦添市や那覇市、沖縄県全体、全国に比べ、本市の定員数がやや多くなっている。





## 第5章 計画の基本的な考え方

---



## 第5章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

第7期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「チュイシージーの心で支えあう 高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん」を目標像として掲げ、すべての高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいがづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指してきました。

第8期計画においても、引き続き保健、医療、福祉の関係機関・団体の連携により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域全体で高齢者を支え合う共生社会の実現が求められています。よって、今後もすべての高齢者が尊厳を保ちながら、健康づくりや生きがいがづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指していくことが重要であることから、第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、第7期計画期間の基本理念を長期的な取り組みのもとに実現することが必要な将来像としてとらえ、「チュイシージーの心で支えあう 高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん」を基本理念として踏襲します。

#### 【基本理念】

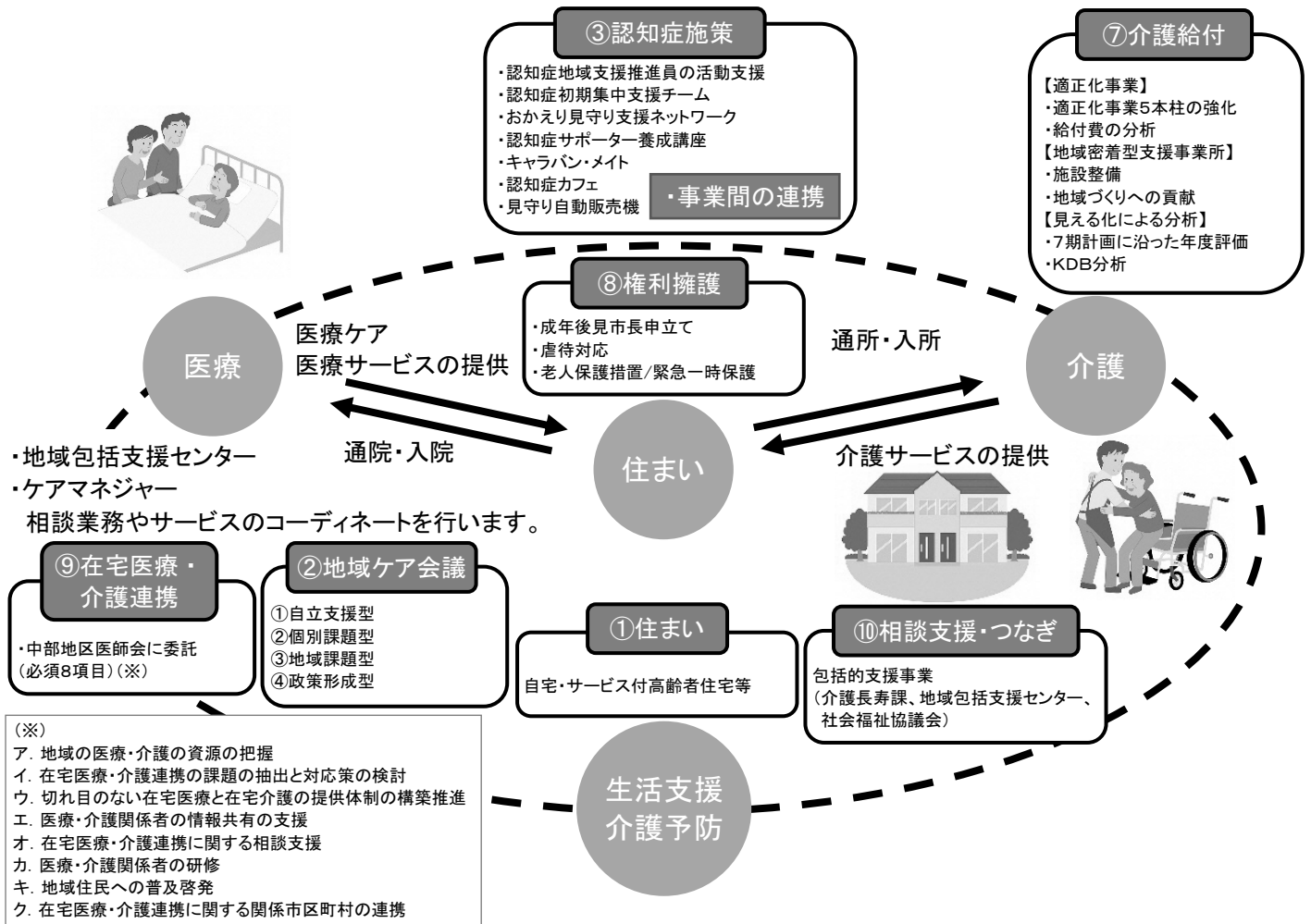
チュイシージーの心で支えあう  
高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん

【宜野湾市の地域包括ケアシステムのイメージ】

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度(2025年)を見据え、本市においては地域包括ケアシステムの基本理念として、下記の目標を掲げます。

- ・多様な主体が参画した地域包括ケアシステムの構築
- ・介護予防の拡充・強化による健康寿命の延伸・元気高齢者の増加
- ・地域密着型サービス等を活用しつつ、住環境の確保を通じ、住み慣れた地域での生活継続
- ・高齢化の進展における高齢者保健・福祉・介護の重要性について、市民理解と参画の促進

■図表5-1 地域包括ケアシステムイメージ図



## 2. 基本目標

第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「チュイシージ一の心で支えあう 高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん」に向け、5つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進します。

### 基本目標 1 高齢者が健康に暮らせるまち

1. 健康づくり及び疾病予防
2. 介護予防事業の充実
3. 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施

### 基本目標 2 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち

1. 包括的支援事業
2. 生活支援体制整備
3. 在宅医療・介護連携
4. 地域ケア会議の強化

### 基本目標 3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の充実
3. 認知症の人の介護者への支援対策の充実
4. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

### 基本目標 4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

1. 生きがいづくりの充実
2. 就労支援の充実
3. 地域づくり・支え合い活動の充実
4. 住宅・住環境の充実
5. 災害時対応等の充実

### 基本目標 5 高齢者が充実した介護を受けられるまち

1. 事業所の指定及び指導監督
2. 介護給付費等適正化推進事業
3. 家族介護支援の充実
4. 介護サービス事業者連絡協議会

### 3. 施策体系

#### 基本目標 1 高齢者が健康に暮らせるまち

施策内容	具体的事業	頁
1. 健康づくり及び疾病予防	(1) 健康ぎのわん21（第2次）・食育推進計画の推進	53
	(2) 健康づくりに関する意識啓発と地域人材の育成	54
	(3) 特定健診・保健指導等の充実強化	55
	(4) 各種健（検）診の充実強化	56
	(5) 健康管理の推進	57
2. 介護予防事業の充実	(1) 介護予防把握事業の推進	58
	(2) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業の推進	59
	(3) 一般介護予防事業評価事業の実施	59
	(4) 地域リハビリテーション事業	60
	(5) 「食」の自立支援事業の実施	61
	(6) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	62
	(7) 一般介護予防事業の推進	65
3. 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施		67

#### 基本目標 2 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち

施策内容	具体的事業	頁
1. 包括的支援事業	(1) 介護支援専門員に対する支援・指導の充実	68
	(2) 関係機関との連携による包括的・継続的なケアマネジメントの充実	69
	(3) 総合相談支援事業	69
2. 生活支援体制整備	(1) 生活支援体制の充実・強化	70
3. 在宅医療・介護連携	(1) 在宅医療と介護の連携促進	71
4. 地域ケア会議の強化	(1) 地域ケア会議の充実	72

#### 基本目標 3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち

施策内容	具体的事業	頁
1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	73
	(2) 認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイトの育成	74
2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の充実	(1) 認知症予防への取り組みの充実	75
	(2) 認知症初期集中支援チームの設置、活動の推進	76
	(3) 認知症地域支援推進員の設置、活動の推進	77
	(4) 認知症ケアパスの積極的活用	77
3. 認知症の人の介護者への支援対策の充実	(1) 認知症カフェ等の設置、活動の推進	78
4. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	(1) 認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実	79
	(2) 権利擁護の取り組み強化	80



基本目標4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

施策内容	具体的事業	頁
1. 生きがいづくりの充実	(1) 生きがい対応型デイサービス事業の充実	83
	(2) シルバーパスポートの普及・充実	84
	(3) 生涯学習・文化活動の推進	84
	(4) 老人福祉センターの充実	85
	(5) 老人クラブ活動の育成	85
	(6) サークル活動の推進	85
2. 就労支援の充実	(1) シルバー人材センターの充実・促進	86
	(2) 公共職業安定所との連携	86
3. 地域づくり・支え合い活動の充実	(1) ボランティアの育成・確保	87
	(2) 自助・互助の充実に向けた取り組み	88
	(3) 「地域支え合い活動委員会」等の充実	88
	(4) 各種社会資源のネットワーク化	89
4. 住宅・住環境の充実	(1) 福祉のまちづくりの推進	89
	(2) 利用者の視点に立った環境整備の推進	90
	(3) 高齢者に配慮した市営住宅等の確保・充実	90
	(4) 住宅改修の利用支援の推進	90
	(5) 無届有料老人ホーム等の情報収集・登録促進	91
	(6) 民間賃貸住宅の活用による住宅確保	91
	(7) 一人暮らし高齢者等の住みよい環境づくり	92
5. 災害時対応等の充実	(1) 地域防災計画などの推進	93
	(2) 災害時要援護者避難支援計画の推進及び周知	93
	(3) 災害情報提供体制の充実	94

基本目標5 高齢者が充実した介護を受けられるまち

施策内容	具体的事業	頁
1. 事業所の指定及び指導監督	(1) 事業所の指定及び指揮監督の継続	95
2. 介護給付費等適正化推進事業	(1) 介護給付費等適正化推進事業の促進	96
3. 家族介護支援の充実	(1) 家族介護支援の充実	97
4. 介護サービス事業者連絡協議会	(1) 介護サービス事業者連絡協議会の開催	98

基 本  
理 念

基 本 目 標

チユイシージの心で支えあう

高齢者が笑顔で住み続けるまち

ぎのわん

1 高齢者が健康に暮らせるまち

(1) 健康づくり及び疾病予防

(2) 介護予防事業の充実

(3) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施

2 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち

(1) 包括的支援事業

(2) 生活支援体制整備

(3) 在宅医療・介護連携

(4) 地域ケア会議の強化

3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の充実

(3) 認知症の人の介護者への支援対策の充実

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

(1) 生きがいづくりの充実

(2) 就労支援の充実

(3) 地域づくり・支え合い活動の充実

(4) 住宅・住環境の充実

(5) 災害時対応等の充実

5 高齢者が充実した介護を受けられるまち

(1) 事業所の指定及び指導監督

(2) 介護給付費等適正化推進事業

(3) 家族介護支援の充実

(4) 介護サービス事業者連絡協議会

①健康ぎのわん21（第2次）・食育推進計画の推進 ②健康づくりに関する意識啓発と地域人材の育成  
③特定健診・保健指導等の充実強化 ④各種健（検）診の充実強化 ⑤健康管理の推進

①介護予防把握事業の推進 ②介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業の推進  
③一般介護予防事業評価事業の実施 ④地域リハビリテーション事業 ⑤「食」の自立支援事業の実施  
⑥介護予防・生活支援サービス事業の推進 ⑦一般介護予防事業の推進

①介護支援専門員に対する支援・指導の充実  
②関係機関との連携による包括的・継続的なケアマネジメントの充実 ③総合相談支援事業

①生活支援体制の充実・強化

①在宅医療と介護の連携促進

①地域ケア会議の充実

①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ②認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイトの育成

①認知症予防への取り組みの充実 ②認知症初期集中支援チームの設置、活動の推進  
③認知症地域支援推進員の設置、活動の推進 ④認知症ケアパスの積極的活用

①認知症カフェ等の設置、活動の推進

①認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実 ②権利擁護の取り組み強化

①生きがい対応型デイサービス事業の充実 ②シルバーパスポートの普及・充実 ③生涯学習・文化活動の推進  
④老人福祉センターの充実 ⑤老人クラブ活動の育成 ⑥サークル活動の推進

①シルバー人材センターの充実・促進 ②公共職業安定所との連携

①ボランティアの育成・確保 ②自助・互助の充実に向けた取り組み  
③「地域支え合い活動委員会」等の充実 ④各種社会資源のネットワーク化

①福祉のまちづくりの推進 ②利用者の視点に立った環境整備の推進 ③高齢者に配慮した市営住宅等の確保・充実  
④住宅改修の利用支援の推進 ⑤無届有料老人ホーム等の情報収集・登録促進  
⑥民間賃貸住宅の活用による住宅確保 ⑦一人暮らし高齢者等の住みよい環境づくり

①地域防災計画などの推進 ②災害時要援護者避難支援計画の推進及び周知 ③災害情報提供体制の充実

①事業所の指定及び指揮監督の継続

①介護給付費等適正化推進事業の促進

①家族介護支援の充実

①介護サービス事業者連絡協議会の開催



## 第6章 高齢者保健福祉・介護保険事業の展開

---



## 第6章 高齢者保健福祉・介護保険事業の展開

## 基本目標 1 高齢者が健康に暮らせるまち

## 1. 健康づくり及び疾病予防

## (1)健康ぎのわん 21(第2次)・食育推進計画の推進 &lt;&lt;主管課等：健康増進課&gt;&gt;

## 【現 状】

「はごろもウォーキング大会」について、平成29年度～平成30年度は健康づくり市民大会と同時開催しましたが、参加者も少ない状況でした。平成30年度で市民大会が廃止され、令和元年度は、産業まつりと同日開催しました。

美らがんじゅう体操は、健康づくり推進員を中心として、普及活動を行っています。

また、市民が、自身の健康課題や食生活の現状や問題点を知り、食育に対する意識を高めるための機会を通し「食育」の周知・啓発に取り組んでいます。

## &lt;実績値&gt;

■図表6-1

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
はごろもウォーキング大会 参加者数	180人	386人	472人

## 【今後の方向性】

美らがんじゅう体操に関しては、健康づくり推進員を中心に継続していきます。

肥満改善などの健康課題への取り組みとして、年1回のウォーキング大会だけでなく、住民が自主的に小規模グループを形成、テーマを選定し、健康に関する知識と技術を学習できる、出前健康講座により、継続的に健康づくりができる場を増やしていきます。

健康教室に関しては、市の健診データに基づいた課題に沿って、働き盛り世代から高齢者の保健事業を一体的に実施できるよう、関係課と連携を図ります。

(2)健康づくりに関する意識啓発と地域人材の育成 ≪主管課等：健康増進課≫

【現 状】

健康に関する情報発信を目的とした「健康づくり市民大会」は、毎年、集客数の減少、リピート率が高いなどの状況が続き、平成30年度を最後に廃止となりました。その後は、市報やホームページだけでなく、SNS等を活用した健康情報発信を行っています。

食生活改善推進員及び健康づくり推進員の養成教室は隔年で実施しており、健康づくりへの取り組みを連携して行っています。

<実績値>

■図表6-2

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
食生活改善推進員	66人	66人	58人
健康づくり推進員	26人	24人	27人

【今後の方向性】

今後の健康づくりの情報発信として、働き盛り世代でも情報を得やすいようSNS等も活用した情報発信に力を入れていきます。

地域人材育成については、健康づくり推進員や食生活改善推進員と本市の健康課題を共有し、効果的な取り組みができるよう連携していきます。





**(3)特定健診・保健指導等の充実強化** <主管課等：健康増進課>

**【現 状】**

特定健診受診率向上に向け、新たな取組として令和元年度よりAI分析活用による効果的な受診勧奨通知を開始しました。また、立て看板設置や本庁舎の階段を活用した集団健診周知や、特定健診受診勧奨強化月間を設定し、多くの市民へ受診の呼びかけを実施しています。

特定保健指導においては、市職員による実施及び医療機関への委託を継続して取り組んでおり、平成30年度57.2%（前年度比10.3%増）と、目標を超えた結果となっています。

<実績値>

■図表6-3

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定健診受診率	34.2%	34.0%	33.1%
特定保健指導実施率	46.9%	57.2%	62.0%
ハガキ等による受診勧奨	71,583件	68,220件	32,369件
電話による受診勧奨	2,838件	1,127件	1,441件

**【今後の方向性】**

特定健診受診率向上に向け、引き続き受診勧奨強化月間設定によりSNS等の活用も含め、周知・普及に取り組めます。また、健診リピーター強化及び医療機関との連携により、予防・健康づくりへの意識向上に向けて取り組めます。

■図表6-4

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	52.5%	56.2%	60.0%
特定保健指導実施率	55.0%	57.6%	60.0%

**(4)各種健(検)診の充実強化** <<主管課等：健康増進課>>

**【現 状】**

国保加入者に対しては、特定健診とがん検診が同時に受診できるよう勧奨しています。また、40歳未満及び75歳以上に対しても、健康診査、各種がん検診を実施しています。平成元年度より、集団健診予約者に対し、大腸がん検診受診勧奨を強化しました。

<実績値>

■図表6-5

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
40歳以上健康診査受診率	9.2%	7.9%	8.5%
40歳未満健康診査受診率	3.5%	2.8%	2.6%

■図表6-6 がん検診受診率(40歳以上)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
胃がん	7.7%	7.1%	7.1%
肺がん	10.5%	10.2%	9.7%
大腸がん	10.1%	9.8%	9.5%
乳がん	17.0%	17.2%	17.0%
子宮頸がん	18.1%	17.9%	17.7%

**【今後の方向性】**

国保加入者においては、令和2年度より若い世代へ健康づくりや健診意識を高めるため、35歳を対象に受診勧奨通知送付を開始しています。年に一度、健診・がん検診を受診する意識向上や習慣づくりを目的に、SNS等を活用して周知を図っていきます。

(5)健康管理の推進 <<主管課等：健康増進課>>

【現 状】

特定保健指導においては、特定健診の結果に基づき、市職員及び医療機関への委託及び健康相談にて実施しています。保健指導の際は、個人結果の経年票やからだ内部の血管変化や合併症リスクなど個人に応じて作成し、提供しています。平成30年度からは、糖尿病性腎症重症化予防事業を開始し、肥満及び糖尿病等の重症化予防に力を入れて取り組んでいます。また、健康診査受診者に対し、健康相談や結果説明会への案内を実施しています。

<実績値>

■図表6-7

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
健康相談回数	228回	202回	151回
健康相談延人数	339人	251人	247人
在宅専門職登録	12人	12人	12人
特定保健指導委託事業者	9カ所	8カ所	9カ所

【今後の方向性】

令和3年度より、75歳以上の後期高齢者への保健事業実施に向け、認知症・骨折予防など高齢者の特性に応じたフレイル対策を含めた健診指導・個別支援が実施できるよう、市職員及び在宅専門職のスキルアップに努めます。



## 2. 介護予防事業の充実

いつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、今後は介護予防やフレイル対策が重要となります。介護予防を推進しながら、健康な状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」であるフレイルの予防や対策にもつながるよう、介護予防事業全体の制度設計を進めます。

### (1) 介護予防把握事業の推進 < 主管課等：介護長寿課 >

#### 【現 状】

地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域住民、その他関係機関と情報連携を図りながら、何らかの支援を必要とする方の実態把握に努めるとともに、訪問等を通して継続的な支援も行っています。

介護認定を受けている又は総合事業対象者にも関わらず、サービスの利用がない独居高齢者や老老世帯に関しては、令和元年度から地域包括支援センターによるアウトリーチを始めています。

#### 【今後の方向性】

庁内外の連携を強化することで、ネットワーク機能の更なる充実に取り組み、実態把握を進めていきます。また、必要に応じ、介護予防サービスや適切なサービスにつながるよう支援します。

地域包括支援センターによるアウトリーチも、訪問条件等を検討しながら実態把握を継続していきます。

## (2) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業の推進

《主管課等：介護長寿課》

### 【現 状】

介護予防教室などの情報については、毎月の市報に掲載して、市民への周知を図っています。ホームページや介護長寿課窓口に各種パンフレットを設置し、情報提供を行っています。また、地域包括支援センターが、自治会等で講話等も行っています。65歳以上の方には、シルバーパスポートカード送付時に、一般介護予防教室等のパンフレットの送付も始めています。

このほか地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政が連携し、通いの場の新規立ち上げ、事後フォローを行っており、平成30年度からは立ち上げに対する補助も実施しています。

### 【今後の方向性】

地域住民へ必要な情報が必要な時期に届くよう手法を工夫しながら、これまでの取組を継続していきます。

通いの場は経年的に増加しており、今後も地域住民による自主的な介護予防活動を継続して支援していきます。

## (3) 一般介護予防事業評価事業の実施 《主管課等：介護長寿課》

### 【現 状】

一般介護予防事業内で実施している取組や各教室をはじめ、関連する介護予防・生活支援サービス事業の一部である多様なサービスについても合わせて評価を行っています。

また、介護保険事業計画に記載された評価指標に関して、自己評価を実施し公表に努めることとされているため、評価結果をホームページに掲載しています。

### 【今後の方向性】

評価方法については視点も工夫しながら確実に実施するとともに、データを蓄積して経年的に分析できるよう取り組んでいきます。

また、評価結果を精査し、各事業の内容及び位置づけが適切で効果的な事業となっているか、費用対効果等も確認しながら、総合的かつ包括的な介護予防事業として展開できるよう検討を進めます。

### (4)地域リハビリテーション事業 《主管課等：介護長寿課》

#### 【現 状】

この事業は地域における介護予防の取組の機能強化のために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するものです。令和元年度に理学療法士、令和2年度に作業療法士を配置し、通所、訪問、介護予防教室、認知症施策に、リハビリ専門職が関わっています。

本市では様々な教室の講師として活用はもちろんのこと、月に一度開催している「自立支援型地域ケア会議」におけるアドバイザーとして、理学療法士と作業療法士、言語聴覚士に毎回参加を依頼し、自立支援におけるケアマネジメントの方法について学ぶ機会としています。また、住民主体の通いの場では、派遣する専門職の働きがより効果的になるよう細かく日程を組むなどの工夫を行っています。

#### 【今後の方向性】

積極的にリハビリテーション専門職の活用を行っており、今後も、様々な事業において継続的に活用し、専門性の高い事業実施及び個々の能力向上に努めていきます。

また、介護予防教室等の既存事業における運動プログラム等の評価を適切に行い、内容のブラッシュアップにもつながるよう取り組んでいきます。

**(5)「食」の自立支援事業の実施** <<主管課等：介護長寿課>>

**【現 状】**

自力での調理・買い物が困難な高齢者の食の安全を確保し、体力維持・向上や自立生活維持のため実施しています。また、当事業は高齢者の安否確認の役割も担っているため、配食サービス事業所、地域包括支援センターと連携しながら対応しています。

<実績値>

■図表6-8 介護予防・日常生活支援総合事業

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者人数（月平均）	68人	73人	72人
実施数	10,700回	11,616回	11,556回

■図表6-9 地域支援任意事業

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者人数（月平均）	23人	15人	21人
実施数	3,173回	1,836回	2,576回

**【今後の方向性】**

対象要件の異なる配食サービス事業を、介護予防・日常生活支援総合事業と地域支援任意事業で実施するため、各事業の申請時や継続する際の利用確認が必要となります。

本人の状況確認に努めながら、継続してサービスを実施していきます。

**(6)介護予防・生活支援サービス事業の推進** ‹‹主管課等：介護長寿課››

**【現 状】**

現在、従前相当サービスとして通所サービス・訪問サービス、多様なサービスとして通所型サービスAや通所型サービスC（短期集中型）も実施しており、事業対象者の筋力維持・向上及び運動の機会の確保に努めています。また介護保険外の多様なサービスが少ないことから、従前相当サービスの利用者が多い状況にあります。通所型サービスCについては、通年での教室の実施や種類を増やし、介護タクシーの利用も可能として、利用者の利便性を高めています。

従前相当サービスの利用に偏らないように、通所系サービスについてはパンフレットを作成し、本人の状態像にあったサービスの利用を促しています。また、理学療法士による教室のプログラムの評価も始めています。

**<実績値>**

**■図表6-10 (ア) 事業対象者数**

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、事業対象者として決定した方

事業対象者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度
かいほう	83人	46人	40人
ぎのわん	88人	51人	49人
ふてんま	65人	54人	52人
ふれあい	73人	62人	47人
合計	309人	213人	188人

**(イ) 訪問型サービス実施状況**

要支援1・2の介護認定を受けた方、または事業対象者の方に対し、「訪問型現行相当サービス」「口腔機能向上プログラム」「栄養改善プログラム」を実施し、介護予防と日常生活の自立の支援を行います。

**a. 訪問型現行相当サービス**

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年3月より総合事業へ移行。

**■図表6-11 (イ) 訪問型サービス実施状況**

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	1,973件	2,245件	2,152件



(ウ) 通所型サービス実施状況

要支援1・2の介護認定を受けた方、または事業対象者の方に対し、「通所型現行相当サービス」「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」を実施し、介護予防と日常生活の自立の支援を行います。

a. 通所型現行相当サービス

平成27年度までは介護予防通所介護として介護給付事業で実施。平成28年3月より総合事業へ移行。

■図表6-12 a. 通所型現行相当サービス

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	4,935件	5,261件	4,838件

■図表6-13 b. 基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者人数	7人	6人	18人
参加延人数	62人	44人	112人

c. 通所型サービスC

※c-2からc-5：平成27年度までは二次予防事業、平成28年度以降は介護予防・生活支援サービス事業で実施。

■図表6-14 c-1. 疼痛改善教室：委託

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	36回	36回	35回
参加者人数	18人	23人	22人
参加延人数	173人	228人	195人

■図表6-15 c-2. 筋力向上トレーニング：委託

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	264回	288回	156回
参加者人数	70人	114人	61人
参加延人数	1,446人	1,727人	1,039人

■図表6-16 c-3. 認知機能低下予防教室（楽農クラブ）：委託

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	35回	35回	32回
参加者人数	5人	5人	5人
参加延人数	146人	156人	124人

■図表6-17 c-4. 口腔機能向上プログラム：介護長寿課

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	12回	12回	12回
参加者人数	9人	9人	6人
参加延人数	46人	38人	29人

■図表6-18 c-5. かんたん！まーさん料理教室：介護長寿課

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	12回	12回	12回
参加者人数	9人	8人	6人
参加延人数	43人	35人	25人

【今後の方向性】

教室の内容や参加者の動向を分析するとともに、サービスを利用することで、要介護状態への移行予防に効果的な教室になるよう運営していきます。また、多様なサービスとして位置づけられる通所型および訪問型サービスのうち、生活支援を中心とした住民主体の取り組みが中心の訪問型サービスの整備にも取り組みます。そのためにも、自助・互助も踏まえ、生活支援体制整備事業や自立支援型地域ケア会議と連動したサービス体系の構築に取り組めます。



(7)一般介護予防事業の推進 <<主管課等：介護長寿課>>

【現 状】

一般介護予防事業では、65歳以上のすべての高齢者が対象であり、地域の実情に応じた効果的で効率的な介護予防を企画実施できるよう取り組んでいます。

具体的には、筋力トレーニングに特化した「いきいき筋力アップ教室」や利用・口腔機能の改善を目的とする「栄養・お口の健康教室」、認知機能低下予防を目的とした「はごろも長寿大学」などを開催しています。

令和元年度より、一般介護予防教室においても介護タクシーの利用を可能とし、参加者の増加に取り組みました。

教室の種類も複数実施していますが、栄養関係の教室の参加者数が伸び悩んでいます。

一方で、100歳体操を中心とした通いの場は増加しています。一般介護予防教室や通所型サービスCを卒業した方が通いの場へ通えるようになったケースも出てきていますが、まだ少数にとどまっています。

65歳以上のすべての高齢者を対象とし、以下の介護予防事業を実施しています。

<実績値>

■図表6-19 (ア)筋力向上トレーニング事業(いきいき筋力アップ教室):委託

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	72回	72回	91回
参加者人数	103人	87人	83人
参加延人数	806人	845人	871人

■図表6-20 (イ)運動器の機能向上事業(がんじゅう広場):委託

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	40回	82回	84回
参加者人数	93人	152人	152人
参加延人数	1,119人	1,154人	1,678人

■図表6-21 (ウ)はごろも長寿大学:委託

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	14回	15回	15回
参加者人数	44人	32人	32人
参加延人数	472人	402人	380人

■図表6-22 (工) 高齢者体力測定会：委託（平成29年度で事業終了）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	22回	-	-
参加者人数	395人	-	-

■図表6-23 (才) 栄養・お口の健康教室：介護長寿課

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	9回	8回	9回
参加者人数	39人	39人	38人
参加延人数	99人	87人	93人

■図表6-24 (カ) はつらつ元気サポーター養成講座：委託

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	20回	10回	8回
参加者人数	25人	15人	21人
参加延人数	166人	117人	72人

【今後の方向性】

介護予防やフレイル対策として一般介護予防教室の充実を図りながら、通所系サービス以外の多様なサービスの創出にも取り組みます。そのためにも、介護予防・生活支援サービス事業と同様に、自助・互助も踏まえ、生活支援体制整備事業や自立支援型地域ケア会議と連動したサービス体系の構築に取り組みます。

通いの場の多くは地域の公民館で実施されていますが、今後は、公民館以外の場所を開拓できるよう民間企業との連携や新たな社会資源の発掘・活用に取り組み、活動を支援します。

### 3. 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施

#### 【現 状】

健康寿命の延伸に向けた取り組みの1つとして制度改正が行われ、令和2年度より市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することとなりました。

本市は令和3年度以降の実施に向け、健康推進部における既存事業の洗い出しや有効活用の検討、事業実施計画の策定等に取り組んでいます。

#### 【今後の方向性】

事業の実施にあたっては国保データベースシステム（KDBシステム）を活用し、被保険者一人ひとりの医療・健診・介護情報を把握し、データヘルス計画や本介護保険事業計画等も踏まえ、地域の高齢者が抱える健康課題の抽出・重点課題の明確化に取り組みます。把握された課題については、健康推進部内で共通認識を図りながら一体的に取り組めます。

また、沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携はもとより、全庁的な連携体制整備も進めていきます。

## 基本目標 2 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち

### 1. 包括的支援事業

#### (1) 介護支援専門員に対する支援・指導の充実 《主管課等：介護長寿課》

##### 【現 状】

自立支援型地域ケア会議は継続して実施しており、多様な専門職からのアドバイスが介護支援専門員のOJTにつながるよう取り組んでいます。

地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、居宅支援事業所等の介護支援専門員に対する個別支援も実施しており、年に1回は、質の向上のための研修も実施しています。

##### 【今後の方向性】

自立支援型地域ケア会議が事例提供者となる介護支援専門員にとって有意義な会議になるよう、且つ自立に資するケアマネジメントにつながるよう、運用方法の改善を図りながら、継続して実施します。

また、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーによるケアプラン作成のアドバイスや指導を通して、介護支援専門員の資質向上につながるよう取り組みを継続します。



## (2)関係機関との連携による包括的・継続的なケアマネジメントの充実

《主管課等：介護長寿課》

### 【現 状】

主治医と介護支援専門員の連携、在宅と施設の連携など様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、切れ目なく継続的にフォローアップしていく体制の構築に向け取り組んでいます。各センター長とも月に1回定例会を実施し、課題の共有や共通認識を図っています。

### 【今後の方向性】

関係機関との連携、ケアマネジャー同士のネットワーク構築のためにも、地域ケア会議の活用や、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携推進事業の取り組みを、包括的・継続的ケアマネジメント支援につなげていくことが必要です。要支援者の特性を踏まえながら必要性に応じた支援体制を構築し、ケアマネジメントの充実につながるよう地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員、行政と協働して取り組みます。

## (3)総合相談支援事業 《主管課等：介護長寿課》

### 【現 状】

各中学校圏域にある4か所の地域包括支援センターにて総合相談事業を実施しています。高齢者の心身の状態や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握するとともに、相談・情報提供に応じ適切な支援につなげています。困難ケースは増加傾向にありますが、行政の担当と連携しながら対応しており、庁内外の関係機関、支援機関との連携も行っています。

また、地域包括支援センターのパンフレットの配布や活動を市報に掲載することで、地域住民への認知度アップに取り組んでいます。

### <実績値>

■図表6-25 相談件数等（延べ）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護保険その他保健福祉サービスに関する事	6,497件	6,958件	6,224件
権利擁護（成年後見制度等）に関する事	301件	239件	198件

### 【今後の方向性】

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの制度につなげられるよう、また、自治会の「支え合い活動委員会」など地域住民等の既存ネットワークにも参加させていただきながら、地域に根差した支援を継続していきます。

## 2. 生活支援体制整備

### (1)生活支援体制の充実・強化 <<主管課等：介護長寿課・社会福祉協議会>>

#### 【現 状】

地域における、より身近な話し合いの場として4つの中学校圏域で第2層協議体が立ち上がっており、地域について話し合うことで、地域特性や地域課題の把握が進んでいます。

地域住民をはじめ、民間企業や関係機関とのネットワーク構築や社会資源の発掘にも取り組んでおり、見える化として「社会資源マップ」の作成にも取り組んでいます。

また、第1層・第2層の生活支援コーディネーターはスキルアップ向上のため、定期的な研修への参加や毎月の情報交換等を実施しています。

平成28年度より、第2層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、第1層は介護長寿課職員が担っています。

#### <実績値>

■図表6-26

平成29年度	平成30年度	令和元年度
普天間中学校区協議体立ち上げ2回開催	普天間中学校区協議体1回開催	普天間中学校区協議体1回開催
真志喜中学校区立ち上げに向けて地域ヒアリング	真志喜中学校区協議体立ち上げ	真志喜中学校区協議体1回開催
	嘉数中学校区立ち上げに向けて地域ヒアリング	嘉数中学校区立ち上げ2回開催 ※準備会含む
	宜野湾中学校区立ち上げに向けて地域ヒアリング	宜野湾中学校区立ち上げ
	地域支え合い活動委員会委員長会と合同研修	“見守り活動”に関する勉強会 (住民向け)
		未来へ繋ぐ地域連携 (企業・団体向け)

#### 【今後の方向性】

各第2層協議体が情報共有や情報発信できる場となり、地域の連携体制・生活支援体制の強化につながるよう自治会、社会福祉協議会、行政、地域包括支援センター、民間企業等とも協働して継続的に取り組みます。

また、今後は地域の課題解決につながる多様なサービスの創出に向け、社会資源の発掘と活用、マッチング機能を活かすことがますます重要となります。そのため、まず第2層協議体を定期的に開催することで、自助・互助の意識が高まり、住民が主体となって地域の課題を話し合う場として機能することを目指します。第2層協議体の状況を勘案しながら、必要に応じて第1層協議体を立ち上げ、連携しながら対応策を検討していきます。また、生活支援コーディネーターの中学校区毎の配置も目指します。



### 3. 在宅医療・介護連携

#### (1) 在宅医療と介護の連携促進 〈主管課等：介護長寿課〉

##### 【現 状】

高齢化が進む中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、包括的かつ継続的な在宅での医療・介護を提供するために、地域における医療及び介護の関係機関の連携が急務となっています。

本事業には、8つの事業項目があり、具体的取組については、2カ月に1度開催している医療と介護の専門職で構成された「在宅医療・介護連携推進会議」で、本市における課題抽出や市の有する資源の整理、多職種連携の研修企画や市民への普及啓発の計画等に取り組んでいます。

当事業の中核となる「在宅医療・介護連携推進会議」は、継続して実施しており、「入退院支援」「療養支援」「看取り」の3分野において、本市の課題に取り組んでいます。また、多職種連携と住民への普及啓発に関しては、毎年研修や講演会を実施しています。

在宅医療・介護連携推進会議や多職種研修の開催により、専門職間で顔の見える関係ができつつあり、住民への普及啓発に関しては、自治会で講演会をするなど工夫をしています。

##### 【今後の方向性】

2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者が増加していくことが想定されます。医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、訪問診療等の在宅医療と介護サービスの提供・連携が不可欠です。在宅医療・介護の担い手である地域の医療・介護関係者が中心となり、個々の取組がより効果的に展開されるよう、医療・介護関係者間の顔の見える関係づくりと医療・介護の連携推進・課題解決に取り組めます。

また、医療と介護の連携推進に向けた具体的な対策を進めながら、市民や専門職を対象としたセミナーや研修を通して「人生会議（ACP：Advance care planning）」「リビングウィル」「終活」といった、もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みの普及啓発に継続して取り組めます。

## 4. 地域ケア会議の強化

### (1) 地域ケア会議の充実 < 主管課等：介護長寿課 >

#### 【現 状】

地域ケア会議は、介護保険、福祉、保健、医療等が包括的かつ継続的に提供されるよう、専門的な視点からの地域課題の発見とその解決につながるような多様な社会資源の開発やネットワーク構築を目的に実施しています。本市の地域ケア会議は役割・機能ごとに自立支援型、個別課題型、地域課題型、政策形成型の4つに分類しています。特に、介護予防の観点から、自立支援型地域ケア会議については、毎月1回開催し、医療、介護、リハビリ職といった外部アドバイザーによるケアマネジメント支援を通じて、高齢者の生活を地域全体で支援していくこと、介護支援専門員の実践力を高めることを目的に開催しています。また、運営方法についても、各地域包括支援センター長とアドバイザーによる運営検討会議や介護支援専門員協会との連携を通して、ブラッシュアップにも取り組んでいます。

#### <実績値>

■図表6-27

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援型地域ケア会議実施回数	11回	11回	10回
検討ケース数	44ケース	44ケース	40ケース

#### 【今後の方向性】

地域ケア会議は個別ケースを検討する自立支援型から地域課題の解決を検討する政策形成型まで一体的に取り組んでいくことが重要です。政策形成型の地域会議については、自立支援型・個別課題型の地域ケア会議における課題の積み上げ・分析、地域課題型のケア会議の実施状況を勘案しながら開催していきます。そのためにも、行政、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護事業所等が介護予防・重症化予防という視点を共有し、自立支援型地域ケア会議の強化を図ることが重要となるため、令和2年度からは、介護予防ケアマネジメントのマニュアル化に向けて取り組んでいます。ケースのデータ分析や検討後のモニタリングも始めているところです。

また、令和3年度以降は、4つの中学校圏域での自立支援型地域ケア会議の開催を検討しています。より身近な地域で開催することで、地域資源の発見やネットワーク構築が進み、地域ケア会議の目的の一つである地域課題の発見・解決を果たせるよう運営していきます。

**基本目標 3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち****1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進****(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進** <主管課等：介護長寿課>**【現 状】**

認知症についての正しい理解と知識を多くの市民にもって頂くために、認知症に関する出前講座、介護予防事業での認知症に関するパンフレットの配布等により、認知症についての正しい知識の普及に努めています。

毎年世界アルツハイマー月間においては、介護長寿課の窓口だけでなく、庁舎玄関ロビーでのパネル展、図書館での認知症関連図書のコーナー設置、各種イベントを通し普及・啓発活動を実施しています。

**【今後の方向性】**

普及啓発に関しては、様々な媒体を活用しながら今後も継続して取り組みます。

また、世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発イベント等の開催についても、新たな工夫をしながら継続して取り組みます。



(2) 認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイトの育成

《主管課等：介護長寿課》

【現 状】

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」の養成を進めています。地域住民、企業、職能団体、市職員等を対象とし、幅広く実施しており、新たに商工会や通り会代表者、教育委員会へも養成講座開催のアプローチを進めています。また、キャラバン・メイトは養成講座の講師として活躍しています。

<実績値>

■図表 6-28

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症サポーター講座開催数	33回	33回	23回
認知症サポーター養成数	764人	597人	502人
キャラバン・メイト登録人数 (累計)	112人	120人	129人

【今後の方向性】

広報としては、ホームページや市報の活用に加え、地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員が活動しています。

今後は小中高生向けのサポーター養成講座開催の充実やキャラバン・メイト連絡会と認知症地域支援推進員が連携した活動に取り組みます。

また、サポーター養成講座受講後に、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の仕組みづくりに向けた取組についても、検討を進めます。

## 2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の充実

### (1) 認知症予防への取り組みの充実 < 主管課等：介護長寿課 >

#### 【現 状】

介護予防・生活支援サービス事業における短期集中型サービスCでの介護予防教室の開催や高齢者の転倒予防・介護予防、認知機能向上、体力づくりに効果的なスクエアステップの普及啓発に努めています。不定期ではありますが、スクエアステップのリーダー養成講座も開催しています。また、地域包括支援センターに設置した認知症タッチパネルを自治会、ミニデイ、イベント等で活用し、早期発見や認知症予防につなげています。

#### 【今後の方向性】

介護予防・生活支援サービス事業における短期集中型サービスCや一般介護予防事業において、認知症予防に特化した教室拡大の必要性や教室の種類についても継続して検討していきます。

また、地域包括支援センターが中心となって、独居高齢者等の閉じこもりや認知症の恐れがある高齢者宅を訪問し、心身の状態や生活の実態把握を行い、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行っていきます。

**(2)認知症初期集中支援チームの設置、活動の推進** ≪主管課等：介護長寿課≫

**【現 状】**

平成 28 年度より、介護長寿課に認知症初期集中支援チームが設置されました。

早期診断・早期対応に向け、ご本人とご家族への支援を行っています。チームには、医師、保健師、看護師、社会福祉士が所属しており適切な対応に努めています。

現在、支援チーム定例会を継続的に実施しており、支援チームへ情報提供があったケースに関しては、支援方法を共有し検討・対応しています。参加している専門職のOJTとしても機能しています。

市内の医療機関に対し、支援チームに関する広報チラシを配布し、連携体制の構築に向け取り組んでいます。

**<実績値>**

■図表 6-29

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症初期集中支援チームの対応件数	3件	2件	1件

**【今後の方向性】**

認知症初期段階で対象者を把握できるよう、介護支援専門員、医療機関や金融機関、教育機関等に対し、相談窓口や事業の周知が必要です。中でもかかりつけ医との連携が必須となってきます。そのためにも、チームの活動を通してだけでなく、積極的にチームの存在をアピールしていくことが重要となります。定期的なチーム員会議において、運営方針の共通認識や広報活動強化についても継続して取り組むとともに、支援したケースを振り返ることで、支援チーム員の市職員や地域包括支援センター職員のスキル向上を図ります。中長期的には、認知症施策全般の機能強化、在宅医療・介護連携等他の事業とも連動した活動になるよう取り組みます。

**(3) 認知症地域支援推進員の設置、活動の推進** 《主管課等：介護長寿課》**【現 状】**

平成28年度より4つの地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員が配置されています。認知症地域支援推進員は、普及・啓発、相談・支援、初期集中支援チーム、サポーター養成講座、キャラバン・メイトの活用、認知症カフェの企画・運営、道迷い高齢者の捜索手配、研修やイベントの企画等を通して活動しています。

また、認知症疾患医療センター等をはじめとする医療機関や介護サービス提供事業所、介護支援専門員、支援者といった個々の連携をはじめ、そのネットワーク化に向けた活動にも取り組んでいます。

**【今後の方向性】**

地域での活動を継続することで活動の充実につなげるとともに、活動を通して地域住民への認知度を高めることが重要なポイントとなります。行政としても認知症地域支援推進員の活動を地域や関係機関に周知し、認識していただけるよう支援していきます。また、認知症地域支援推進員と行政の毎月の定例会を継続し、情報交換や企画・運営の充実を図ります。

中長期的には在宅医療・介護連携事業との連動も視野に入れた活動にも取り組んでいきます。また、生活支援を行うサービス提供事業所や地域住民との連携や支援体制の構築についても生活支援コーディネーターとも連携していきます。

**(4) 認知症ケアパスの積極的活用** 《主管課等：介護長寿課》**【現 状】**

地域ごとに医療・介護等が適切に連携するためには、認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ（ケアパス）を確立することが必要です。本市では、平成28年度に「ぎのわん認知症ケアパス」を作成しています。令和元年度には内容の見直しも行い、改定版も作成しました。様々な機会を通して、住民や関係機関に認知症ケアパスを配布しています。

**【今後の方向性】**

認知症ケアパスが、認知症の人やその家族、医療・介護関係者の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように、その活用を推進していきます。

### 3. 認知症の人の介護者への支援対策の充実

#### (1) 認知症カフェ等の設置、活動の推進 << 主管課等：介護長寿課 >>

##### 【現 状】

平成29年度より認知症の人の家族介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集うことができる認知症カフェ事業が開始となりました。各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェの企画・運営が行われており、毎月4か所の地域包括支援センターにて、それぞれ特色のある認知症カフェを実施しています。

また、地域包括支援センター外でもカフェが実施されており、認知症カフェの認知度も高まっています。

##### <実績値>

■図表6-30

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
カフェ参加人数（4包括合計）	327人	683人	512人

##### 【今後の方向性】

それぞれの地域包括支援センターの強みを活かしつつ、地域の特性・ニーズにあった認知症カフェが継続して実施できるよう取り組みます。中長期的には、認知症カフェを継続開催する中で参加者からの声も聞きながら、必要な生活支援サービスや家族支援に関するサービスの創出を目指していきます。

また、地域包括支援センターによる認知症カフェの開催だけではなく、介護サービス事業所や住民による自主的な認知症カフェについても幅広い取り組みが必要です。



## 4. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

### (1) 認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実

〈主管課等：介護長寿課・社会福祉協議会〉

#### 【現 状】

平成28年度より、認知症等高齢者の見守り及びその家族の負担軽減を目的として、宜野湾市、社会福祉協議会、宜野湾警察署の協定のもと、認知症高齢者等おかえり支援ネットワーク事業を実施しています。おかえり支援ネットワーク事業に事前登録いただくことで、万が一、道迷いや行方不明になった場合でも、各関係機関や地域の団体・企業等（見守りおかえりサポーター）が協力して早期発見・保護できるようネットワークを構築し対応しています。事前登録者に関しては、令和元年度より、年に1回情報の更新作業を行っています。

#### <実績値>

■図表6-31

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録人数	34人	39人	47人
見守りおかえりサポーターの認定団体数（累計）	36団体	39団体	39団体

#### 【今後の方向性】

認知症高齢者の家族に対して、事業の案内を行い、事前登録を促します。また、オリジナルロゴの入ったステッカーを見守りおかえりサポーターに配布することで、社会貢献頂いていることのアピールと事業の広報を図ります。県内企業・団体等への機運を高め、早期発見・保護にご協力いただき見守りおかえりサポーターを増やしていけるよう取り組みます。また、ネットワークに実行性を持たせるためにも、定期的に運用方法の見直しを図ります。

令和2年度より、街中にある自動販売機とITを活用した検索システムの事業を開始しました。従来のアナログ的な検索に加え、デジタル的仕組みを導入することで、迅速かつ効率的な検索を目指しています。この事業を進めることで、道迷い者の検索を関係者だけでなく、地域住民、民間企業も巻き込みながら、認知症の普及啓発、地域で支える仕組みづくりを目標とします。

また、「地域支え合い活動委員会」など、地域住民が集まる場で事業の案内を行い、見守りおかえりサポーターや認定団体を増やしていけるよう取り組みます。

## (2) 権利擁護の取り組み強化

### (i) 日常生活自立支援事業の推進

《主管課等：社会福祉協議会・福祉総務課・介護長寿課・障がい福祉課》

#### 【現 状】

社会福祉協議会に「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」を設置し、認知症高齢者や障がい者に対し、福祉サービスの手続きの援助や日常的金銭管理、書類の預かりなど支援を行っています。

また、成年後見制度の利用が必要な要援護者へは、社会福祉協議会や行政から情報提供を行い、スムーズに制度移行できるよう努めています。

令和元年度には、日常生活自立支援事業（県受託事業）の全市町村化に伴い、基幹的社協からのケース移管により11件の利用契約者を受け入れ、体制を整えながら、支援が必要な方に迅速に対応できるよう支援の拡大を図っています。

#### <実績値>

■図表6-32

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者総数	49名	61名	62名
生活支援員数	19名	22名	25名
ケース会議への参加・開催	38回	42回	53回

#### 【今後の方向性】

契約が締結されるまでの間に通帳等一時預かり事業を利用するなど、福祉関係機関と連携し利用者の権利擁護に努めます。

また、事業の周知強化と利用者のニーズに対応するため、生活支援員の確保や専門員の充実に努めるとともにセンターの機能拡充を図ります。

障がい福祉課内設置の相談員や委託相談支援事業所、市内外の相談支援事業所と連携し、福祉サービス等の手続きや金銭管理等支援を必要とする障がい者に対して、今後も引き続き相談に応じ、他の関係機関と協力しながら支援を行っていきます。

また、関係機関と連携しながら、支援を必要とする障がい者やその家族に対して、当該事業の周知及び啓発を行っていきます。

(ii) 成年後見制度利用支援事業の推進

《主管課等：介護長寿課・福祉総務課・障がい福祉課・社会福祉協議会》

【現 状】

窓口でのパンフレットの配布や市報、ホームページを活用して、成年後見制度の普及・啓発を図っています。

認知機能の低下や障がい等により、福祉サービスの手続きの援助や日常的な金銭管理、書類の預かりなどの支援を必要とする方は増加傾向にあります。成年後見制度の利用が必要な方へは、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、家庭裁判所へ紹介するなど対応しています。

また、ご家族や親族による成年後見申し立てが出来ない方には、市長による申し立てを検討し、要件に該当した場合には申し立て費用や後見人等への報酬助成を行っています。

【今後の方向性】

成年後見制度や同事業の周知強化を図るとともに、権利侵害に遭う恐れのある方や身寄りがなく関係機関が対応に苦慮しているケースについては、市長申し立てを検討するなど、高齢者や障がい者の権利擁護に努めます。

成年後見制度について、障がい者やその家族をはじめとする、地域への制度の普及啓発に取り組みます。また成年後見制度による支援が早期に実施されるよう、申請等にかかる業務の効率化、人員配置等について検討します。

(iii) 虐待防止に関する対応の充実 《主管課等：介護長寿課》

【現 状】

虐待に関する相談窓口については、市報への掲載や、庁舎内・関係機関へのポスター掲示、パンフレット等による広報・周知に努めており、介護支援専門員や社会福祉協議会等の関係機関、地域住民からの情報提供も増えています。

虐待の相談件数、対応件数の増加とともに、対応困難ケースも増加しており、市と地域包括支援センターが役割分担をしながら関係者と協議・連携を図り早期に対応しています。

【今後の方向性】

高齢者虐待の予防や早期発見、適切な対応のため、引き続き各種媒体を活用した広報・周知に取り組みながら、居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業所、市内介護保険施設職員向けの虐待防止に関する研修会の実施に取り組みます。また、関係機関との連携強化や早期対応を図るため、支援を行う市職員や地域包括支援センター職員のスキル向上にも取り組みます。

(iv) 老人福祉施設への入所措置の実施 《主管課等：介護長寿課》

### 【現 状】

環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホーム等に入所措置しています。

近年の傾向としては、高齢者虐待による緊急保護を目的に一時的に保護措置を行うケースやセルフネグレクトによる措置案件も増加傾向にあります。また、独居高齢者の認知機能の低下による金銭管理や財産処分等の課題も顕在化しており、成年後見制度の利用と合わせて支援するケースも多くみられます。

入所措置後も地域包括支援センターと連携して、高齢者の状況把握、環境調整及び虐待解消に向けた対応を実施しています。

### <実績値>

■図表6-33

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被措置者数	7人	6人	6人

### 【今後の方向性】

入所措置を行うにあたっては、高齢者の心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案し、適切に行うように努めます。

また、措置入所後なるべく早く地域での生活に安心して戻れるよう、地域包括支援センターやその他支援機関と連携し、適切な生活環境の確保や成年後見制度の利用等社会資源に繋がります。

今後は入所措置をするだけでなく、介護保険のサービスに加え、「住まい」に関するサービスの検討も必要です。

## 基本目標 4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

### 1. 生きがいつくりの充実

#### (1) 生きがい対応型デイサービス事業の充実

《主管課等：介護長寿課・社会福祉協議会》

##### 【現 状】

地域の主体的な取り組みのもとで生きがいつくり活動を行っている「生きがい対応型デイサービス事業」について、高齢者の参加促進を図るとともに、地域の活動援助員やボランティア、社会福祉協議会との連携のもと全23公民館にて実施しています。デイサービス活動の充実、ボランティアの資質向上のため、研修会や意見交換の場を設け、活動支援を行っています。令和元年度はボランティア研修会を3回行いました。また、ミニデイモデル事業を行い、内容の充実化を図りました。

健康チェック・健康講座等においては、市内（地域）の病院や事業所の協力（ボランティア）を得て実施しています。

##### <実績値>

■図表 6-34

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用登録者数	692人	683人	516人
延べ利用者数	19,921人	20,070人	17,630人
ボランティア登録者数	663人	665人	657人
延べボランティア参加者数	14,088人	13,787人	12,144人
実施施設数	23カ所	23カ所	23カ所

##### 【今後の方向性】

今後も継続して事業を実施するとともに、利用者の高齢化に伴う移動手段の確保や、ボランティアの高齢化による人材の確保、育成の充実に努めます。また、事業を広報しながら人材の発掘に繋がります。

生きがい対応型デイサービス事業の充実に向け、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業との連携や民間企業との協働も含めて検討を進めていきます。

**(2)シルバーパスポートの普及・充実** <主管課等：介護長寿課>

**【現 状】**

65歳以上の高齢者に対し、市民体育館のトレーニングルーム利用料の免除やご協力頂いている民間企業独自の割引サービス等を行うことで、健康づくりやスポーツ、趣味及び文化活動等で高齢者が外出する機会を増やし、生きがいを支える「宜野湾シルバーパスポート事業」の普及・充実を図っています。

<実績値>

■図表6-35

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
状 況 パ ス ポ ー ト 交 付	対象者数	18,004人	18,704人	19,268人
	交付人数	17,937人	18,372人	18,945人
	交付率	99.6%	98.2%	98.3%
シルバーパスポートカード協力事業所数		11カ所	11カ所	11カ所

**【今後の方向性】**

市民・事業所への周知を図るため、窓口へのチラシの設置や市報を活用した広報を行っていきます。また、市商工会とも連携しながら、民間協力事業所の増加とパスポートカードの利用促進に向け取り組みます。

**(3)生涯学習・文化活動の推進** <主管課等：介護長寿課・生涯学習課>

**【現 状】**

高齢者学級を実施する意義を自治会に説明し、理解を深め、実施箇所数の拡充を図れるよう周知しています。

平成28年度までは3自治体程の実施となっていましたが、現行計画期間は5自治会へと拡大し、事業の充実が図られています。

**【今後の方向性】**

実施自治会も増加しており、高齢者の増加に対応できる体制を整え、今後も相応しい社会能力を養い、生きがいやその能力を高められるよう、事業を継続していきます。

**(4)老人福祉センターの充実** ≪主管課等：介護長寿課≫

**【現 状】**

赤道・伊利原の2か所の老人福祉センターでは、高齢者の健康づくり・生きがいくりの場として、教養講座や専門職による健康相談の実施、サークル活動に対する支援を行っています。

また、地域包括支援センターによる認知症カフェや出張相談、看護師・保健師による健康相談も実施されています。

**【今後の方向性】**

健康相談等について、市の管理栄養士や保健師等と連携を図ることで、より充実した相談対応が期待されることから、指定管理者と密に連絡を取りながら事業を実施していきます。

また、今後高齢化率が高くなる中で、高齢者の社会参加の場づくりや地域を支える担い手としての体制づくりが求められます。地域の活動の場と老人福祉センターの有機的な連携、老人福祉センターの機能拡充や市内の移動支援等、新たな活動内容を模索していきます。

**(5)老人クラブ活動の育成** ≪主管課等：介護長寿課≫

**【現 状】**

単位老人クラブ22団体、市老連に対し、継続して補助金を交付しています。また、市老連が実施するイベント等に関しては、後援等を行っています。

**【今後の方向性】**

老人クラブへの加入促進を図るため、自治会との連携により、引き続き仲間づくり・会員増強運動の実施を促進します。また、地域包括ケアシステムを構築するにあたり、高齢者の生きがい・健康づくりの担い手として、老人クラブの果たす役割は大きく、老人クラブに対する活動補助金の継続に加え、今後は地域社会の活動拠点となるような展開も踏まえ、老人クラブが多様な活動ができるよう支援を行っていきます。

**(6)サークル活動の推進** ≪主管課等：介護長寿課≫

**【現 状】**

赤道・伊利原の2か所の老人福祉センターにおいて、活発にサークル活動が行われており、サークルの発表の場など、可能な範囲で支援を行っています。

**【今後の方向性】**

高齢者の生きがいくり・健康づくりとしてのサークル活動の推進に加えて、今後は地域活動の場としてのサークルのあり方も検討しながら、高齢者や地域におけるニーズ等の把握を行い、高齢者が参加しやすい環境整備に努めます。

## 2. 就労支援の充実

### (1) シルバー人材センターの充実・促進 《主管課等：産業政策課》

#### 【現 状】

市報やホームページなどを活用し、市民や企業にシルバー人材センターについての周知を行いながら、公共施設管理業務委託をはじめとする公共施設内の業務の掘り起こしを行い、高齢者に就労機会を提供しています。

また、シルバー人材センターへの補助金交付を通して、組織の強化及び育成を図っています。

#### 【今後の方向性】

市報やホームページ、SNS等を活用しながら市民や企業にシルバー人材センターについての周知を行い、受注業務や加入促進に繋がります。

公共施設管理業務委託をはじめとする公共施設内の業務の掘り起こしを行い、高齢者に就労機会を提供します。

また、シルバー人材センターへの補助金交付を継続し、組織の強化及び育成に努めていきます。

### (2) 公共職業安定所との連携 《主管課等：産業政策課》

#### 【現 状】

働く意欲のある高齢者の就職を支援するため、求人情報の提供や職業相談・紹介等の就業支援を行う宜野湾市地域職業相談室（宜野湾市ふるさとハローワーク）を本庁玄関横に設置し、高齢者を含む宜野湾市民を中心に、求人情報の提供、就労機会の創出を行っています。

#### <実績値>

■図表6-36

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	5,389件	5,674件	5,319件
就職者数	777人	798人	700人

#### 【今後の方向性】

定期的に市報やホームページ、SNS等を活用しながら高齢者も含めた市民への更なる周知を進め、高齢者が利用しやすいよう、ふるさとハローワークについて広報しながら、働く意欲のある高齢者の就職支援に努めていきます。



### 3. 地域づくり・支え合い活動の充実

#### (1) ボランティアの育成・確保 < 主管課等：福祉総務課・社会福祉協議会 >

##### 【現 状】

社会福祉協議会へ地域福祉ネットワーク事業を委託し、ボランティアコーディネーターを設置しています。各種ボランティア養成講座や研修会などへの市民参加を促進し、ボランティアの育成に取り組んでいます。

社会福祉協議会においては、一般向けのふれあいサポーター養成講座、手話・点字講座などを開催し、幅広い世代へプログラムの提供をし、ボランティア団体などの活動をサポートしています。

ふれあいサポーター養成講座・手話・点字講座を計画通り推進することができています。また、ボランティア団体の登録推進や助成金等による支援を実施しています。

##### <実績値>

■図表 6-37

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ボランティア団体	23団体	24団体	28団体
ふれあいサポーター養成	46人	66人	42人
点字奉仕員養成講座	開催なし	8人	開催なし
音訳奉仕員養成講座	11人	開催なし	7人
手話奉仕員（ステップアップ）	10人	開催なし	6人
手話奉仕員（基礎）	17人	開催なし	8人
手話奉仕員（入門）	開催なし	12人	開催なし

##### 【今後の方向性】

社会福祉協議会が行っている各種ボランティア養成講座や研修会などへの市民参加を促進し、地域の担い手となる人材の発掘及びボランティアの育成が図れるよう、ボランティアコーディネーターの設置を継続していきます。

ふれあいサポーター養成講座・手話・点字講座が充実していけるよう推進していきます。

ボランティア団体への支援のあり方や助成金等の支援のあり方についても議論していきながら充実を図っていきます。

**(2) 自助・互助の充実に向けた取り組み** ≪主管課等：介護長寿課≫

**【現 状】**

平成 28 年度より、地域の介護予防リーダーを養成する目的で、「はつらつ元気サポーター養成講座」を開催しています。

講座修了生は「はつらつ元気サポーター」として認定しており、現在サポーターを中心に住民の通いの場が立ち上がっています。

<実績値>

■図表 6-38

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
はつらつ元気サポーター養成講座参加者数	25人	15人	9人

**【今後の方向性】**

自助・互助の意識が高まることで、生活支援や介護予防へつながることが期待されます。今後も地域の介護予防推進リーダーとなりうる人材の発掘とともに、リーダーの養成、地域での活動支援を行っていきます。

**(3) 「地域支え合い活動委員会」等の充実**

≪主管課等：社会福祉協議会・福祉総務課・介護長寿課≫

**【現 状】**

社会福祉協議会へ地域福祉ネットワーク事業を委託し、中学校区毎に地域福祉コーディネーターを設置しています。地域福祉コーディネーターの支援の下、23 自治会のうち 22 自治会に委員会が設置され、地域において見守り活動や美化活動等を行い、地域課題に応じた活動が行われています。

委員会は月 1 回定例会を開催し、必要に応じ関係機関も参加するなど、地域課題の解決に向け連携を図っています。令和 2 年度には、全自治会で委員会が発足されました。

また、委員会では見守り活動や美化活動を行い、みんなで支える地域づくりを推進しています。

<実績値>

■図表 6-39

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域支え合い活動委員会	21自治会	21自治会	22自治会

**【今後の方向性】**

各地区の支え合い活動の充実や活性化、関係機関との連携に向け支援を行います。

## (4)各種社会資源のネットワーク化

《主管課等：介護長寿課・福祉総務課・障がい福祉課・生活福祉課・社会福祉協議会》

### 【現 状】

社会福祉協議会にある「チュイシージーセンター」に、地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーター、保健師を配置し、地域課題へのサポートやボランティアの登録、斡旋、情報提供を行っています。

また、福祉総務課内にも、地域福祉コーディネーターを配置し、行政機関及び福祉団体とのネットワークの構築を行っています。

また、権利擁護支援（権利擁護支援センターうるる）についても相談件数が年々増えている中で、関係機関との連携を図りながら支援の充実を図っています。

### 【今後の方向性】

市民が気軽に利用できる相談・支援窓口、地域活動の交流・情報交換の場となるよう各専門職の設置を継続します。また、各種情報媒体を用いて市民への周知を図ります。

今後は様々な社会資源とつながる仕組みづくりがますます重要となるため、NPOを含めた地域の関係団体との連携を図ります。また、専門機関及び関係機関と連携を図りながら、地域福祉課題に対し支援を実施していきます。

相談支援体制の更なる充実を図るために、地域における相談支援の中核的な役割を担い、より総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等を行う基幹相談支援センターの体制づくりについて、取り組んでいきます。

## 4. 住宅・住環境の充実

### (1)福祉のまちづくりの推進

《主管課等：建築課・土木課・都市計画課・市街地整備課》

### 【現 状】

「沖縄県福祉のまちづくり条例」に沿って、すべての人が積極的に社会参加を促進することができるよう、生活環境のバリアフリー化を促進し、安全で優しく、思いやりのあるまちづくりを推進していきます。

### 【今後の方向性】

今後も沖縄県福祉のまちづくり条例に沿った設計を行い、高齢者はもちろん、全ての人々が利用しやすい施設を計画します。

## (2) 利用者の視点に立った環境整備の推進

《主管課等：土木課・都市計画課・市街地整備課・施設管理課》

### 【現 状】

地域住民や利用者へのアンケートや意見収集などを行い、管理運営で生かせるよう努めています。

### 【今後の方向性】

引き続き、地域住民や公園及び運動施設の利用者からの意見等を参考に、誰もが安全・安心に利用できるよう、管理運営を行っていきます。

## (3) 高齢者に配慮した市営住宅等の確保・充実 《主管課等：建築課》

### 【現 状】

平成30年度宜野湾市営住宅長寿命化計画を策定するにあたり、高齢者等が安心して暮らしていけるようユニバーサルデザインへの配慮をしています。

### 【今後の方向性】

長寿命化計画を基に、令和3年度伊原市営住宅E棟内部改善を実施する予定です。

## (4) 住宅改修の利用支援の推進 《主管課等：介護長寿課》

### 【現 状】

高齢者向けに居室等の改修を希望する方に対して、住宅改修に関する相談や助言を行っています。居宅介護支援（居宅介護予防支援）を受けていない場合は、介護保険による住宅改修費の支給申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び作成した場合の経費の助成を行っています。

### 【今後の方向性】

実績値はさほどありませんが、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、それに伴い住宅改修も増加すると見込まれるため、予算確保等や介護支援専門員への当該事業の周知及び利用促進を図ります。

**(5)無届有料老人ホーム等の情報収集・登録促進** <<主管課等：介護長寿課>>

**【現 状】**

市にて有料老人ホーム等の状況把握を行うと同時に、県からも有料老人ホーム等の定員数、入居者数、入居者に関する情報提供を受けています。

**【今後の方向性】**

介護付有料老人ホーム（介護保険法における特定施設入居者生活介護）、住宅型有料老人ホーム（外部事業者を利用して介護サービスを提供するもの）については、所管する県と情報共有・把握に努めていきます。

**(6)民間賃貸住宅の活用による住宅確保**

<<主管課等：介護長寿課・障がい福祉課>>

**【現 状】**

「サービス付き高齢者賃貸住宅」や「住宅型有料老人ホーム」について「宜野湾市介護サービスガイドブック」やホームページにて、市内の事業所の情報提供を行っています。

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援するために、居住サポート事業に取り組んでいます。

**【今後の方向性】**

現在家族と同居している障がい者も、主介護者である親が高齢化し、いつまで在宅生活を続けられるか不透明な家庭が散見され、障がい者の親亡き後に備え、地域自立支援協議会の「住まいくらし部会」で協議し、地域生活拠点整備に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでいきます。

(7)一人暮らし高齢者等の住みよい環境づくり <<主管課等：介護長寿課>>

【現 状】

一人暮らし高齢者等の生活支援や安否確認ができるよう「老人福祉電話設置事業」、「食の自立支援事業」、「配食サービス」、「緊急通報システム事業」を実施しています。「ひとり暮らし高齢者等保健飲料給付事業」は社会福祉協議会の事業に補助金を出しています。

<実績値>

■図表 6-40 「配食サービス」

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者人数（月平均）	68人	73人	72人
実施数	10,700回	11,616回	11,556回

■図表 6-41 「食の自立支援事業」

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者人数（月平均）	23人	15人	21人
実施数	3,173回	1,836回	2,576回

■図表 6-42 「緊急通報システム事業」

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者人数	82人	72人	64人

■図表 6-43 「福祉電話設置事業」

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度末設置台数	30台	30台	28台

【今後の方向性】

上記事業は一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で、長く安心して暮らせるためにも、生活支援としては欠かせないサービスであるため、適切にケアマネジメントしながら、継続して実施します。

## 5. 災害時対応等の充実

### (1) 地域防災計画などの推進 《主管課等：市民防災室》

#### 【現 状】

自主防災組織は、平成 29 年度（1 団体）、平成 30 年度（2 団体）、令和元年度（2 団体）に結成されています。また、「西海岸地区地震・津波避難訓練」については毎年度実施しています。このほか、総合防災マップを毎年度更新・作成し転入世帯を始め、窓口等にて随時配布しています。

#### 【今後の方向性】

今後も自主防災組織の設立の呼びかけ、内陸部を含めた市全体での避難訓練の実施、避難場所及び津波一時避難ビルの確保や防災士の育成に努めます。

### (2) 災害時要援護者避難支援計画の推進及び周知 《主管課等：福祉総務課》

#### 【現 状】

平常時からの名簿共有のため、要援護者の同意を得るとともに、個別計画の作成に取り組んでいます。また避難訓練の中で自治会ごとに計画を立て、高齢者や要支援者等が避難する訓練等も行われています。

平成 29 年度、平成 30 年度は社協が事務局を担い、令和元年度より事務局を行政へ移行し、名簿の引継ぎ等を行いました。

#### <実績値>

■図表 6-44

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援者登録数	230人	272人	-

#### 【今後の方向性】

今後も、地域の要支援者の把握や本人同意確認による名簿の整備を実施し、関係機関との名簿の共有や、地域での平時からの見守り体制を構築しながら個別計画の作成、訓練実施に取り組めます。

**(3)災害情報提供体制の充実** <<主管課等：市民防災室>>

**【現 状】**

県総合行政情報通信ネットワーク整備事業における防災情報システムを利用した携帯電話へのエリアメール、Lアラート、そして防災行政無線応答電話による災害情報提供を行っています。

**【今後の方向性】**

エリアメール、Lアラート及び応答電話機能を並行活用しつつ、環境や世代の違いにかかわらず、双方向で利活用可能な防災情報システム構築を通し、災害情報の提供を行います。





**基本目標 5 高齢者が充実した介護を受けられるまち****1. 事業所の指定及び指導監督****(1) 事業所の指定及び指導監督の継続** ≪主管課等：介護長寿課≫**【現 状】**

平成 29 年度から介護保険指定事業者等管理システムを導入しています。  
指定事業所の審査・指定から加算・体制等の届出をはじめとする異動・履歴管理及び、登録した事業所台帳より事業所の指導監督（計画・実績・指導内容・是正状況）を管理することができ、指導監督事務を大幅に効率化しています。

**【今後の方向性】****1) 集団指導の実施**

重要な情報伝達の間でもある、集団指導等を実施し、介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保に向け、効果的な指導に取り組みます。

**2) 実地指導の実施及び介護サービス事業所の事務負担の軽減**

介護保険法に基づき、制度管理の適正化とより良いケアの実現を目的とし、これにより適切な運営を行っている介護サービス事業所等を支援するとともに、実地指導と指定更新で重複する確認事項の効率化を図りながら効果的な指導に取り組みます。

**3) 不正事案等における厳正な対応**

重大な指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等には、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

## 2. 介護給付費等適正化推進事業

### (1) 介護給付費等適正化推進事業の促進 《主管課等：介護長寿課》

#### 【現 状】

介護保険サービスに係る費用は、原則として1割を利用者が負担し、残りは介護保険料等で賄われています。この介護保険サービスが適正に使われるよう、介護給付費適正化事業を推進しており、具体的には下記の主要5事業に取り組んでいます。

#### 1) 要介護認定の適正化

事務局・認定調査員との調整会議を2カ月に1回実施し、認定調査に関する内容等の意見交換、介護認定審査員からの指導内容の伝達を行っています。

また、日直当番制を導入し、他調査員が入力した調査表の内容確認を行い、調査員同士の認識の平準化に努めています。

#### 2) ケアプランの点検

ケアプランの点検によって介護支援専門員の資質向上を支援し、自立支援に資する適切なケアプランやサービス提供となるよう努めています。

#### 3) 住宅改修の点検

住宅改修の事前協議の際の提出資料や改修内容について疑義が生じた場合には、理学療法士等による家屋調査報告書等の追加資料の要求や改善前と後の実態調査を適宜行っています。また、工事価格の適正化のため、見積内訳の統一化や割高な工事については聞き取り調査を行っています。

#### 4) 縦覧点検・医療情報との突合

算定期間回数制限、重複請求、居宅介護支援請求のサービス実施状況、入退所を繰り返す受給者、軽度の要介護に係る福祉用具貸与品目一覧、単独請求明細書における準受付審査について重点的に点検しています。

#### 5) 介護給付費通知

介護給付費通知は、年1回要介護認定更新時期に結果通知に同封して通知しています。

これと併せて、担当介護支援専門員が、必要に応じ利用者及び家族に対し、サービスの利用状況や利用者の状態の維持・改善状態等について説明しています。

#### 【今後の方向性】

引き続き、点検体制の充実・強化により、点検等の実施対象の件数増を図り、介護給付費の適正化に努めます。

### 3. 家族介護支援の充実

#### (1) 家族介護支援の充実 <主管課等：介護長寿課>

##### 【現 状】

要介護4または要介護5の高齢者を在宅で介護している非課税世帯の家族の方へ、介護用品支給証を支給し、紙おむつ等の購入にかかる経済的な家族の負担軽減を図ることを目的に家族介護用品支給事業を実施しています。

また、敬老のお祝いと家族介護の労をねぎらい、訪問を希望される新100歳の方には、市長が敬老の日などに慶祝訪問を行い、祝い金と記念品の贈呈を行っています。

##### <実績値>

■図表6-45 家族介護用品支給事業

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支給人数	34人	34人	27人
支給枚数	368枚	368枚	254枚

##### 【今後の方向性】

国の制度変更に伴い令和6年度より財源変更の必要性がありますが、財源の確保に努め事業の継続を図ります。

## 4. 介護サービス事業者連絡協議会

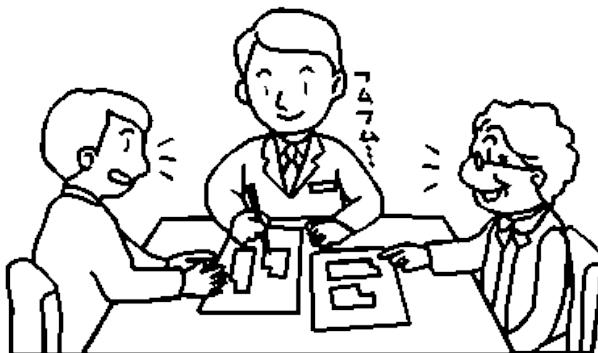
### (1) 介護サービス事業者連絡協議会の開催 <主管課等：介護長寿課>

#### 【現 状】

市指定地域密着型サービスの質の確保を図るため、市指定地域密着型サービスを提供する事業者相互間及び市との連携の確保を図ることを目的とし、グループホーム連絡会、小規模多機能型居宅介護連絡会を開催しています。

#### 【今後の方向性】

市民の方に適切な介護サービスの提供を行う体制整備に向け、必要に応じてサービス事業所連絡会の開催を促進していくとともに、連絡会等との連携のもと、研修会等の開催に努めます。



■地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの指標

■図表6-46 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

掲載ページ	項目	指標	実績値	見込	目標値		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P62	介護予防・生活支援サービス事業の推進	住民主体の居場所（累計）	2カ所	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所
		サービスCの参加者数	80人	82人	135人	135人	135人
P65	一般介護予防事業の推進	一般介護予防教室への参加者数	304人	228人	350人	350人	350人
		100歳体操の実施サークル数（累計）	19カ所	16カ所	19カ所	21カ所	23カ所
		100歳体操サークルの参加者数	225人	191人	230人	250人	270人
P68	介護支援専門員に対する支援・指導の充実	介護支援専門員への研修	3回	3回	3回	3回	3回
P71	在宅医療と介護の連携促進	多職種研修	2回	1回	2回	2回	2回
		住民への普及啓発	2回	0回	2回	2回	2回
P72	地域ケア会議の充実	自立支援型地域ケア会議での検討件数	40件	16件	40件	44件	44件
		地域課題型地域ケア会議の開催回数	1回	0回	1回	2回	2回
		自立支援型地域ケア会議において事例提供した事業所数	12カ所	5カ所	12カ所	13カ所	14カ所
P74	認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイトの育成	認知症サポーター養成講座受講者数	502人 累計：5,228人	150人 累計：5,378人	500人	500人	500人 累計：約7,000人
P78	認知症カフェ等の設置、活動の推進	認知症カフェ開催箇所数（累計）	5カ所	4カ所	5カ所	6カ所	7カ所
		認知症カフェの参加者数	512人	150人	480人	480人	480人
P79	認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実	見守りおかえりサポーターの認定団体数（累計）	39団体	39団体	41団体	43団体	45団体
P106	施設整備の状況	地域密着型サービス事業所数	19カ所	21カ所	P106の表を参照		

■図表6-47 日常生活圏域ニーズ調査

設問	内容	実績値	目標値
		令和元年度	令和4年度
生きがいの有無	生きがい「有り」	62.8%	68%
現在の幸福度	10点満点中8点以上	47.7%	50%
現在の健康状態	「よい」+「まあよい」	71.9%	73%
地域包括支援センターの認知		42.7%	50%

■図表6-48 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

掲載ページ	項目	指標	実績値	見込	目標値		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P96	介護給付費等適正化推進事業の促進	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知	全て実施	個別に年度計画を立て実施	個別に年度計画を立て実施	個別に年度計画を立て実施	個別に年度計画を立て実施

## 第7章 介護保険事業量・事業費の見込みと 介護保険料の算出

---

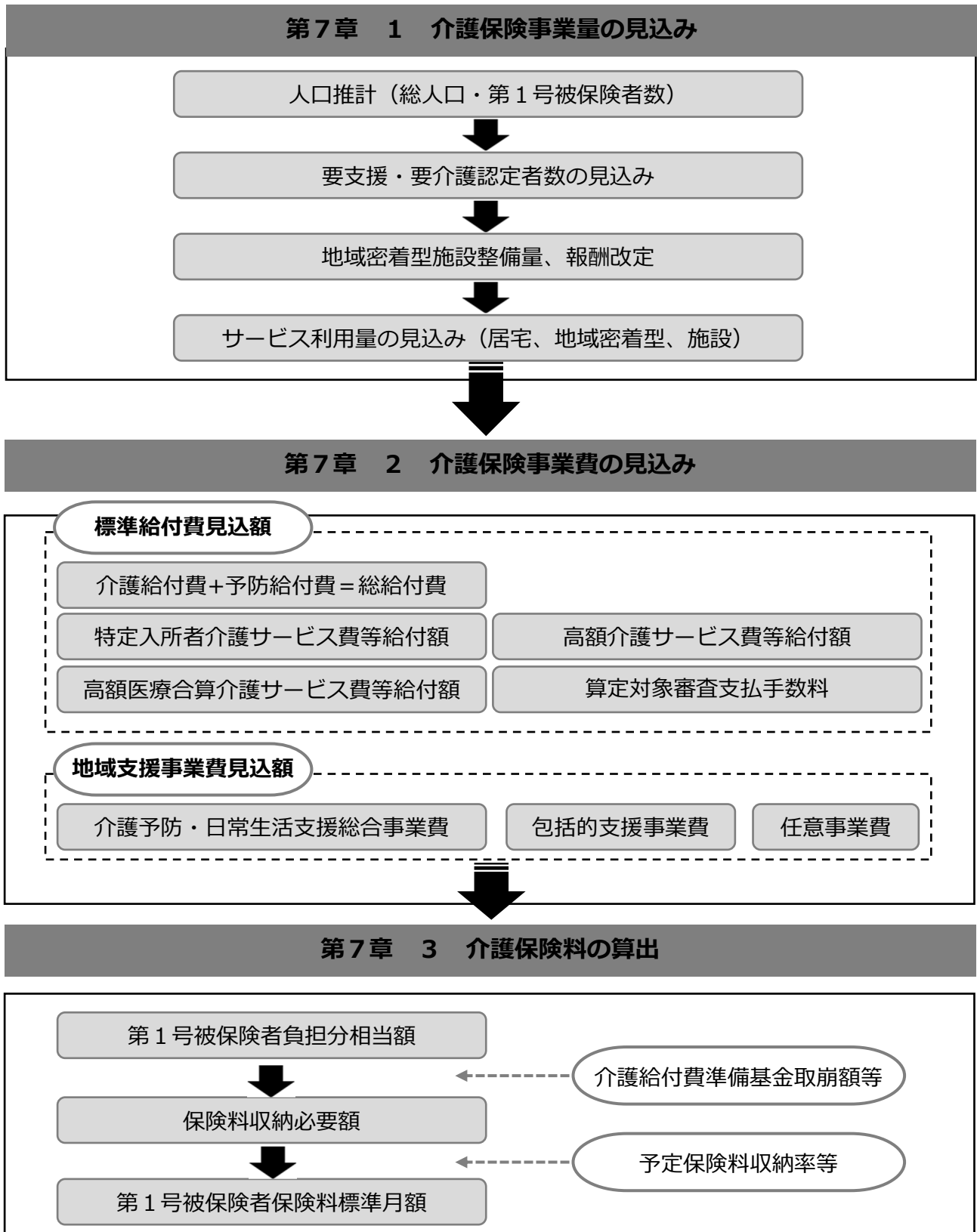




## 第7章 介護保険事業量・事業費の見込みと介護保険料の算出

本章では、以下の手順で介護保険事業量と介護保険事業費を見込み、介護保険料を算出します。

■図表7-1



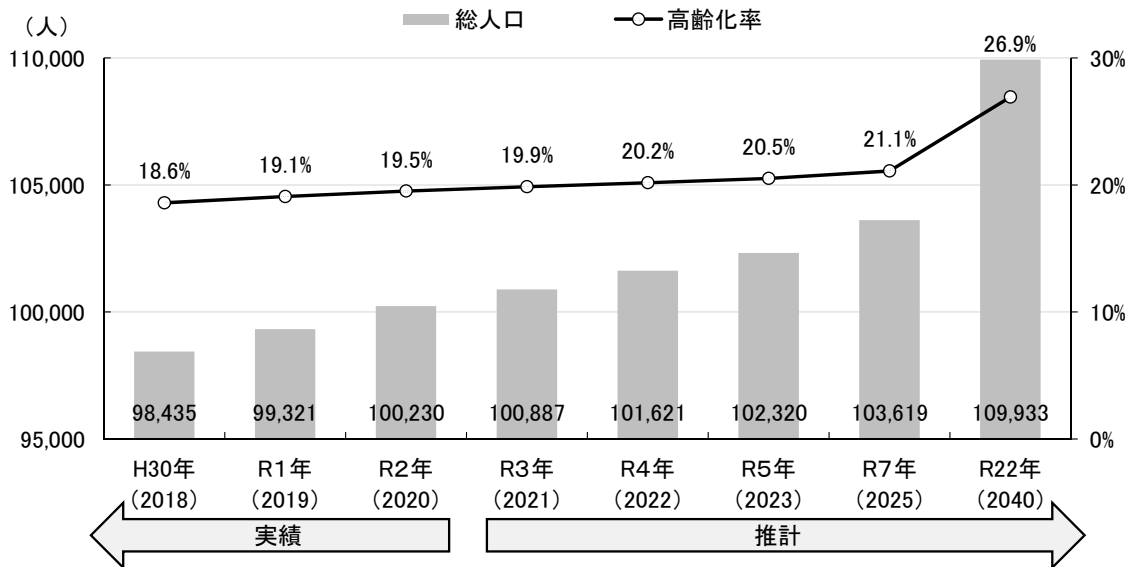
## 1. 介護保険事業量の見込み

### (1)人口推計

#### ①総人口・高齢化率の推計

本市の総人口は今後も増加傾向が続き、第8期計画期間最終年度の令和5年には102,320人になる見込みです。これに伴い、高齢化率は最終年度の令和5年には20.5%まで上昇することが予想されます。

■図表7-2

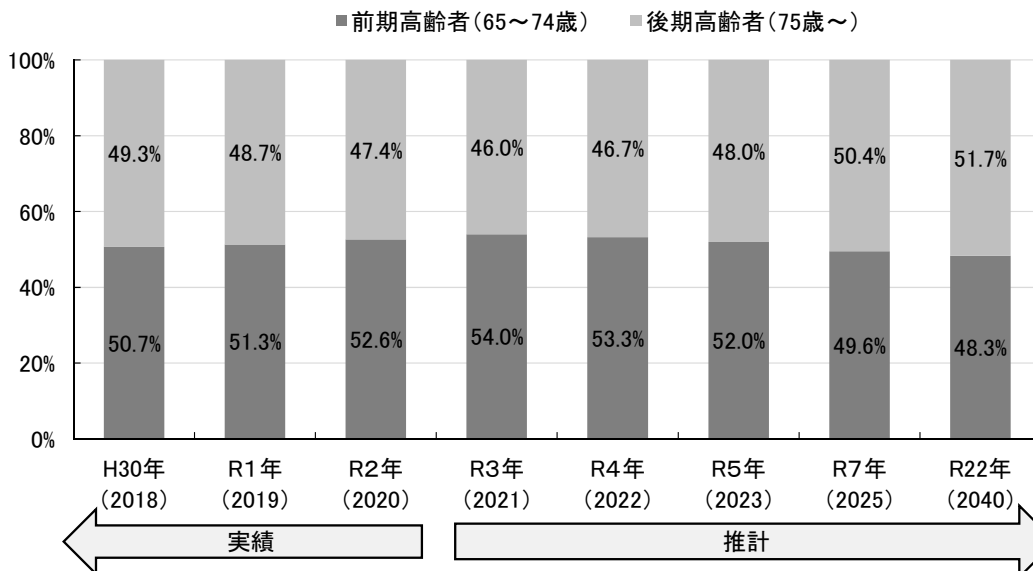


資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法により算出

#### ②前期高齢者・後期高齢者割合の推移

本市の第1号被保険者を、前期高齢者と後期高齢者に区分してその割合をみた場合、令和7年から後期高齢者が前期高齢者を上回る見込みです。

■図表7-3

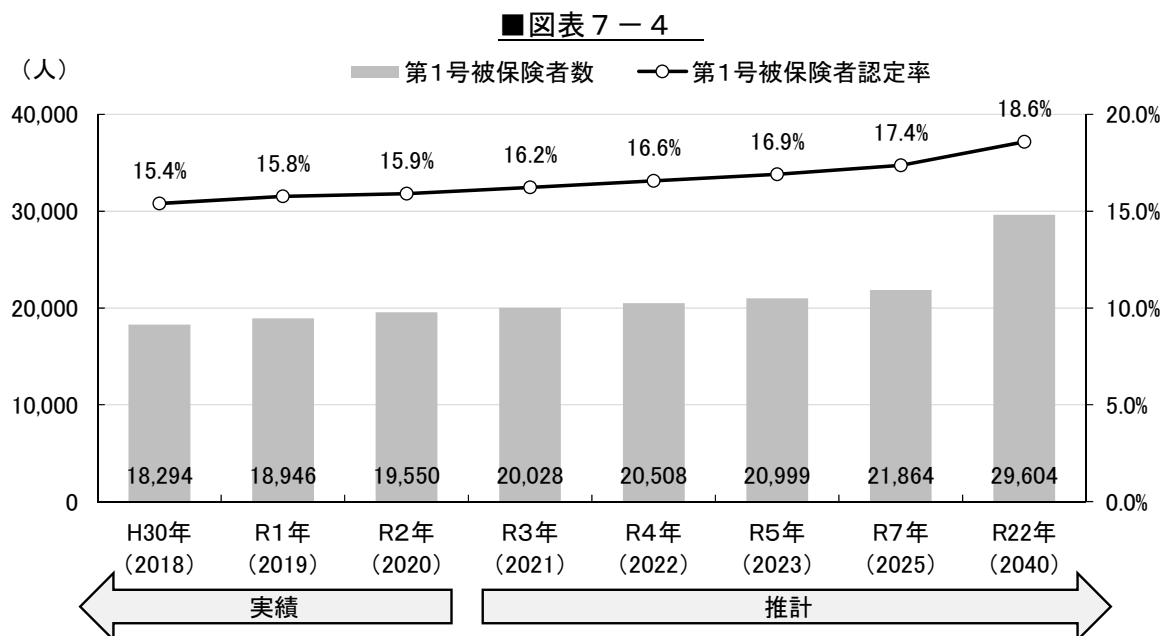


資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法により算出

(2)要支援・要介護認定者数の見込み

①認定率の推移

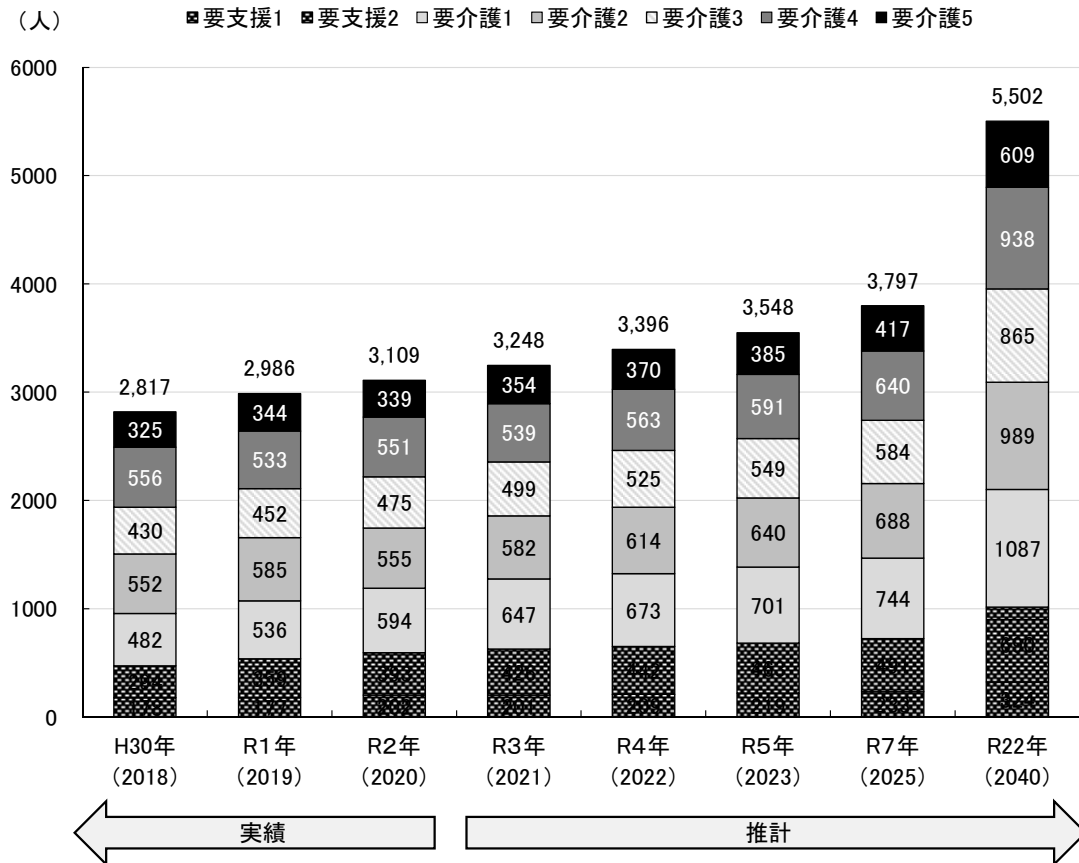
第1号被保険者数の増加に伴い、要支援・要介護認定率（第1号被保険者）も増加し、第8期計画期間中の認定率は16%台で推移することが見込まれます。



②要介護(要支援)認定者数の推移

本市の認定者数(第1号被保険者)は、第8期計画期間中の最終年度(令和5年)には3,548人と推計され、要介護1の認定者数が最も多く701人、次いで要介護2の640人と推計されます。

■図表7-5



資料：見える化システム(各年9月末)

### (3)日常生活圏域の設定

本市における生活圏域は、前計画の考え方を踏襲しつつ、地域福祉計画との整合性を図り、以下のように設定します。

#### ①基礎的生活圏域

地域のまとまりの中で健康づくり活動や介護予防事業等を展開し、併せて地域コミュニティの復活及び再生を図る範囲として、自治会の区域を基礎的生活圏域として設定します。

#### ②日常生活圏域

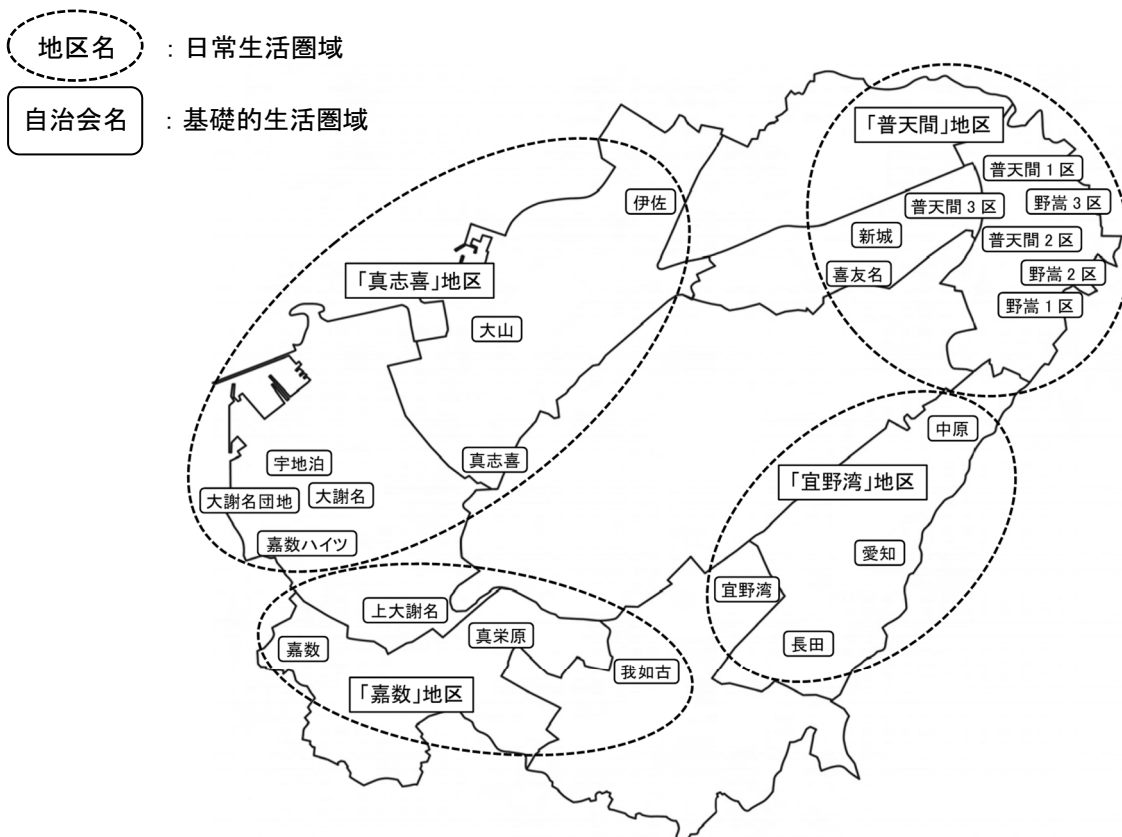
社会福祉資源等が一定程度分布している特性を生かし、高齢者を支援する関係者の連携体制の充実強化を図る範囲として、4つの圏域(「普天間」地区・「真志喜」地区・「嘉数」地区・「宜野湾」地区)を設定します。

また、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らしていけるよう、各圏域の地域包括支援センターを拠点として高齢者の各種支援を行っていくとともに、地域に密着した介護保険サービスとして日常生活圏域ごとに地域密着サービスの提供を図ります。

#### ③市圏域

総合的な相談支援や本市の高齢者施策を統括、調整する範囲として、市圏域を設定します。市域中央部に米軍基地が立地することから、市民の利便に供するため、複数の地域包括支援センターを拠点として総合相談機能の強化を図るものとします。

■図表 7-6



(4)施設整備の状況及び見込み

【地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備状況】

■図表7-7

日常生活圏域 サービス種類	日常生活圏域			
	普天間地区	真志喜地区	嘉数地区	宜野湾地区
認知症対応型共同生活介護	1	1	4	2
認知症対応型通所介護	1	0	2	1
小規模多機能型居宅介護	1	0	1	1
地域密着型通所介護	1	3	0	2

※令和2年11月現在

【第8期サービス基盤整備見込み】

第8期期間中のサービス基盤整備は以下のように見込んでいます。

■図表7-8

サービス		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
種類	事業所数・定員			
看護小規模多機能型 居宅介護	1か所・29名	選定	施設整備	指定
認知症対応型共同生活介護	1か所・18名	選定	施設整備	指定
地域密着型 特定施設入居者生活介護	1か所・29名	選定	施設整備	指定

## (5)居宅サービス事業量の見込み

### 1) 訪問介護

要介護1～5の方を対象とし、介護福祉士・ホームヘルパー等が居宅を訪問して、食事、排せつ、入浴などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■図表7-9

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	170,621	182,219	210,812	214,789	224,536	233,506
回数(回)	5,266.5	5,315.8	5,901.2	5,965.7	6,213.8	6,451.0
人数(人)	271	276	292	298	305	314

### 2) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

#### <訪問入浴介護>

要介護1～5の方を対象とし、自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、介護職員や看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで浴槽等を提供して、入浴の介護を行います。

■図表7-10

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	8,562	9,740	11,240	11,684	12,409	12,321
回数(回)	62	68	77	79.1	84.0	83.4
人数(人)	9	9	9	9	10	10

#### <介護予防訪問入浴介護>

要支援1・2の方を対象とし、自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、介護職員や看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで浴槽を提供して入浴の介護を行います。

※今期計画ではサービス提供を見込まないこととします。

3) 訪問看護、介護予防訪問看護

<訪問看護>

要介護1～5の方を対象とし、疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

■図表7-11

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	56,185	55,072	61,483	68,108	72,563	74,523
回数(回)	875.8	800.0	942.2	1,039.2	1,106.7	1,135.9
人数(人)	113	127	143	158	167	171

<介護予防訪問看護>

要支援1・2の方を対象とし、その介護予防を目的として、看護師等が疾患などを抱えている者の居宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

■図表7-12

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	2,765	3,072	7,110	6,868	7,629	7,629
回数(回)	49.8	52.0	118.8	113.4	125.6	125.6
人数(人)	9	11	18	18	20	20



4) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

<訪問リハビリテーション>

要介護1～5の方を対象とし、生活機能の維持又は向上を目指し、心身の機能の維持回復を図るため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

■図表7-13

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	26,398	29,769	30,622	33,838	35,746	37,311
回数(回)	773.9	878.3	901.9	993.0	1,047.3	1,092.6
人数(人)	62	70	71	79	84	88

<介護予防訪問リハビリテーション>

要支援1・2の方を対象とし、介護予防を目的として、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が、その居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

■図表7-14

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	8,030	7,856	9,019	9,003	9,314	9,606
回数(回)	237.3	225.7	257.2	255.7	264.3	272.5
人数(人)	21	20	23	23	24	25

## 第7章 介護保険事業量・事業費の見込みと介護保険料の算出

### 5) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

#### <居宅療養管理指導>

要介護1～5の方を対象とし、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

■図表7-15

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	12,638	14,280	15,538	16,956	18,148	18,549
人数(人)	163	178	199	216	231	236

#### <介護予防居宅療養管理指導>

要支援1・2の方を対象とし、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

■図表7-16

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	282	461	1,191	1,198	1,199	1,337
人数(人)	6	5	11	11	11	12

### 6) 通所介護

要介護1～5の方を対象とし、通所介護施設等に通わせ、生活機能の維持又は向上を目指し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

■図表7-17

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	1,723,590	1,859,977	1,874,928	2,054,404	2,235,820	2,329,883
回数(回)	18,581	20,093	20,007	21,771.1	23,573.5	24,524.0
人数(人)	1,032	1,105	1,112	1,195	1,272	1,307

7) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

<通所リハビリテーション>

要介護1～5の方を対象とし、病院、診療所、介護老人保健施設等に通わせ、当該施設において、理学療法、作業療法その他、必要なリハビリテーションを行います。

■図表7-18

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	248,802	275,586	261,325	288,397	311,496	327,704
回数(回)	2,574.6	2,843.0	2,639.8	2,902.8	3,137.2	3,313.2
人数(人)	255	273	253	271	287	299

<介護予防通所リハビリテーション>

要支援1・2の方を対象とし、その介護予防を目的として、病院、診療所、介護老人保健施設等に通わせ、当該施設において、理学療法、作業療法その他、必要なリハビリテーションを行います。

■図表7-19

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	36,646	36,108	36,438	36,902	38,204	39,725
人数(人)	92	84	78	78	81	84

8) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

＜短期入所生活介護＞

要介護1～5の方を対象とし、特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の機能の維持並びに家族の介護の負担軽減などを目的として、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

■図表7-20

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	34,741	36,910	36,674	43,678	45,767	47,871
日数(日)	340.3	360.8	348.2	415.1	436.4	455.1
人数(人)	43	47	34	41	43	45

＜介護予防短期入所生活介護＞

要支援1・2の方を対象とし、特別養護老人ホーム等に短期入所させ、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の機能の維持並びに家族の介護の負担軽減などを目的として、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

■図表7-21

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	61	58	0	0	0	0
日数(日)	1.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	1	1	0	0	0	0

9) 短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（老健）

<短期入所療養介護（老健）>

要介護1～5の方を対象とし、介護老人保健施設に短期入所させ、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

■図表7-22

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	16,966	21,940	22,638	26,660	28,954	30,637
日数（日）	120.3	150.6	149.2	174.6	189.8	200.0
人数（人）	22	24	23	25	27	28

<介護予防短期入所療養介護（老健）>

要支援1・2の方を対象とし、介護老人保健施設に短期入所させ、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

■図表7-23

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	129	79	0	0	0	0
日数（日）	1.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
人数（人）	1	1	0	0	0	0

10) 短期入所療養介護（病院等）、介護予防短期入所療養介護（病院等）

<短期入所療養介護（病院等）>

要介護1～5の方を対象とし、診療所、病院などに短期入所させ、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

※今期計画ではサービス提供を見込まないこととします。

<介護予防短期入所療養介護（病院等）>

要支援1・2の方を対象とし、診療所、病院などに短期入所させ、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

※今期計画ではサービス提供を見込まないこととします。

11) 短期入所療養介護（介護医療院）

要介護1～5の方を対象とし、介護医療院に短期入所させ、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

■図表7-24

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	368	0	0	0	0	0
日数（日）	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数（人）	1	0	0	0	0	0

12) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

<福祉用具貸与>

要介護1～5の方を対象とし、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえて、日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を貸与します。

■図表7-25

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	132,902	143,795	156,198	170,675	185,824	192,664
人数(人)	1,014	1,122	1,175	1,297	1,412	1,461

<介護予防福祉用具貸与>

要支援1・2の方を対象とし、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえて、日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を貸与します。

■図表7-26

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	14,211	16,863	19,098	20,882	21,849	22,893
人数(人)	192	229	257	281	294	308

13) 特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

<特定福祉用具購入費>

要介護1～5の方を対象とし、福祉用具のうち介護予防に資するものであって入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具の購入費に対して年間10万円を上限として支給されます。

■図表7-27

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	3,154	3,462	4,491	4,491	4,491	4,765
人数(人)	12	12	15	15	15	16

<特定介護予防福祉用具購入費>

要支援1・2の方を対象とし、福祉用具のうち介護予防に資するものであって入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具の購入費に対して年間10万円を上限として支給されます。

■図表7-28

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	1,099	1,444	1,766	1,989	1,989	2,213
人数(人)	5	6	8	9	9	10



14) 住宅改修費、介護予防住宅改修

<住宅改修費>

要介護1～5の方を対象とし、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に対して、20万円を上限として住宅改修費が支給されます。

■図表7-29

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	10,300	7,573	14,125	14,125	14,125	14,125
人数(人)	9	6	12	12	12	12

<介護予防住宅改修>

要支援1・2の方を対象とし、手すり等の取り付けや段差解消などの住宅改修に対して、20万円を上限として住宅改修費を支給されます。

■図表7-30

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	5,112	6,440	8,853	8,853	10,047	11,406
人数(人)	4	5	7	7	8	9

15) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

<特定施設入居者生活介護>

「特定施設」とは、介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどであり、「特定施設入居者生活介護」とは、要介護1～5の方を対象とし、特定施設（地域密着型特定施設を除く）に入居している要介護者に、当該施設の提供するサービス、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うものです。

■図表7-31

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	97,866	89,780	96,691	93,453	100,932	105,310
人数（人）	43	40	42	41	44	46

<介護予防特定施設入居者生活介護>

「特定施設」とは、介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどであり、「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、要支援1・2の方を対象とし、特定施設（地域密着型特定施設を除く）に入居している要支援者について、当該施設の提供するサービス、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うものです。

■図表7-32

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	4,519	3,136	13,429	13,511	13,519	14,620
人数（人）	5	4	13	13	13	14

## (6)地域密着型サービス事業量の見込み

### 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うものです。

※今期計画ではサービス提供を見込まないこととします。

### 2) 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者に、夜間、定期的な巡回訪問又は通報により、入浴・排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応などを行うものです。

※今期計画ではサービス提供を見込まないこととします。

### 3) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

#### <認知症対応型通所介護>

要介護1～5の方を対象とし、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

■図表7-33

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	53,123	52,752	50,623	50,888	54,821	54,953
回数(回)	451.1	442.8	415.5	408.3	440.1	441.3
人数(人)	33	35	37	38	41	41

#### <介護予防認知症対応型通所介護>

要支援1・2の方を対象とし、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

■図表7-34

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	238	230	0	0	0	0
回数(回)	2.6	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	1	1	0	0	0	0

4) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

<小規模多機能型居宅介護>

要介護1～5の方を対象とし、通所を中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

■図表7-35

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	138,273	151,785	146,482	154,489	159,088	97,464
人数(人)	66	64	65	67	69	43

<介護予防小規模多機能型居宅介護>

要支援1・2の方を対象とし、介護予防を目的として、通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

■図表7-36

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	3,975	2,451	4,184	4,210	4,212	3,006
人数(人)	6	3	4	4	4	3

5) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

＜認知症対応型共同生活介護＞

認知症の要介護者(認知症高齢者)に、共同生活を営むべき住居で、入浴・排せつ・食事等の介護や支援そのほか日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

■図表7-37

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	175,744	188,217	192,235	196,484	206,230	266,757
人数(人)	62	61	62	63	66	85

＜介護予防認知症対応型共同生活介護＞

要支援2の者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く)について、その介護予防を目的として、共同生活を営むべき住居において、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

※今期計画ではサービス提供を見込まないこととします。

6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームに入居している要介護者に、当該施設の提供するサービス、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行うものです。

■図表7-38

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	—	—	—	—	—	67,735
人数(人)	—	—	—	—	—	29

7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うものです。

※今期計画ではサービス提供を見込まないこととします。

8) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護とは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスで、通いサービスを中心に利用しながら、必要に応じて訪問看護訪問サービス（介護・看護）や宿泊サービスを受けることができるサービスです。

■図表7-39

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	—	—	—	—	—	79,571
人数（人）	—	—	—	—	—	29

9) 地域密着型通所介護

平成28年度から、利用定員18人以下の小規模の通所介護施設は、地域密着型サービスである地域密着型通所介護へ移行し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

■図表7-40

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	168,078	155,719	127,258	128,557	132,580	138,065
回数（回）	1,757.6	1,648.8	1,356.0	1,364.8	1,393.2	1,451.0
人数（人）	144	141	127	132	136	143

## (7)施設サービス事業量の見込み

### 1) 介護老人福祉施設

原則要介護3～5の方を対象とし、寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。

■図表7-41

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	696,614	740,779	775,054	779,814	780,246	780,246
人数(人)	235	243	246	246	246	246

### 2) 介護老人保健施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

■図表7-42

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	677,472	662,882	683,831	688,031	688,413	688,413
人数(人)	209	203	203	203	203	203

### 3) 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

■図表7-43

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(千円)	49,237	124,699	134,910	135,738	135,814	135,814
人数(人)	13	29	33	33	33	33

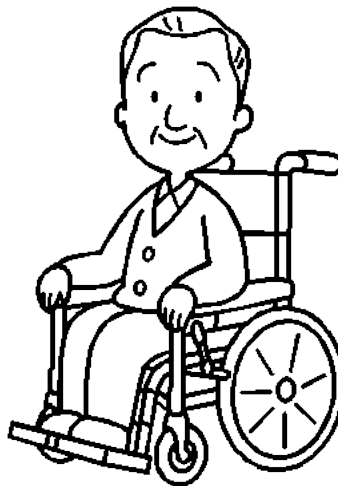
4) 介護療養型医療施設

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。

介護老人福祉施設や介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしています。

■図表7-44

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	23,644	5,384	4,627	4,655	4,658	4,658
人数（人）	8	1	1	1	1	1





## (8)居宅介護(予防)支援の見込み

### 1) 介護予防支援

要支援1または要支援2の認定を受けた方が、自宅で適切に介護予防のためのサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成や、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

■図表7-45

区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	14,318	15,269	16,650	16,001	16,605	17,308
人数（人）	310	285	310	296	307	320

### 2) 居宅介護支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

■図表7-46

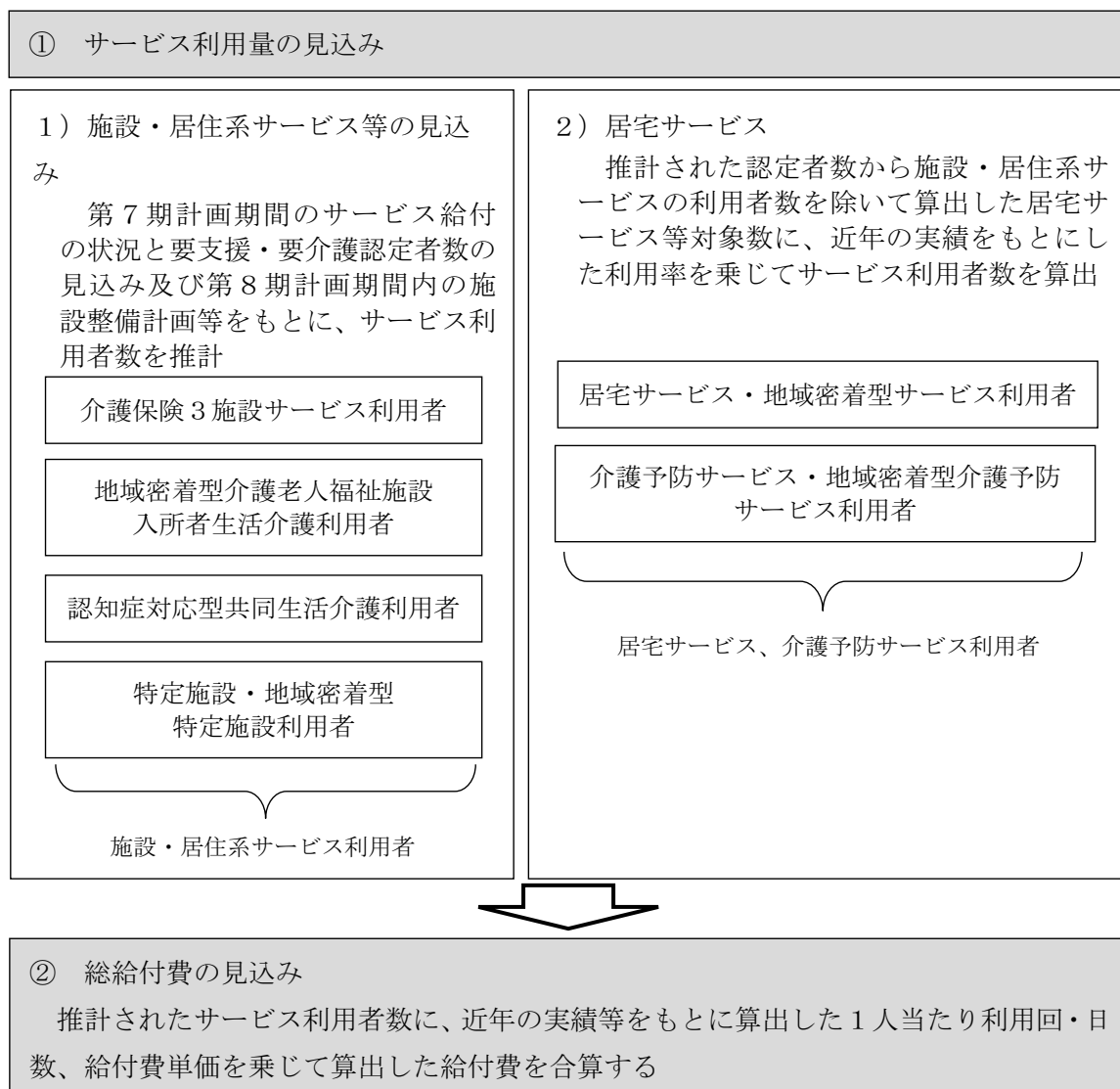
区 分	実績		見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費（千円）	271,091	287,068	304,101	327,485	352,106	364,512
人数（人）	1,497	1,597	1,653	1,768	1,894	1,959

## 2. 介護保険事業費の見込み

### (1) 介護給付費

国の「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能により、本市の給付実績をもとにした認定者数やサービス給付費の伸び率等を勘案して推計を行います。

■図表7-47



施設・居住系サービス、居宅サービスとは、以下のサービスを意味します。

- 1) 施設・居住系サービス
  - 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- 2) 居宅サービス
  - 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

## (2)地域支援事業

「地域支援事業」は「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されています。各事業の詳細は以下のとおりです。

■図表7-48

地 域 支 援 事 業	介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者） ○介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・生活支援サービス</li> <li>・介護予防支援事業（ケアマネジメント）</li> </ul> ○一般介護予防事業
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 ○社会保障充実分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携の推進</li> <li>・認知症施策の推進</li> <li>・生活支援サービスの体制整備</li> </ul>
	任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業 ○家族介護用品支給事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○「食」の自立支援事業 ○認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業

※個別事業の内容については、「第6章 高齢者保健福祉・介護保険事業の展開」をご参照ください。

(3)標準給付費見込額、地域支援事業費見込額

■図表7-49

単位：円

区分	第8期 合計	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額	18,762,491,849	5,945,067,593	6,247,964,932	6,569,459,324
総給付費	17,793,250,000	5,626,816,000	5,929,334,000	6,237,100,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	462,444,633	154,886,051	150,522,507	157,036,075
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	445,635,165	143,755,708	147,742,566	154,136,891
高額医療合算介護サービス費 等給付額	44,160,331	14,158,726	14,704,595	15,297,010
算定対象審査支払手数料	17,001,720	5,451,108	5,661,264	5,889,348
地域支援事業費見込額	1,036,491,726	337,421,280	345,433,714	353,636,732
介護予防・日常生活支援 総合事業費	668,309,378	217,507,840	222,728,031	228,073,507
包括的支援事業 （地域包括支援センターの 運営）及び任意事業費	302,628,580	98,493,440	100,857,283	103,277,857
包括的支援事業（社会保障 充実分）	65,553,768	21,420,000	21,848,400	22,285,368
標準給付費見込額＋ 地域支援事業費見込額	19,798,983,575	6,282,488,873	6,593,398,646	6,923,096,056

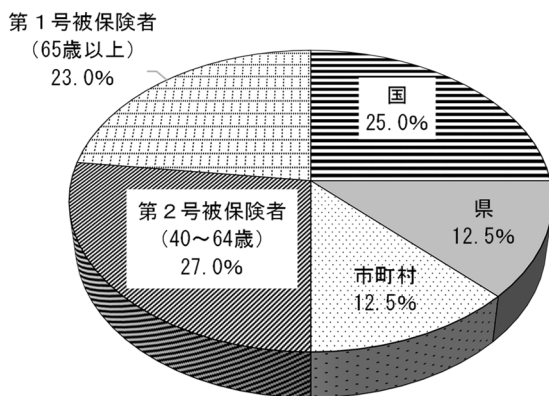
### 3. 介護保険料の算出

#### (1) 財源構成(第8期)

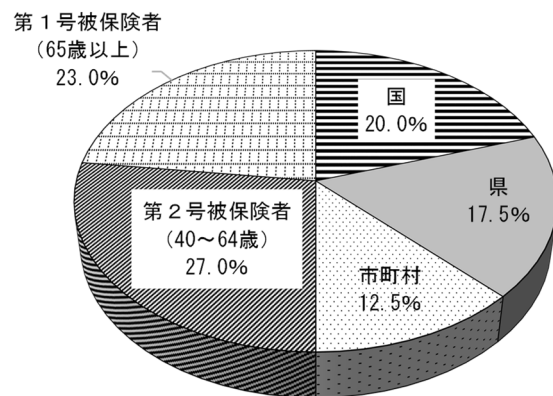
##### ① 介護保険給付費の財源構成

介護保険給付費に要する費用は、介護保険サービス利用時の利用者負担分を除いて、半分を公費（在宅分：国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%。施設分：国が20.0%、県が17.5%、市町村が12.5%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.0%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27.0%で賄う仕組みとなっています。

■ 図表 7-50 <在宅分>



■ 図表 7-51 <施設分>



##### ② 地域支援事業費の財源構成

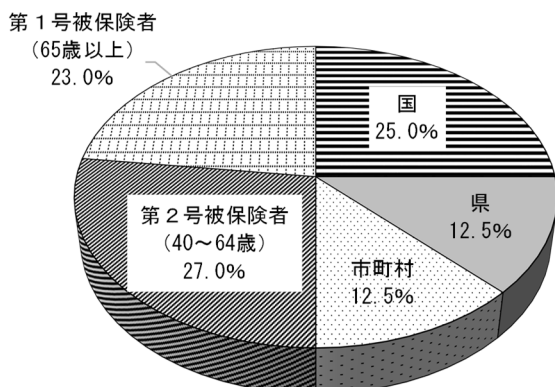
地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」「任意事業」があります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源構成は、介護保険給付費と同様に半分を公費（国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.0%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27.0%）で賄う仕組みとなっています。

「包括的支援事業」「任意事業」の財源構成は、公費（国が38.50%、県が19.25%、市町村が19.25%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.00%）で賄う仕組みとなっています。

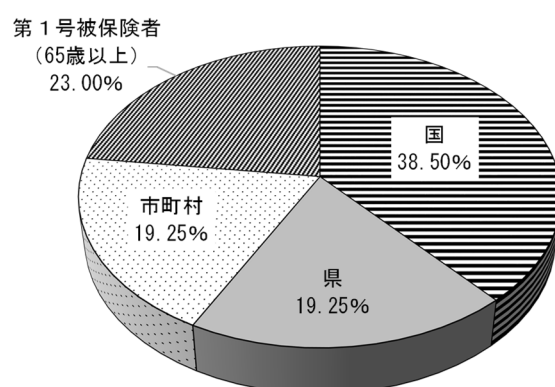
■ 図表 7-52

<介護予防・日常生活支援総合事業>



■ 図表 7-53

<包括的支援事業・任意事業>



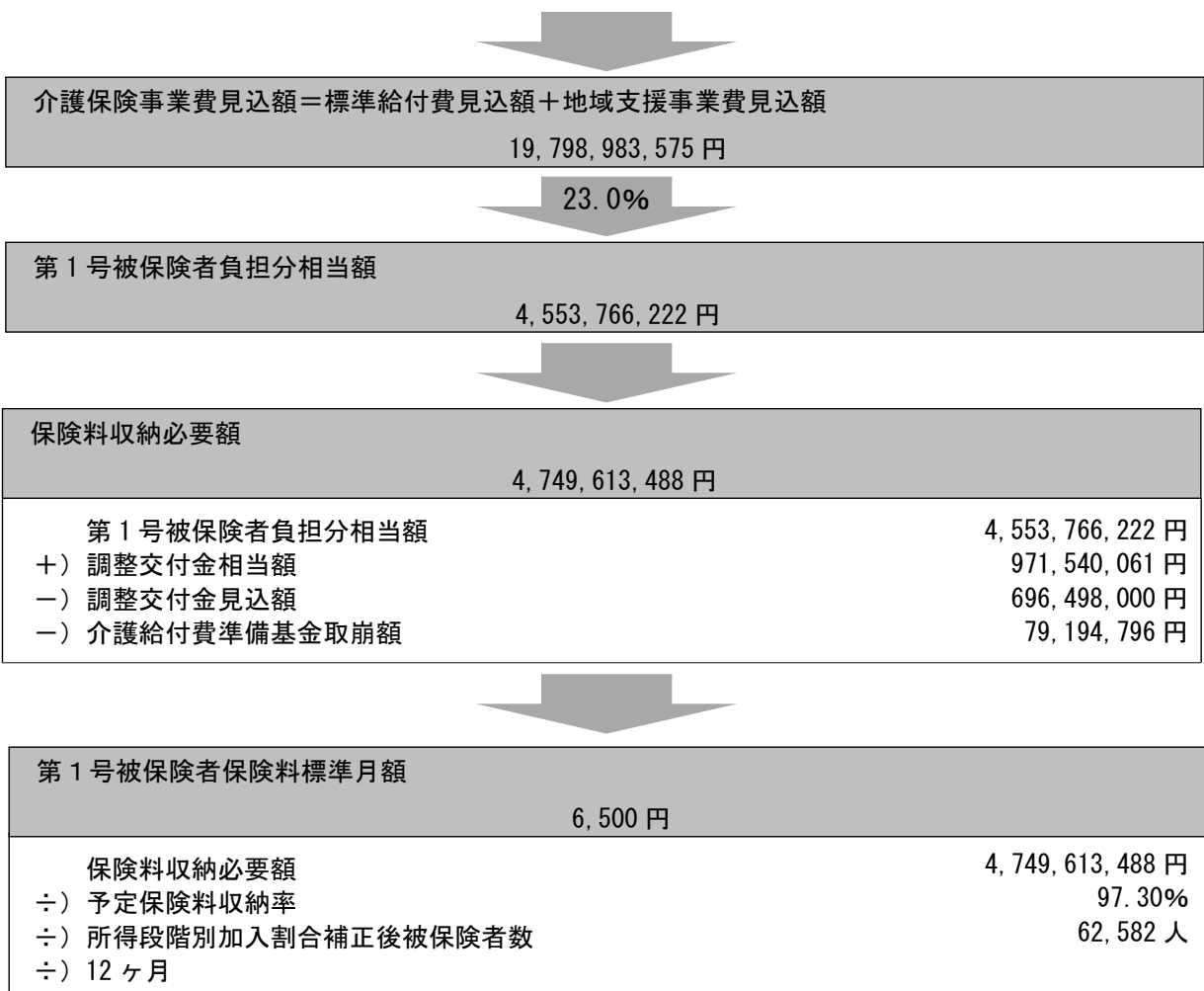
(2)算出手順

算出にあたっては、国の「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能により、計画期間内の介護（予防）給付見込みや、本市独自の地域支援事業の給付を見込みつつ、予定保険料収納率、また保険料を負担する高齢者数の見込み、所得に応じた介護保険料の負担割合などを勘案して算出しました。

介護保険料算出までの具体的な手順は、以下のとおりとなります。

■図表7-54

標準給付費見込額		地域支援事業費見込額	
18,762,491,849円		1,036,491,726円	
総給付費	17,793,250,000円		
+) 特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	462,444,633円	介護予防・日常生活支援総合事業費	668,309,378円
+) 高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	445,635,165円	+) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	302,628,580円
+) 高額医療合算介護サービス費等給付額	44,160,331円	+) 包括的支援事業（社会保障充実分）	65,553,768円
+) 算定対象審査支払手数料	17,001,720円		



※小数点以下を四捨五入している関係上、合計の金額等が合わない場合があります。

(3)所得段階別保険料額

■図表7-55

段階	対象者	保険料 の調整率	保険料額	
			(月額)	(年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯員全員が市民税非課税者 ・本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.30	1,950	23,400
第2段階	・本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、かつ120万円以下の人	0.40	2,600	31,200
第3段階	・本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える人	0.70	4,550	54,600
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.90	5,850	70,200
第5段階	・本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える人	1.00	6,500	78,000
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.25	8,125	97,500
第7段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	8,450	101,400
第8段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.55	10,075	120,900
第9段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.60	10,400	124,800
第10段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	11,700	140,400
第11段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.85	12,025	144,300
第12段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.00	13,000	156,000
第13段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.05	13,325	159,900
第14段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の人	2.30	14,950	179,400

- ※ 第1段階の乗率は基準額の0.50となりますが、国・県・市からの公費投入（一般会計）による0.20の保険料軽減分を加味して0.30で表記しています。
- ※ 第2段階の乗率は基準額の0.65となりますが、国・県・市からの公費投入（一般会計）による0.25の保険料軽減分を加味して0.40で表記しています。
- ※ 第3段階の乗率は基準額の0.75となりますが、国・県・市からの公費投入（一般会計）による0.05の保険料軽減分を加味して0.70で表記しています。





## 第8章 計画の推進に向けて

---



## 第8章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の周知

本計画については、市民、各関係機関等の連携・協力のもと推進していく必要があるため、広報紙やホームページ等の様々な媒体を通じて周知を行います。また、だれでも閲覧できるように、市の窓口や福祉関連施設等の関係機関にも設置します。

### 2. 計画の推進体制

本計画の取組が介護保険や高齢者福祉だけでなく、高齢者の生活全般にかかわることから、庁内体制としては、介護長寿課を中心に関係部署が連携強化し、一体となり計画を推進します。

また、医療・介護・介護予防・見守り・生活支援・住まいのサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムを確立していくためには、医療・介護・保健・福祉の関係機関、民生委員、行政区や老人クラブ、ボランティア等、地域で活躍する様々な団体・関係機関の力が不可欠となります。多様な手法や機会を活用し、幅広い地域の関係機関等との連携・協働による取組を総合的に推進します。

### 3. 計画の進行管理

本計画に掲げている事業が確実に行われているかを確認するため、進捗状況の点検を行います。点検結果は、継続して設置する宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員会に報告し、評価を行います。

評価結果については、次年度の取組や時期の計画策定等に活用します。

### 4. 計画の推進に関する留意点

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、計画の推進にあたり感染症予防に関する対策を講じるとともに、感染症に備えた取組等を定める場合には、国・県の動向や、県の新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図るよう配慮します。



資料編

---



## 1. 用語集

### 【あ】

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、その手が届かなかつたり、自発的に申し出をしない、または外部とのかかわりを拒否したりする人に対して、行政や専門職が積極的に働きかけ、サービスの利用を実現させる取り組みのこと。

#### ACP（人生会議）【Advance Care Planning】

人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合うこと。

#### NPO（非営利団体）【Non Profit Organisation】

民間非営利団体等と訳され、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと。

#### Lアラート

災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて、地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。

#### 沖縄県福祉のまちづくり条例

お年寄りや障がいのある方をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定された条例であり、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の福祉の増進に資することを目的としている。

#### OJT【On the Job Training】

実際の職場で職場の上司や先輩が指導役となり、部下や後輩に対して必要な知識や技術を教育すること。

### 【か】

#### 介護給付

介護保険法に基づく要介護認定者に対する保険給付で、訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）等の居宅サービスや介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設サービス等のこと。

#### 介護給付費準備基金

介護保険事業特別会計において発生した剰余金等を積み立てるために設置される基金。積み立てられた基金は介護保険給付費の財源に充てられる。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険法第7条第5項に規定された、要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス、施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。介護支援専門員は、実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する「介護支援専門員実務研修」を修了することで、都道府県に登録される。平成18年4月施行の介護保険制度の改正に伴い、資質の確保・向上を図るために、資格の更新制度（5年更新）が導入された。

### 介護保険サービス

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった人に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するために、介護保険制度に基づき提供されるサービス。居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどがある。

### 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市町村が中心となって、地域支援事業の枠組みで実施し、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図ることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定を受けた者または基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象とした①介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者全員を対象とした②一般介護予防事業がある。

### 基本チェックリスト

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）を対象とし、日常生活で必要となる機能（生活機能）の状態を確認する25項目からなる調査票。生活機能のおそれのある高齢者を早期把握し、支援へ繋がることにより状態の悪化となることを防ぐためのツール。

### キャラバン・メイト

キャラバン・メイトは認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役のこと。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

### ケアプラン

要介護者・要支援者・事業対象者の心身の状態や生活状況の把握や分析により明らかになった利用者の問題や状況を解決するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護サービス計画のこと。利用者や家族の希望を尊重しながらサービスの方向性と目標を明確にする。

### ケアマネジメント

要介護者・要支援者・事業対象者のニーズを満たすため、介護保険サービス（介護給付、予防給付）、地域支援事業、保健福祉サービスやインフォーマルサービス等の必要なすべてのサービスを総合的・一体的に受けられるように調整することを目的とした援助のこと。

### 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険における1年間自己負担の合算額が高額な場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うもの。



## 高額介護サービス費

介護サービスを利用して支払った1か月の自己負担額の合計が一定の上限額を超えた額について、支給（払い戻し）される。この場合の利用者負担額には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や、施設などにおける食費・居住費（滞在費）は含まない。

## 後期高齢者

75歳以上の高齢者。

## 【さ】

### 作業療法士（OT）

Occupational Therapist（OT）とも呼ばれ、医療従事者の一員。厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に「作業療法」を行う専門職のこと。

### 社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」において位置づけられた社会福祉業務に携わる国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う専門職のこと。

### 手段的自立度（IADL）【Instrumental Activities of Daily Living】

食事、排せつなどのいわゆる日常生活動作のほかに、電話がかけられる・調理ができる・金銭管理ができる・買い物ができる・外出や交通機関が利用できるなど、家庭生活や社会生活上不可欠な動作のこと。

### シルバー人材センター

「高齢者雇用安定法（高齢者の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、都道府県知事の認可を受け、市町村（特別区を含む。）区域ごとに設立された団体。主な事業は、①臨時的かつ短期的な就労の機会の提供、②臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢者に無料の職業紹介、③高齢退職者に対する臨時的かつ短期的就労に必要な知識・技術の講習等が挙げられる。

### 生活支援コーディネーター

高齢者が安心して住みやすいまちづくりを目指し、地域の住民組織や関係団体と連携して、支え合い活動の推進や、生活支援の充実を図る役割を担う。

### 成年後見制度

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。任意後見制度（本人が十分な判断能力があるうちに、将来に備えあらかじめ自ら選んだ代理人に財産管理等に関する事務について、代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結ぶ）と法定後見制度（家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の財産管理等を代行して行う）の2つがある。

### セルフネグレクト

通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。

### 前期高齢者

65歳以上75歳未満の高齢者。

### 【た】

### 団塊の世代

戦後の、主に昭和22年から昭和24年までに生まれた世代のこと。この世代の出生数・出生率は以後のどの世代よりも高くなっている。

### 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

### 地域支援事業

要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のこと。大きくは、①新しい介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業の3つがある。地域支援事業は、高齢者の方が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、万一、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が行う事業である。

### 地域福祉活動計画

住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における社会福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となる計画で、社会福祉協議会が地域福祉計画に基づき、その個別の実践的活動について策定したものである。

### 地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、医療、介護、予防、見守り、住まい及び、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

### 地域包括支援センター

介護予防支援や高齢者に対する総合相談等、地域支援事業の包括的支援事業を実施する機関として設置。社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーといった専門職が配置されている。

### 地域密着型サービス

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設され、市町村が事業者の指定や監督を行うサービス体系。事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となり、施設などの規模が小さいため利用者のニーズにきめ細かく応えることができる。

## データヘルス計画

健診・レセプト情報等のデータの分析に基づいて、保健事業をP D C Aサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画。

## 特定入所者介護サービス費

施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）は全額自己負担となるが、住民税非課税世帯などの所得の低い世帯について、負担の上限額（限度額）を超えた分は、特定入所者介護サービス費として給付される。

### 【な】

## 日常生活動作（A D L）【Activities of Daily Living】

人間が独立して生活を営むための基本的で、だれにでも共通の毎日繰り返される身体動作のことで、食事、排せつ、整容、更衣、入浴、移動、歩行などの、自分の身の回りのことや家庭での日常生活、社会生活をする上での基本的な生活動作のこと。

## 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、介護者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う事業。地域支援事業の趣旨に沿ったうえで市町村が任意に実施することができる事業であり、介護給付費等適正化事業や家族介護支援事業等がある。

## 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場所のこと。地域の状況に応じて、様々な共有主体により実施されている。

## 認知症ケアパス

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。各市町村で作成している。

## 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講したサポーターには、その証として認知症を支援する「目印」としての「オレンジリング」を配布している。

### 【は】

## バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

### PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

### フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。

### 包括的支援事業

地域支援事業の中の1つの事業で、地域包括支援センターで行われる①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント支援業務がある。平成27年度からは、これらに⑤在宅医療・介護連携推進事業、⑥生活支援体制整備事業、⑦認知症総合支援事業が加わっている。

### 【ま】

#### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する人。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方となっている。

### 【や】

#### 薬剤師

調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する任務者であり、医薬関係者・医療関係者及び医療従事者としての担い手である。現在日本でこの資格を得るには6年制の薬学部を卒業後、薬剤師国家試験に合格しなければならない。

### ユニバーサルデザイン

英語で「普遍的な、すべての」という意味であり、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。

### 要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6カ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。

## 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活する事が困難な高齢者が入所する施設。特別養護老人ホームとは違って、介護保険施設ではなく、施設への入所は市町村の措置により行われる。環境上の理由とは、心身に障がいがあるため日常生活を送ることが困難であり、かつ世話をしてくれる人がいない場合、家族との同居が続けられずに本人に影響がある場合、住むところがないか、あっても環境が非常に悪い場合など。経済的理由は、本人の世帯が生活保護を受けている場合、世帯の生計中心者が市町村民税の所得割を課されていない場合など。さらに、養護老人ホームは、65歳以上であること、身の周りのことは自分でできること、在宅での生活が困難であることが入所の基準となる。したがって、入院治療が必要な場合や寝たきりで介護が必要な場合には入所できないことになる。

## 要支援者

要支援状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6カ月にわたり継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。

## 【ら】

### 理学療法士（PT）

Physical Therapist (PT) とも呼ばれる。ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

### リビングウィル

人生の最終段階（終末期）を迎えたときの医療の選択について事前に意思表示しておく文書。

### 老研式活動能力指標

社会的な生活機能を測る指標で、「バスや電車で一人で外出しているか」、「友人の家を訪ねているか」など13の質問項目により構成されている。

## 2. 介護保険事業計画の実施状況

### (1) 在宅サービス

#### ① 訪問介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	170,621	182,235	187,744	199,445	90.9%	91.4%
利用者数（人）	3,247	3,312	3,468	3,672	93.6%	90.2%

#### ② 訪問入浴介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	8,562	9,740	9,478	11,489	90.3%	84.8%
利用者数（人）	102	113	108	132	94.4%	85.6%

#### ③ 訪問看護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	58,946	58,145	72,276	77,594	81.6%	74.9%
利用者数（人）	1,463	1,647	1,392	1,488	105.1%	110.7%

#### ④ 訪問リハビリテーション

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	34,429	37,624	31,206	33,005	110.3%	114.0%
利用者数（人）	994	1,076	816	864	121.8%	124.5%

#### ⑤ 居宅療養管理指導

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	12,919	14,741	15,590	16,384	82.9%	90.0%
利用者数（人）	2,022	2,203	2,016	2,100	100.3%	104.9%

#### ⑥ 通所介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	1,723,559	1,860,024	1,697,847	1,821,951	101.5%	102.1%
利用者数（人）	12,383	13,261	12,252	13,080	101.1%	101.4%

#### ⑦ 地域密着型通所介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	168,079	155,717	208,846	230,275	80.5%	67.6%
利用者数（人）	1,722	1,691	1,968	2,160	87.5%	78.3%

## ⑧通所リハビリテーション

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	285,452	311,687	371,751	404,101	76.8%	77.1%
利用者数（人）	4,162	4,285	4,644	4,980	89.6%	86.0%

## ⑨短期入所生活介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	34,803	36,968	37,133	41,810	93.7%	88.4%
利用者数（人）	524	570	564	636	92.9%	89.6%

## ⑩短期入所療養介護（老健）

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	17,096	22,018	35,367	41,177	48.3%	53.5%
利用者数（人）	272	292	396	468	68.7%	62.4%

## ⑪短期入所療養介護（病院等）

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	368	—	—	—	—	—
利用者数（人）	5	—	—	—	—	—

## ⑫福祉用具貸与

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	147,112	160,659	157,730	170,668	93.3%	94.1%
利用者数（人）	14,474	16,201	14,604	15,840	99.1%	102.3%

## ⑬特定福祉用具販売

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	4,253	4,905	6,110	6,903	69.6%	71.1%
利用者数（人）	203	214	264	300	76.9%	71.3%

## ⑭住宅改修

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	15,413	14,013	17,435	21,311	88.4%	65.8%
利用者数（人）	150	135	156	192	96.2%	70.3%

## ⑮認知症対応型通所介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	53,362	52,981	67,298	91,991	79.3%	57.6%
利用者数（人）	410	424	552	744	74.3%	57.0%

## ⑩小規模多機能型居宅介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
給付費（千円）	142,248	154,236	205,313	225,771	69.3%	68.3%
利用者数（人）	869	813	1,128	1,248	77.0%	65.1%

## ⑪介護予防支援・居宅介護支援

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
給付費（千円）	285,410	302,336	282,994	303,887	100.9%	99.5%
利用者数（人）	21,676	22,575	22,620	24,312	95.8%	92.9%

## (2)居住系サービス

## ①特定施設入居者生活介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
給付費（千円）	102,385	92,916	121,421	124,593	84.3%	74.6%
利用者数（人）	576	523	660	684	87.3%	76.5%

## ②認知症対応型共同生活介護

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
給付費（千円）	175,744	188,217	188,377	188,462	93.3%	99.9%
利用者数（人）	744	732	756	756	98.4%	96.8%



**(3)施設サービス****①介護老人福祉施設**

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	696,615	740,779	660,282	660,578	105.5%	112.1%
利用者数（人）	2,822	2,910	2,808	2,808	100.5%	103.6%

**②介護老人保健施設**

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	677,472	662,882	695,259	695,570	97.4%	95.3%
利用者数（人）	2,502	2,430	2,772	2,772	90.3%	87.7%

**③介護医療院**

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	49,237	124,699	—	—	—	—
利用者数（人）	150	350	—	—	—	—

**④介護療養型医療施設**

区 分	実績値		計画値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
給付費（千円）	23,644	5,384	43,927	43,947	53.8%	12.3%
利用者数（人）	91	15	144	144	63.2%	10.4%

資料：見える化システム（総括表）

## 3. 介護サービス給付費等の推計値

## 【介護予防給付】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	6,868	7,629	7,629	8,385	11,064
	回数(回)	113	126	126	138	182
	人数(人)	18	20	20	22	29
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	9,003	9,314	9,606	10,330	13,840
	回数(回)	256	264	273	293	393
	人数(人)	23	24	25	27	36
介護予防居宅療養 管理指導	給付費(千円)	1,198	1,199	1,337	1,429	1,983
	人数(人)	11	11	12	13	18
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	36,902	38,204	39,725	42,529	58,574
	人数(人)	78	81	84	90	124
介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	20,882	21,849	22,893	24,303	33,593
	人数(人)	281	294	308	327	452
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費(千円)	1,989	1,989	2,213	2,425	3,308
	人数(人)	9	9	10	11	15
介護予防住宅改修	給付費(千円)	8,853	10,047	11,406	12,600	16,347
	人数(人)	7	8	9	10	13
介護予防特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	13,511	13,519	14,620	15,321	20,829
	人数(人)	13	13	14	15	20
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	4,210	4,212	3,006	3,006	3,006
	人数(人)	4	4	3	3	3
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	16,001	16,605	17,308	18,336	25,367
	人数(人)	296	307	320	339	469
合計	給付費(千円)	119,417	124,567	129,743	138,664	187,911

※給付費は年間累計の金額。

回(日)数は1月当たりの数で小数点以下を四捨五入している。

人数は1月当たりの利用者数。

資料：見える化システム(総括表)

## 【介護給付】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	214,789	224,536	233,506	235,986	348,870
	回数(回)	5,966	6,214	6,451	6,531	9,652
	人数(人)	298	305	314	323	474
訪問入浴介護	給付費(千円)	11,684	12,409	12,321	12,321	18,481
	回数(回)	79	84	83	83	125
	人数(人)	9	10	10	10	15
訪問看護	給付費(千円)	68,108	72,563	74,523	76,288	112,059
	回数(回)	1,039	1,107	1,136	1,164	1,711
	人数(人)	158	167	171	175	257
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	33,838	35,746	37,311	38,144	56,571
	回数(回)	993	1,047	1,093	1,116	1,657
	人数(人)	79	84	88	90	133
居宅療養管理指導	給付費(千円)	16,956	18,148	18,549	18,607	27,734
	人数(人)	216	231	236	237	353
通所介護	給付費(千円)	2,054,404	2,235,820	2,329,883	2,380,535	3,518,815
	回数(回)	21,771	23,574	24,524	25,173	37,132
	人数(人)	1,195	1,272	1,307	1,347	1,982
通所リハビリテーション	給付費(千円)	288,397	311,496	327,704	338,829	499,268
	回数(回)	2,903	3,137	3,313	3,440	5,058
	人数(人)	271	287	299	310	456
短期入所生活介護	給付費(千円)	43,678	45,767	47,871	46,618	71,309
	日数(日)	415	436	455	445	680
	人数(人)	41	43	45	44	67
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	26,660	28,954	30,637	30,637	44,678
	日数(日)	175	190	200	200	292
	人数(人)	25	27	28	28	41
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	170,675	185,824	192,664	196,248	289,856
	人数(人)	1,297	1,412	1,461	1,503	2,212
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,491	4,491	4,765	5,045	7,903
	人数(人)	15	15	16	17	26
住宅改修費	給付費(千円)	14,125	14,125	14,125	14,125	21,082
	人数(人)	12	12	12	12	18
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	93,453	100,932	105,310	112,660	165,119
	人数(人)	41	44	46	49	72
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	50,888	54,821	54,953	57,228	86,397
	回数(回)	408	440	441	462	697
	人数(人)	38	41	41	43	65
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	154,489	159,088	97,464	97,464	97,464
	人数(人)	67	69	43	43	43

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(2) 地域密着型サービス						
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	196,484	206,230	266,757	266,757	266,757
	人数(人)	63	66	85	85	85
地域密着型特定施設入居 者生活介護	給付費(千円)	0	0	67,735	67,735	67,735
	人数(人)	0	0	29	29	29
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅 介護	給付費(千円)	0	0	79,571	79,571	79,571
	人数(人)	0	0	29	29	29
地域密着型通所介護	給付費(千円)	128,557	132,580	138,065	142,833	207,387
	回数(回)	1,365	1,393	1,451	1,507	2,188
	人数(人)	132	136	143	149	216
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	779,814	780,246	780,246	998,902	1,442,051
	人数(人)	246	246	246	314	453
介護老人保健施設	給付費(千円)	688,031	688,413	688,413	857,099	1,248,894
	人数(人)	203	203	203	254	370
介護医療院	給付費(千円)	135,738	135,814	135,814	181,359	263,563
	人数(人)	33	33	33	44	64
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,655	4,658	4,658		
	人数(人)	1	1	1		
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	327,485	352,106	364,512	375,361	552,638
	人数(人)	1,768	1,894	1,959	2,022	2,972
合計	給付費(千円)	5,507,399	5,804,767	6,107,357	6,630,352	9,494,202

※給付費は年間累計の金額。

回(日)数は1月当たりの数で小数点以下を四捨五入している。

人数は1月当たりの利用者数。

### 【総給付費】

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費(千円)	5,626,816	5,929,334	6,237,100	6,769,016	9,682,113

資料: 見える化システム(総括表)

## 4. 保険料推計

### (1) 介護予防サービス見込量

(単位:千円)

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 在宅サービス	105,906	111,048	115,123	123,343	167,082
(2) 居住系サービス	13,511	13,519	14,620	15,321	20,829
合計	119,417	124,567	129,743	138,664	187,911

### (2) 介護サービス見込量

(単位:千円)

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 在宅サービス	3,609,224	3,888,474	4,058,424	4,145,840	6,040,083
(2) 居住系サービス	289,937	307,162	439,802	447,152	499,611
(3) 施設サービス	1,608,238	1,609,131	1,609,131	2,037,360	2,954,508
合計	5,507,399	5,804,767	6,107,357	6,630,352	9,494,202

### (3) 総給付費

(単位:千円)

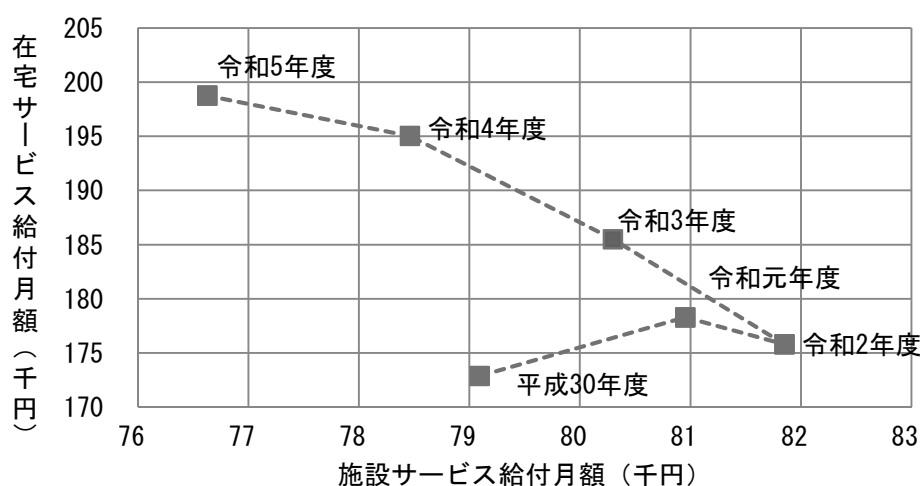
区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	5,626,816	5,929,334	6,237,100	6,769,016	9,682,113

### (4) 在宅サービス・施設サービスのバランス(第1号被保険者1人あたりの給付月額)

(単位:千円)

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス	173	178	176	185	195	199
施設サービス	79	81	82	80	78	77

第1号被保険者1人あたりの給付月額



資料: 見える化システム(総括表)

## (5)介護保険料基準額(月額)

区 分	第 8 期	令和 7 年度	令和 22 年度
保険料基準額 (月額)	6,500	7,155	9,047
保険料基準額の伸び率 (%) (※当該保険料基準額/第 7 期保険料*100)	100.0%	110.1%	139.2%

## (6)総給付費

区 分	第 8 期		令和 7 年度		令和 22 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総給付費	5,977	90.4%	6,506	90.9%	8,312	91.9%
在宅サービス	3,993	60.4%	4,103	57.3%	5,329	58.9%
居住系サービス	362	5.5%	444	6.2%	447	4.9%
施設サービス	1,621	24.5%	1,958	27.4%	2,536	28.0%
その他給付費	305	4.6%	320	4.5%	389	4.3%
地域支援事業費	326	4.9%	329	4.6%	347	3.8%
財政安定化基金 (拠出金見込額+償還金)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市町村特別給付費等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保険料収納必要額(月額)	6,608	100.0%	7,155	100.0%	9,047	100.0%
準備基金取崩額	108	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
保険料基準額(月額)	6,500	98.4%	7,155	100.0%	9,047	100.0%

## (7)保険料基準額の指標

区 分	第 8 期	令和 7 年度	令和 22 年度
保険料基準額(月額)	6,652	7,322	9,258
準備基金取崩額の影響額	111	0	0
準備基金取崩額	79,194,796	0	0
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0
保険料基準額の伸び率 (%) (対 7 期保険料)	2.3%	12.6%	42.4%

## (8)保険料設定を弾力化した場合の保険料額の指標

区 分	第 8 期	令和 7 年度	令和 22 年度
保険料基準額(月額)	6,500	7,155	9,047
準備基金取崩額の影響額	108	0	0
準備基金取崩額	79,194,796	0	0
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0
保険料基準額の伸び率 (%) (対 7 期保険料)	0.0%	10.1%	39.2%

資料:見える化システム(総括表)

## (9)介護保険料基準額(月額)の内訳

区 分	第8期		令和7年度		令和22年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総給付費	6,117	90.4%	6,658	90.9%	8,312	91.9%
在宅サービス	4,087	60.4%	4,199	57.3%	5,329	58.9%
居住系サービス	371	5.5%	455	6.2%	447	4.9%
施設サービス	1,659	24.5%	2,004	27.4%	2,536	28.0%
その他給付費	312	4.6%	328	4.5%	389	4.3%
地域支援事業費	334	4.9%	337	4.6%	347	3.8%
財政安定化基金 (拠出金見込額+償還金)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市町村特別給付費等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保険料収納必要額(月額)	6,763	100.0%	7,322	100.0%	9,047	100.0%
準備基金取崩額	111	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
基準保険料額(月額)	6,652	98.4%	7,322	100.0%	9,047	100.0%
(弾力化した場合)	5,977	90.4%	6,506	90.9%	8,312	91.9%
総給付費	3,993	60.4%	4,103	57.3%	5,329	58.9%
在宅サービス	362	5.5%	444	6.2%	447	4.9%
居住系サービス	1,621	24.5%	1,958	27.4%	2,536	28.0%
施設サービス	305	4.6%	320	4.5%	389	4.3%
地域支援事業費	326	4.9%	329	4.6%	347	3.8%
財政安定化基金 (拠出金見込額+償還金)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市町村特別給付費等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保険料収納必要額(月額)	6,608	100.0%	7,155	100.0%	9,047	100.0%
準備基金取崩額	108	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
基準保険料額(月額)	6,500	98.4%	7,155	100.0%	9,047	100.0%

資料：見える化システム(総括表)

## (10)保険料収納必要額関係

区 分	第 8 期				令和 7 年度	令和 22 年度
	合計	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
標準給付費見込額	18,762,491,849	5,945,067,593	6,247,964,932	6,569,459,324	7,124,203,667	10,191,953,540
総給付費	17,793,250,000	5,626,816,000	5,929,334,000	6,237,100,000	6,769,016,000	9,682,113,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	462,444,633	154,886,051	150,522,507	157,036,075	167,839,209	240,954,461
特定入所者介護サービス費等 給付額	553,142,687	176,472,359	184,345,902	192,324,426	205,551,981	295,100,417
財政影響額	90,698,054	21,586,308	33,823,395	35,288,351	37,712,772	54,145,956
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	445,635,165	143,755,708	147,742,566	154,136,891	164,738,009	236,505,896
高額介護サービス費等給付額	465,158,893	148,402,372	155,023,537	161,732,984	172,856,541	248,161,255
財政影響額	19,523,728	4,646,664	7,280,971	7,596,093	8,118,532	11,655,359
高額医療合算介護サービス費等 給付額	44,160,331	14,158,726	14,704,595	15,297,010	16,325,274	23,379,248
算定対象審査支払手数料	17,001,720	5,451,108	5,661,264	5,889,348	6,285,175	9,000,935
審査支払手数料一件あたり 単価		83	83	83	83	83
審査支払手数料支払件数	204,840	65,676	68,208	70,956	75,725	108,445
審査支払手数料差引額	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費	1,036,491,726	337,421,280	345,433,714	353,636,732	365,402,315	454,969,106
介護予防・日常生活支援総合 事業費	668,309,378	217,507,840	222,728,031	228,073,507	236,711,367	288,154,853
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費	302,628,580	98,493,440	100,857,283	103,277,857	107,690,948	145,814,253
包括的支援事業（社会保障充実分）	65,553,768	21,420,000	21,848,400	22,285,368	21,000,000	21,000,000
第 1 号被保険者負担分相当額	4,553,766,222	1,444,972,441	1,516,481,689	1,592,312,093	1,752,567,800	2,853,375,269
調整交付金相当額	971,540,061	308,128,772	323,534,648	339,876,642	368,045,752	524,005,420
調整交付金見込額	696,498,000	220,620,000	227,768,000	248,110,000	262,785,000	197,026,000
調整交付金見込交付割合		3.58%	3.52%	3.65%	3.57%	1.88%
後期高齢者加入割合補正係数		1.0688	1.0714	1.0662	1.0682	1.1241
後期高齢者加入割合補正係数 （要介護等発生率による）		1.0702	1.0737	1.0695		
後期高齢者加入割合補正係数 （1人あたり給付費による）		1.0674	1.0691	1.0628	1.0682	1.1241
所得段階別加入割合補正係数		0.9934	0.9934	0.9931	0.9934	0.9931
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付 見込額	0				0	0
保険料収納必要額	4,749,613,488				1,857,828,551	3,180,354,689
予定保険料収納率	97.30%				97.30%	97.30%

資料：見える化システム（総括表）



## (11)第1号被保険者数関係

区 分	第 8 期				令和 7 年度	令和 22 年度
	合計	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
第 1 号被保険者数	61,535	20,028	20,508	20,999	21,864	29,604
前期 (65～74 歳)	32,664	10,822	10,931	10,911	10,840	14,308
後期 (75 歳～)	28,871	9,206	9,577	10,088	11,024	15,296
後期 (75～84 歳)	18,317	5,899	6,069	6,349	6,987	9,158
後期 (85 歳～)	10,554	3,307	3,508	3,739	4,037	6,138
保険料設定を弾力化した 場合の所得段階別加入割合						
第 1 段階	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%
第 2 段階	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%
第 3 段階	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
第 4 段階	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
第 5 段階	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%
第 6 段階	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%
第 7 段階	12.8%	12.8%	12.8%	12.7%	12.8%	12.7%
第 8 段階	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%
第 9 段階	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
第 10 段階	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
第 11 段階	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
第 12 段階	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
第 13 段階	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
第 14 段階	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
保険料設定を弾力化した場合 の所得段階別被保険者数						
第 1 段階	14,929	4,859	4,975	5,095	5,304	7,182
第 2 段階	4,132	1,345	1,377	1,410	1,468	1,988
第 3 段階	3,367	1,096	1,122	1,149	1,196	1,620
第 4 段階	7,669	2,496	2,556	2,617	2,725	3,690
第 5 段階	5,278	1,718	1,759	1,801	1,875	2,539
第 6 段階	9,461	3,079	3,153	3,229	3,361	4,552
第 7 段階	7,846	2,554	2,615	2,677	2,788	3,774
第 8 段階	3,583	1,166	1,194	1,223	1,273	1,724
第 9 段階	1,217	396	406	415	433	586
第 10 段階	990	322	330	338	352	476
第 11 段階	653	212	218	223	232	314
第 12 段階	798	260	266	272	284	384
第 13 段階	376	123	125	128	134	181
第 14 段階	1,236	402	412	422	439	594
合 計	61,535	20,028	20,508	20,999	21,864	29,604
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	61,155	19,904	20,382	20,869	21,730	29,421
弾力化をした場合の所得段階 別加入割合補正後被保険者数	62,582	20,369	20,858	21,356	22,238	30,107

資料：見える化システム（総括表）

## 5. 策定委員会規則・委員名簿・審議経過

### (1) 宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員会規則

平成 10 年 11 月 10 日

規則第 30 号

改正 平成 14 年 3 月 29 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、本市の高齢者の保健福祉に関する総合的な対策を図るため、宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、宜野湾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関し、基本的事項及びその他重要事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは会長がこれを決する。

4 会長は、必要と認めるときは、委員会の会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宜野湾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の主管課において処理する。

(平14規則25・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第25号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

## (2) 宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員会 名簿

任期：令和2年3月3日～令和5年2月20日

No	氏名	団体名	組織（規則第3条）	備考
1	ヤスラ ショウトク 保良 昌徳	沖縄社会福祉調査研究所	学識経験者	会長
2	ニシヒラ モリキ 西平 守樹	中部地区医師会	保健医療関係者	副会長
3	ナカムラ マサミツ 仲村 将満	中部地区歯科医師会	〃	
4	アラカキ コ 新垣 さと子	沖縄県中部保健所	〃	
5	ナカンドカリ ミツル 仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会	福祉関係者	
6	ガネコ マサアキ 我如古 正昭	特別養護老人ホーム 愛誠園	〃	
7	ゴヤ ヨシタケ 呉屋 良武	宜野湾市民生委員児童委員 連絡協議会	〃	
8	カワミツ ダイスケ 川満 大輔	沖縄県介護支援専門員協会 宜野湾支部連絡会	〃	
9	アラカキ エツコ 新垣 悦子	一般公募	その他市長が必要と 認めたもの	
10	カリマタ ヨネコ 狩俣 米子	一般公募	〃	
11	オオシロ ヒデノブ 大城 秀信	宜野湾市老人クラブ連合会	〃	
12	シンジョウ ヨシタカ 新城 嘉隆	宜野湾市自治会長会	〃	
13	ミヤゾノ ミネコ 宮園 峰子	宜野湾市婦人連合会	〃	
14	ヒガ サトシ 比嘉 智	宜野湾市商工会	〃	
15	サキマ ケン 崎間 賢	宜野湾市健康推進部	市職員	

## (3) 宜野湾市高齢者保健福祉対策審議経過

区 分	開催日	議題等
第1回 策定委員会	令和2年3月3日	(1) 委嘱状・辞令交付 (2) 第8期介護保険事業計画策定に向けた作業の進め方について (3) アンケート調査について
第1回 検討委員会	令和2年7月2日	(1) ニーズ調査結果等の報告 (2) 介護保険事業の検証
第2回 策定委員会	令和2年7月14日	(1) ニーズ調査結果等の報告 (2) 介護保険事業の検証
第2回 検討委員会	令和2年10月1日	(1) 基礎調査結果からみえる宜野湾市の高齢者の抱える課題について (2) 計画骨子(案)について (3) 第8期介護保険事業計画について
第3回 策定委員会	令和2年10月15日	(1) 基礎調査結果からみえる宜野湾市の高齢者の抱える課題について (2) 計画骨子(案)について (3) 第8期介護保険事業計画について
第3回 検討委員会	令和2年11月10日	(1) 第8期計画素案 (2) 保険料(案)について
第4回 策定委員会	令和2年11月26日	(1) 第8期計画素案 (2) 保険料(案)について
第4回 検討委員会	令和2年12月24日	(1) 第8期計画素案(介護給付費見込量、保険料設定)の報告、承認
第5回 策定委員会	令和3年1月21日	(1) 第8期計画素案(介護給付費見込量、保険料設定)の報告、承認
答 申	令和3年1月28日	

第8期 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行：宜野湾市 健康推進部 介護長寿課

住所：〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

電話：098-893-4411（代表）

URL：<http://www.city.ginowan.okinawa.jp>

編集協力：株式会社サーベイリサーチセンター 沖縄事務所

住所：〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 3-21-1 國場ビルディング 9階





宜野湾市